

平生町告示第22号

平成26年第4回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成26年8月27日

平生町長 山田 健一

- 1 期 日 平成26年9月10日
- 2 場 所 平生町議会議事堂

開会日に応招した議員

松本 武士君

村中 仁司君

久保 俊一君

中川 裕之君

河藤 泰明君

淵上 正博君

細田留美子さん

柳井 靖雄君

河内山宏充君

平岡 正一君

岩本ひろ子さん

福田 洋明君

応招しなかった議員

平成26年 第4回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成26年9月10日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成26年9月10日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 平成26年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成26年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成26年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 平成26年度平生町飲料水供給施設事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 平生町災害対策本部条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第6号 平生町育英基金条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第7号 平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第12 議案第8号 平生町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 日程第13 議案第9号 平生町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第14 議案第10号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第11号 土地及び建物の無償貸付について
- 日程第16 認定第1号 平成25年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第2号 平成25年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第3号 平成25年度平生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第4号 平成25年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第5号 平成25年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第21 認定第6号 平成25年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第7号 平成25年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第8号 平成25年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第9号 平成25年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第10号 平成25年度平生町飲料水供給施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 報告第1号 平成25年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第27 報告第2号 平成25年度平生町育英基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第28 報告第3号 平成25年度平生町土地開発基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第29 報告第4号 平成25年度平生町公共施設建設基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第30 報告第5号 平成25年度平生町ふるさと振興基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第31 報告第6号 平成25年度平生町減債基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第32 報告第7号 平成25年度平生町まちづくり基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第33 報告第8号 平成25年度平生町国民健康保険事業基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第34 報告第9号 平成25年度平生町介護給付費準備基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第35 報告第10号 平成25年度平生町地球温暖化対策推進基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第36 報告第11号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告
- 日程第37 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
- 日程第5 議案第1号 平成26年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成26年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成26年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算

- 日程第8 議案第4号 平成26年度平生町飲料水供給施設事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 平生町災害対策本部条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第6号 平生町育英基金条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第7号 平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第12 議案第8号 平生町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 日程第13 議案第9号 平生町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第14 議案第10号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第11号 土地及び建物の無償貸付について
- 日程第16 認定第1号 平成25年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第2号 平成25年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第3号 平成25年度平生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第4号 平成25年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第5号 平成25年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第6号 平成25年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第7号 平成25年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第8号 平成25年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第9号 平成25年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第10号 平成25年度平生町飲料水供給施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

出席議員（12名）

1番 松本 武士君

2番 村中 仁司君

3番 久保 俊一君	5番 中川 裕之君
6番 河藤 泰明君	7番 淵上 正博君
8番 細田留美子さん	9番 柳井 靖雄君
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 岩本ひろ子さん	13番 福田 洋明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 河島 建君 書記 村井 泰行君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	佐竹 秀道君
教育長	高木 哲夫君	会計管理者	高岡 浩行君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			羽山 敦紀君
総合政策課長	藤田 衛君	町民課長	石杉 功作君
税務課長兼徴収対策室長			兼末 仁君
健康福祉課長			田代 信忠君
経済課長兼農業委員会事務局長			岩見 求嗣君
建設課長	瀬戸 孝博君	佐賀出張所長	安村 昌己君
教育次長兼学校教育課長			角田 光弘君
社会教育課長			藤山 一人君
総合政策課財務班長			加世 伸彦君

午前9時00開会・開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年第4回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・ ・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において中川裕之議員、河藤泰明議員を指名いたします。

・

日程第2．会期の決定

議長（福田 洋明君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月19日までの10日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は10日間と決しました。

・

日程第3．諸般の報告

議長（福田 洋明君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布しております議会日誌、議員派遣の報告のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成26年8月実施の例月出納検査の結果報告並びに地方自治法第121条第1項の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名の報告はお手元に配布の文書のとおりであります。

これをもって諸般の報告を終わります。

・

日程第4．行政報告

議長（福田 洋明君） 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に行政報告を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さん、おはようございます。

この夏は、例年より2日遅い7月21日の梅雨明けでありました。しかし、その後は、今年の猛暑とは打って変わって、台風や前線の影響による天候不良が続き、11年ぶりの冷夏となり、日照不足による農作物等への影響が心配される夏でありました。

特に、山口県では、雨や曇りの日が目立ち、不安定な気候が続き、8月6日には岩国市付近で解析雨量が1時間に120ミリを超える猛烈な雨が観測され、土砂崩れなどが発生し、死傷者が出る被害が発生をしました。一方で、8月中における35度以上の猛暑日がゼロという、異常な天候でもありました。

広島市においても、安佐南区と安佐北区において、8月20日未明に、3時間だけで8月の平

均降水量を大きく上回る217ミリという猛烈な雨が降り、死者70名を超える大規模な土砂災害が発生しております。気象庁では、7月30日以降に各地で発生した大雨を「平成26年8月豪雨」と統一名称で命名をいたしました。期間が3週間以上になったのは、異例であるとされています。

本町においては、8月10日に接近した台風11号に対する警戒を行い、第2警戒態勢で臨みましたが、幸いにして大きな被害もなく、自主避難者も6世帯6人が中央公民館で一夜を過ごし、早朝には、何事もなく無事に自宅に帰られました。台風シーズンは、まだ続きます。町といたしましても、さまざまな災害の発生を想定し、常に危機管理意識を持って、災害に備えてまいりたいと考えております。

9月に入り、ここ二、三日は暑さがぶり返しておりますが、朝夕はすっかりしのぎやすくなってまいりました。秋は「実りの秋」、「文化・芸術の秋」、「読書の秋」、「スポーツの秋」、「行楽の秋」、そして「食欲の秋」と枕詞の多い季節でもあります。

町内の田んぼでも、これから稲刈りのシーズンを迎え、また、先日開催をされました平生中学校の運動会を皮切りに、これから多くの秋の行事が予定されているところであります。

そのさなか、定められました平成26年第4回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては御多忙中にもかかわらず全員の御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

行政報告に入ります前に、少し国の来年度の概算要求について触れてみたいと思います。

国の各省庁の来年度の概算要求が先月29日に締め切られました。一般会計の要求総額は、過去最大の約101兆6,806億円となり、概算要求としては、初めて100兆円を突破したとのことであります。

これは、一般会計の要求額としては、過去最大であった今年の平成26年度の当初予算の99兆2,500億円をさらに上回り、過去最大となったものであります。政府による要求基準は「前年度を上回る効率化を行う」ということでありましたが、財政健全化とはほど遠い各省庁の概算要求となっております。このたびは、安倍政権が政策の目玉として打ち出した人口減対策や地方対策に多くの要求が集まり、各省庁が要求したことによるものであるとのことであります。

また、来年10月からの消費税増税について、この消費税増税が実施という判断になれば、さらに、増税分を活用して社会保障関連の要求が新年度予算に上積みされることも考えられるところでもあります。

いずれにいたしましても、国の借金が1,000兆円を超えている中、今後、財政再建と経済成長の課題にどう対処していくのか、地方自治体としても注視をしていきたいと考えております。

なお、このたびは特別枠として3兆9,000億円を上限とした「新しい日本のための優先課

題推進枠」が設定され、地方創生関連予算が要求されております。9月3日の内閣改造により、新しく地方創生担当大臣が創設され、石破氏が就任されたところであり、首相をトップとする「まち、ひと、しごと創生本部」も近く始動してまいります。今後の地方自治体への具体的な支援が期待されるところであります。

しかしながら、地方自治体で一番影響のある地方交付税については、自治体への配分となる出口ベースの額が1兆6千450億円となっておりまして、前年度対比で8,405億円、率にして5%の減少となる見込みであり、大変厳しい状況であります。

これから本格的な各省庁の予算折衝が行われますが、これまでも全国町村会や地方6団体で来年度予算要求や要望をしてきたところであります。国においては、財政再建に向けて、国際公約ともいえる2020年のプライマリーバランス黒字化を実現するため、今後、地方交付税を初めとした歳出削減圧力を一層強めてくることが予想されます。

特に地方交付税は、地方自治体にとって固有の確保されるべき財源でありまして、地方交付税が実際に減額されるということになれば、財政力の弱い市町村にとって、行政運営や行政サービスに支障が出てくるのではないかと懸念されるところであります。私といたしましても、今後ともいろいろな機会を見て、議会の皆様と一緒に、精一杯、町の声や地方の声を国や県に上げていきたいと考えておりますので、引き続き、御指導、御協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、これから、6月定例会以降の町政の重要課題の進捗状況や経過につきまして、「行政報告」として申し上げます。

まず、協働のまちづくりについてであります。

協働のまちづくりに向けた、コミュニティ協議会等の取り組み状況につきましては、まず宇佐木地区におきましては、平成25年度に取り組みました山口県立大学との共同研究をもとにいたしまして、宇佐木コミュニティ協議会において、地域づくり計画策定委員会が設置され、計画の策定に向けた話し合いが行われておりまして、9月末の完成を目指した取り組みが進められているところであります。

大野地区におきましては、同じく平成25年度に取り組みました中山間地域づくりコーディネーター派遣事業をもとに立ち上がりました大野コミュニティ協議会設立準備委員会をベースといたしまして、コミュニティ協議会の設立及び夢プランの策定に向けて、協議が進められている段階であります。

その他の公民館単位における4地区での協働のまちづくりの取り組みにつきましては、5月26日から29日までの4日間に開催をいたしました地域づくり懇談会を皮切りといたしまして、各公民館を単位としたコミュニティ協議会の設立に向けて、設立準備委員会で協議するための検

討会が開催をされているところであります。この4地区の中におきましては、設立準備委員会に移行して、取り組みが進められている地区もございます。

次に、柳井地区広域行政の取り組みについてであります。

去る7月13日、JR広島駅南口地下広場におきまして、柳井地域1市4町が共同して「サザンセット交流フェア」を開催いたしました。紙芝居やフラダンス、和太鼓などのステージイベント、特産品の販売、移住相談、観光PRチラシの配布等、1市4町共同出展ならではの多彩なイベントを披露することができ、また、思わぬ出会いや反響もあって、それなりに手応えを感じているところです。広島の皆さんに、柳井地域並びに平生町の魅力を伝えることができたと考えております。今後も継続して開催をし、観光客や移住者の増加につながっていくことを期待するものであります。

次に、平生・宇佐木両保育園の統合・新設民営化に係る取り組みについてであります。

町立平生保育園と宇佐木保育園の統廃合につきましては、新設民間保育園の建設工事等の遅れから、旧町立平生保育園の施設を利用して、社会福祉法人うちみ会運営の民間「ひらお保育園」が4月1日に開園いたしておりました。園舎の工事は、それから約3か月かかりまして、7月8日には、新設「ひらお保育園」の竣工式が行われ、その後引っ越しも順調に進み、7月14日から新園舎での保育が開始され、新設民間「ひらお保育園」が新たにスタートを切りました。現在までに特段の影響もなく、2つの町立保育園の統合から新設民間保育園への移行がスムーズに行われております。

町といたしましても、この民営化に際しては、園児への影響を考慮し、また保護者の民営化に対する不安の解消にも最大限配慮をしながら取り組みを進めてまいりました。今後とも、社会福祉法人うちみ会との連携をとりながら、周辺の交通安全に対する環境整備、保育運営・保育サービスの充実に向け、取り組んでまいりたいと思いますので、御理解と御協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、行政報告を終わります。

議長（福田 洋明君） 次に、教育委員会に関する報告を教育長から求めます。高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） おはようございます。

6月定例議会以降の教育行政についての進捗状況や経過について御報告申し上げます。

まず、教科書採択についてであります。

公立学校で使用される教科書につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定により、学校を設置する市町村の教育委員会に採択の権限があるとされております。

今年度は、平成27年度から使用する小学校の教科用図書の採択の年であり、5月下旬に、そ

の地域内では同一の教科書を使用することが適当と考えられる地域として、県教育委員会が諸条件を考慮して決定することとなっている採択地区である熊毛郡において、採択に当たっての研究調査の第1回目の協議会を開催しました。

その後、柳井市、大島郡、熊毛郡が共同で、教科用図書の研究調査を行い、7月上旬の3回目の会議において、その結果報告を受け、引き続き、2回目の熊毛郡の協議会において、郡として選定したところであります。それを受け、7月下旬に、本町教育委員会会議において、教科ごとに採択を行ったところであります。

次に、中学校における平和教育についてであります。

去る8月6日、平生中学校において、全校生徒が登校し、6回目となる「平和の集い2014」が行われました。これは広島市へ原子爆弾が投下されたことや、平生町に大きなかわりのある人間魚雷「回天」について改めて見つめるとともに、平和の本当の意味を考える機会とするために開かれたものです。

2年生代表による広島での平和学習の発表や、山口放送制作番組の「遙かなる波濤 人間魚雷回天」を視聴し、平和の尊さを見つめ直したところであります。

被爆語り部の方からの「自分だけでなく、他人と生きることを忘れないで」という言葉、また「戦争を二度と繰り返さない」「広島の人々の思いを未来につなげる」「共生できる世界をつくりあげる」という生徒の思いを私たち大人は真剣に受けとめ、世界恒久平和の実現に向け、力を尽くさなければならぬと思ったところであります。

次に、全国学力・学習状況調査についてであります。

本調査は、全国規模で小学校6年生と中学校3年生を対象とし、国語、算数・数学の学力の状況や児童生徒の生活習慣、学習環境等の状況を調査するもので、全国一斉に本年4月22日に行われたものであります。

先月25日、文部科学省から結果公表が行われるとともに、前後して公表問題がマスコミの間で議論されているところであります。山口県及び本町においては、これまで同様、市町別、学校別の結果公表は行わないこととしております。

結果につきましては、山口県としては過去最高のものとなっており、本町においても各学校における平素からの学力向上に向けた取り組みの成果が感じられるところであります。

今後とも、学校と家庭の信頼関係の構築の上で、地域とも連携・協働し、一体となった学力向上の取り組みを進めてまいりたいと考えています。

次に、スポーツ推進の取り組みについてであります。

去る6月28日に、平生ミニバスケットボールスポーツ少年団の主催によりまして、町体育館において、「少年バスケットボール教室」が開催されました。男子バスケットボールのトップ

リーグであるNBLに今季からの参戦が決まっております「広島ドラゴンフライズ」からアシスタントコーチと3名の選手を迎え、平生ミニバスケットボールスポーツ少年団員を初め、団員以外の一般参加の小学生、平生中学校のバスケットボール部員が参加し、基礎を中心に指導を受けました。

参加した子どもたちは、ダンクシュートなどプロの高い技術を間近で拝見することができ、また、直接指導を受けたことでよい経験になったことと思います。

また、7月19日には、各地区で「ラジオ体操会」が開催されました。例年の曽根公民館、佐賀小学校に加え、昨年度策定しました「平生町スポーツ推進計画」の取り組みの一環として、今年度は新たに大野公民館でも開催されました。今後もこの活動を広げていき、体力づくりのきっかけとなればと考えております。

以上をもちまして、「教育行政の報告」を終わります。

議長（福田 洋明君） これをもって行政報告を終わります。

日程第5．議案第1号

日程第6．議案第2号

日程第7．議案第3号

日程第8．議案第4号

日程第9．議案第5号

日程第10．議案第6号

日程第11．議案第7号

日程第12．議案第8号

日程第13．議案第9号

日程第14．議案第10号

日程第15．議案第11号

日程第16．認定第1号

日程第17．認定第2号

日程第18．認定第3号

日程第19．認定第4号

日程第20．認定第5号

日程第21．認定第6号

日程第22．認定第7号

日程第23．認定第8号

日程第24．認定第9号

日程第25．認定第10号

日程第26．報告第1号

日程第27．報告第2号

日程第28．報告第3号

日程第29．報告第4号

日程第30．報告第5号

日程第31．報告第6号

日程第32．報告第7号

日程第33．報告第8号

日程第34．報告第9号

日程第35．報告第10号

日程第36．報告第11号

議長（福田 洋明君） 日程第5、議案第1号平成26年度平生町一般会計補正予算から、日程第15、議案第11号土地及び建物の無償貸付について、及び日程第16、認定第1号平成25年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第25、認定第10号平成25年度平生町飲料水供給施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明並びに日程第26、報告第1号平成25年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告から、日程第36、報告第11号地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告までの件を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） それでは、御提案をいたします、予算4件、条例6件、事件1件、認定10件の議案につきまして、順を追って説明を申し上げます。

まず、議案第1号平成26年度平生町一般会計補正予算であります。

今回の補正額は、7,573万3,000円を追加いたしまして、予算総額は50億3,329万1,000円となるものであります。

まず、歳出の主なものより申し上げます。歳出につきましては、12ページからであります。

情報通信費では、社会保障・税番号制度導入に伴う中間サーバーの整備に係る負担金を新たに計上いたしております。

財務財産管理費では、繰越金の計上に伴い、今後の財政需要に備えるため、財政基金への積立金を計上いたしております。

13ページの税務総務費では、所要の町税還付金を追加計上いたしております。

賦課徴収費では、職員の産休に伴う代替事務補助員の賃金を計上いたしております。

14ページにかけての農業委員会委員選挙費では、農業委員会委員選挙が無投票になったことにより精算をいたすものであります。

15ページの老人福祉総務費では、当初予算で空調設備更新工事を老人福祉センター管理運営委託料に含めて計上しておりましたが、購入設置からリースとすることといたしましたことから、管理運営委託料を減額して空調設備借上料を計上するものであります。

福祉医療対策費では、過年度分の後期高齢者医療に係る追加負担金を計上しております。

障害者福祉費の返還金につきましても、過年度分の精算によるものであります。

臨時福祉給付金事業費では、給付金給付業務システムの改修について、事業費確定に伴い増額補正をするものであります。

16ページの子育て世帯臨時特例給付金事業費の交付金では、子育て世帯臨時特例給付金対象者が当初見込みから増加しており、増額するものであります。

母子衛生費では、言葉の遅れを持つ幼児を対象に言語指導教室を開催いたしておりますが、指導員が退職されることから、賃金を減額して、後任は医療法人との契約により継続することといたしましたことから、新たに委託料を計上するものであります。

17ページの予防費では、予防接種法施行令の改正により、10月1日から幼児への水痘及び高齢者への肺炎球菌が定期接種となり、これに伴う経費を計上するものであります。

18ページの土地改良事業費では、水路3件、道路1件の修繕料を、また、工事請負費1件分を計上いたすものであります。

道路橋梁維持費では、社会資本整備総合交付金の確定に伴い委託料を減額し、舗装改修工事費を計上いたしております。

19ページの道路橋梁新設改良費では、町道改良1件分の所要経費を計上するものであります。

住宅管理費では、町営住宅の修繕料を追加するものであります。

20ページの小学校費の学校管理費では、平生小第二校舎給水管修理に要する経費を計上するものであります。

小学校費の教育振興費では、県の補助金を活用して佐賀小学校に配置する予定でありました特別支援補助教員について、県教育委員会からの直接配置となったことから、報酬を減額補正するものであります。

社会教育総務費の子ども会育成連絡協議会補助金については、山口県ひとづくり財団からの「やまぐちしょういん学校助成金」を活用して、子ども会育成連絡協議会の行事の開催経費の助成を行うものであります。

21ページから22ページにかけての災害復旧費では、7月上旬の豪雨により、各施設が被災いたしておりますことから、各施設の災害復旧にかかる所要の経費を計上いたしております。農業用施設の修繕料は5件、90万円、工事請負費は5件、230万円と、また、土木施設については、修繕料を9件、139万円、工事請負費を12件、430万円それぞれ計上いたしております。

飲料水供給施設事業費では、飲料水供給施設事業特別会計の補正に伴いまして、一般会計からの繰出金を減額いたすものであります。

続きまして、歳入について御説明をいたします。8ページからでございます。

地方特例交付金は、確定に伴いまして、増額いたすものであります。

地方交付税は、確定により減額いたすものであります。平成25年度との当初予算対比では1,700万円の増加となっておりますが、地方財政計画等により国における交付税総額は1.0%の減額となっており、これを踏まえて、他の要素も勘案のうえで、25年度確定額からは約2.1%の減少を見込んで計上をしておりましたが、さらに減少することとなったものであります。

この主な要因につきましては、基準財政需要額において今年度新設されました「地域の元気創造事業費」による措置分は増加となったものの、昨年度の増加要因でありました「地域振興費」における歳出削減に要する経費に係る補正係数が廃止となるなどによって、当初見込みを下回ったことによるものであります。

9ページにかけての国庫支出金と県支出金については、歳出において御説明いたしました事業などに伴います特定財源を増額あるいは減額をいたすものであります。総務費国庫補助金の「がんばる地域交付金」につきましては、平成25年度の国の補正予算に伴い交付されるものでありまして、また、総務費県補助金の「離島の定住・交流サポート事業」につきましては、交付の内示を受けたことによりまして、特定財源として新たに計上するものであります。

10ページの繰越金につきましては、9,661万7,000円を追加いたしまして、繰越金の総額は1億2,661万7,000円となるものであります。

雑入については、地域づくり推進事業助成金、やまぐちしょういん学校助成金、過年度障害者福祉費負担金を計上いたしております。

11ページにかけての町債では、町道改良及び舗装改修に係る財源として道路橋梁債を、災害復旧に係る財源として災害復旧債をそれぞれ追加計上いたしております。

また、臨時財政対策債は、確定によりまして1,084万3,000円減額いたすものであります。

前に戻りまして、5ページの第2表 地方債補正については、先ほど歳入で御説明いたしまし

た町債の減額あるいは追加によりまして、起債額を変更するものであります。

なお、23ページから25ページにかけての給与費明細書、26ページに地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。

以上で、議案第1号平成26年度平生町一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第2号平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

今回の補正額は、1,838万2,000円を追加いたしまして、予算総額は19億5,235万7,000円となるものであります。

歳出については、7ページの後期高齢者支援金から8ページの前期高齢者納付金、介護納付金については、確定により計上するものであります。

9ページの諸支出金は、過年度の実績によりまして、負担金等の返還金を計上いたしております。

続きまして、歳入について御説明いたします。

6ページの退職者療養給付費交付金につきましては、見込みにより、過年度分については確定により、それぞれ追加計上いたすものであります。

前期高齢者交付金につきましては、確定により減額するものであります。

続きまして、議案第3号平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

今回の補正額は2,532万6,000円追加いたしまして、予算総額は12億7,449万4,000円となるものであります。

歳出については、7ページでございますが、精算による余剰金の介護給付費準備基金への積み立てと、過年度分の保険料還付金及び還付加算金、国庫支出金などの返還金を計上いたしております。

6ページの歳入については、介護給付費精算交付金と、繰越金は平成25年度繰越金を計上いたしております。

続きまして、議案第4号平生町飲料水供給施設事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

今回の補正額は、529万5,000円を追加いたしまして、予算総額は3,336万1,000円となるものであります。

歳出につきましては、8ページでございます。

施設管理費の工事請負費は、陰平・日向平地区の滅菌施設及び遠方監視施設の整備につきまして、所要の額を追加計上いたすものであります。

歳入は、7ページでございます。

繰入金は、歳出及び事業債の補正に伴い一般会計の繰入金を調整し、減額計上いたすものであります。

町債については、先ほど歳出で御説明いたしました工事請負費に係る財源として、水道事業債を追加計上するものであります。

なお、9ページに地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

続きまして、議案第5号平生町災害対策本部条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本条例につきましては、災害対策基本法の一部改正に伴い、条文中における根拠法令の条項を改正するものであります。

続きまして、議案第6号平生町育英基金条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本条例につきましては、「母子及び寡婦福祉法」を条文中において根拠法令としておりましたが、同法の一部改正に伴い、その題名が改正されますので、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改めるものであります。

続きまして、議案第7号平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例から議案第9号平生町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例まで、一括して御説明を申し上げます。

これらの条例につきましては、平成24年8月22日に公布された子ども・子育て支援法の制定により、子ども・子育て支援制度が実施されることに当たり、地域型保育事業の認可、給付による財政支援の対象とする施設・事業の確認、並びに放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に関して、国が定める基準を踏まえて規定するものであります。

まず、議案第7号平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、御説明申し上げます。

本条例につきましては、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、家庭的保育事業等が認可制度として創設されるとともに、当許認可等の権限が市町村の権限とされることから、本町における町内の家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定めるものであります。

続きまして、議案第8号平生町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について御説明申し上げます。

本条例につきましては、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業が確認制度として創設をされ、市町村の権限とされることから、本町における

町内の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定めるものであります。

続きまして、議案第9号平生町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、御説明申し上げます。

本条例につきましては、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が創設をされ、市町村の権限とされることから、本町における町内の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

各条例の内容につきましては、各府省令にて規定をされた各基準に基づき、それぞれの地方公共団体にて規定することとされておりまして、本町におきましては、基準の規定につきましては、各府省令と同様の内容といたしております。

なお、各条例の施行日につきましては、関係法の施行日と同日といたしております。

続きまして、議案第10号平生町営住宅条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本条例につきましては、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を条文中において根拠法令といたしておりましたが、同法の一部改正に伴い、その題名が改正されますので、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改めるものであります。

また、中国残留邦人等の亡くなった後に支援される給付額の算定対象となる配偶者が、特定配偶者に限定されたこと及び経過措置が設けられたことにより、本町営住宅の入居者の資格について、法改正前の支援給付受給者についても対象とする規定を加えるものであります。

続きまして、議案第11号土地及び建物の無償貸付についての御説明を申し上げます。

旧平生保育園の土地及び建物につきましては、平成26年4月から、平生保育園及び宇佐木保育園を統合、民営化いたし、7月までは社会福祉法人うちみ会へ保育園施設として無償貸与しておりました。

7月14日からは新しく設置した園舎にて保育事業を実施しておりまして、今後の当施設の活用につきましては、医療法人成心会ふじわら医院から児童福祉施設として使用したい旨の申し出があったことから、同医院に対し、当施設に係る土地及び建物を無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の御議決をお願いするものであります。

以上を持ちまして、予算4件、条例6件、事件1件の提案理由の説明を終わらせていただきますが、次の平成25年度一般会計ほか9会計の歳入歳出決算の内容につきましては、佐竹副町長から説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

終わりに、報告11件でございますが、まず、基金に関する報告が10件でございます。議案の末尾に本町の基金であります財政基金ほか9基金の平成25年度の運営状況、これに伴います

収支の状況を、地方自治法の規定に基づきまして、それぞれ報告させていただいております。

最後に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいた健全化判断比率と公営企業会計の資金不足比率の報告が1件ございます。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、監査委員の意見を付して、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の健全化判断比率と公営企業会計の資金不足比率を報告するものであります。

なお、説明不足の点につきましては、副町長の決算についての説明が終わった後に、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えをさせていただきますので、よろしく御審議をいただきまして、御議決あるいは御認定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（福田 洋明君） 佐竹副町長。

副町長（佐竹 秀道君） それでは平成25年度の決算報告を申し上げます。

各会計の決算につきまして、平成26年5月30日に出納閉鎖を終えて調製の後、監査委員さんに審査をお願いしたものであります。監査委員さんにおかれましては、7月25日から8月13日にかけて、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理などについて、直接担当課に説明を求め、日時をかけて審査をされました。その後、8月28日に監査の講評を受けましたので、これらの意見を付して、地方自治法第233条第3項の規定に基づく認定を受けるに当たり、その概要を一般会計から順を追って御説明申し上げます。

なお、財産に関する調書は、地方自治法施行令第166条第2項の規定に基づき作成をしておりますが、別冊としておりますので、申し添えます。

最初に、認定第1号一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

歳入総額は51億8,804万6,473円、歳出総額は50億1,603万2,928円でありまして、歳入歳出差引額が1億7,201万3,545円となっております。

平成26年度へ繰り越すべき財源につきましては、繰越明許費繰越額が148万5,080円、事故繰越繰越額が4,391万1,000円、合計で4,539万6,080円でありまして、実質収支額につきましては1億2,661万7,465円となるものでございます。

単年度収支につきましては1,958万5,407円の黒字となっております。

実質単年度収支につきましては、財政基金への積立額が取崩額を2,584万5,230円下回っていることから、625万9,823円の赤字となっております。

歳入歳出の前年度対比につきましては、歳入が2.4%の増、歳出が2.2%の増となっております。主な歳入歳出の増額要因といたしまして、地域の元気臨時交付金の新設や漁港海岸保全施設整備事業等において、平成24年度からの繰越事業によるものであります。

それでは、各予算費目の順に主要な施策等の成果を中心に御説明申し上げます。

歳入からであります。決算書の9ページをごらんいただきたいと思います。

町税につきましては、個人町民税が1.6%、法人町民税が1.6%の減少、町たばこ税が2.1%の減少となっており、町税全体では平成24年度決算額と比較して、1.8%の減少となっております。

10ページの配当割交付金と株式等譲渡所得割交付金につきましては、株取引の活性化等により増加となっております。

自動車取得税交付金につきましては、エコカー減税適合車種の増加等により、25.4%の減少となっております。

11ページの地方交付税の普通交付税は1,022万6,000円、0.6%増加しており、特別交付税は359万6,000円、2.3%減少しております。

分担金及び負担金の社会福祉費負担金は、養護老人ホームの入所措置人員数の減少により、97万5,000円、28.4%の減少となっております。

児童福祉費負担金は、保育措置人員数の減少等により、420万7,830円、7.6%の減少となっております。

13ページから15ページにかけての国庫支出金につきましては、主に平成24年度からの繰越事業分の漁港海岸保全事業の増加等に伴いまして、全体で9,982万1,666円、率にして30.3%の大幅な増加となっております。

15ページから19ページにかけての県支出金の県補助金につきましては、主に海岸保全事業やため池整備事業の繰越事業費分等により、1,765万8,929円、11.9%の増加となっております。

県委託金につきましては、主に参議院議員選挙費など選挙費の増額により、578万2,728円、13.4%の増加となっております。

財産収入の財産売払収入につきましては、遊休町有地の1件を売り払いした収入額であります。

20ページの繰入金の他会計繰入金につきましては、平成25年5月に田布施・平生水道企業団への事業統合により、会計を廃止した簡易水道事業会計の清算金175万4,173円を繰り入れたものであります。

繰越金につきましては、前年度対比で15.1%の減少となっております。

22ページから24ページにかけての町債につきましては、町道改良事業や道路橋梁補修事業のほか、漁港海岸保全事業など繰越事業分がふえたことから、町債全体で9,153万7,000円、24.2%の増加となっております。

続きまして、歳出であります。

25ページの議会費は、総額7,245万6,405円となっております。議員共済費の公費負担額が減少したことにより、全体で156万8,725円、2.1%の減少となっております。

総務費は、総額で7億7,965万6,361円、前年度と比較して223万4,983円、0.3%の増加となっております。

27ページにかけましての一般管理費では、「平生町参加と協働のまちづくり条例」の具現化を図るため、コミュニティ協議会設立や地域づくり計画策定に向けた懇談会を開催し、新しい地域運営の確立に向けたまちづくりを進めてまいりました。

28ページにかけたの情報通信費では、DV等の被害者を保護するため住民票業務システムだけでなく、各種業務システムとの情報連携が迅速に行えるように機能の充実を図りました。

29ページにかけたの庁舎管理費におきましては、町民への迅速な情報伝達を目的として、継続事業であります防災行政無線のデジタル化の整備事業を実施いたしました。

30ページにかけたの企画振興費では、「第四次平生町総合計画」の前期基本計画に基づき未着手事業の取り組みと進捗状況について点検を行い、総合計画の着実な実践を図りました。

31ページの交通安全対策費におきましては、カーブミラーやガードパイプ等の整備について、自治会からの設置要望が多く出され、事業費が増加している傾向にあります。特にガードパイプの設置については、設置延長の長い箇所も多く、優先順位を決めて、計画的に整備を実施いたしました。

32ページの徴収対策費におきましては、普通自動車のインターネット公売を実施いたしております。滞納者への納税意識の高揚に努め、悪質滞納者への強制徴収の手続きを行う等、滞納額の縮減や税収の確保に努めております。

33ページにかけたの戸籍住民基本台帳費では、災害等による戸籍の滅失防止を目的とした戸籍副本データ管理システムを導入しております。

33ページから36ページにかけたの選挙費では、参議院議員補欠選挙、参議院議員選挙と山口県知事選挙を実施しております。

統計調査費では、住宅・土地統計調査、漁業センサス、工業統計調査を実施いたしております。

監査委員費では、全国監査委員研修会への参加により、監査機能の充実に努めたところであります。

民生費は、総額で14億407万5,079円となり、前年度対比では2,167万1,112円、1.5%の減少となっております。

37ページにかけたの社会福祉総務費では、地域課題の把握を行い、地域住民の社会的孤立を防ぐことを目的として、安心生活基盤構築事業に取り組んでおります。

39ページから40ページにかけたの障害者福祉費では、障害福祉サービス事業の支給において、サービス利用計画の作成が義務づけられてから2年目となり、よりきめ細やかなサービスの支給決定がされるようになったことから、給付費が大幅に伸びておるところであります。

4 1 ページの児童環境づくり推進事業費では、平成 2 7 年度からの子ども・子育て支援新制度に向けて、子育ての現状と課題の把握に取り組んでおります。

4 3 ページにかけての保育所運営費では、町立保育園の統合・新設民営化への円滑な実施に向けて、保護者説明会や地元説明会を開催し、関係者の御理解と御協力をいただき、平成 2 6 年度開園に向けての準備を進めました。

衛生費は、総額で 2 億 7 , 4 3 3 万 9 , 4 4 8 円となっておりまして、前年度対比では 2 , 1 1 1 万 3 , 9 0 9 円、7 . 1 % の減少となっております。

4 4 ページから 4 5 ページの母子衛生費では、医療を必要としている未熟児に対して養育に必要な医療の給付を行う未熟児養育医療給付事業を新たに実施しております。また、平成 2 5 年度から妊婦が歯科検診を行う際は公費で助成をいたしております。

予防費では、子宮頸がん予防ワクチンによる副反応報告がみられたため、全国的に、定期接種は継続するものの、積極的な勧奨を一時差し控えるとされたことから、接種回数が減少しております。

4 6 ページにかけての健康づくり推進事業費では、健康づくりに関するシンポジウムや記念講演を実施しております。

4 7 ページにかけての環境衛生費では、浄化槽設置整備事業費により、1 3 基の設置に係る経費を補助いたしました。

4 8 ページの労働費は、総額で 1 , 1 6 7 万 5 , 4 6 0 円となり、前年度対比では 3 2 1 万 6 , 5 3 7 円、3 8 % の増加となっております。(2 4 ページに訂正発言あり) この理由といたしまして、勤労青少年ホーム運営費で、勤労青少年ホームの現況耐震診断及びトイレの改修工事を実施したことなどによるものです。

農林水産業費は、総額で 4 億 1 , 1 8 4 万 6 7 3 円となっており、前年度対比では 9 , 2 1 9 万 9 0 8 円、2 8 . 8 % の増加となっております。この大きな要因は、漁港海岸保全事業等の繰越事業によるものであります。

4 9 ページから 5 0 ページにかけての農業振興費では、南すおう農協が実施いたしましたタマネギの集出荷乾燥貯蔵調製施設の整備事業費の一部を助成することにより市場競争力を高め、産地化の確立に向けた支援を行いました。

5 1 ページにかけての土地改良事業費では、単独土地改良事業 8 件を実施し、老朽化した農道や水路の整備事業を実施いたしております。また、ため池整備事業を 2 件実施いたしました。

5 2 ページのひらお特産品センター管理費では、売上金額が 1 億 2 , 4 3 2 万 7 , 7 2 2 円で対前年度比 9 9 . 2 %、年間来客数は 1 4 万 4 , 1 4 5 人で対前年比 9 8 . 5 % と前年度とほぼ同様となっております。

林業総務費では、イノシシなどの有害獣から農作物被害を守るため、捕獲に対しての奨励金の交付や新規のわな猟狩猟免許取得者への支援及びわな猟の狩猟者登録の援助を行っております。

53ページの林業事業費では、林道の改良事業を1件実施しております。

水産業振興費では、水産振興対策事業費として、ガザミ、ヒラメ、車えび等の各種種苗の放流事業を実施し、水産資源の増大を図っております。

54ページにかけたの漁港建設事業費では、高潮から背後集落を守る海岸保全施設整備事業を現年度事業分、繰越事業分を合わせて5件実施をいたしております。

商工費は、総額で1,728万7,899円となりまして、前年度対比では、13万8,066円、0.8%の減少となっております。

55ページにかけたの商工振興費では、平成24年度に引き続きひらお産業まつりを開催いたしました。前回は上回る4,000人の来場者があり、平生町のPRや町内生産者等の生産意欲の高揚、また町内企業間の連携と活性化につながったものと考えております。

土木費は、総額で5億3,282万2,987円で、前年度対比では6,552万1,821円、14%の増加となっております。この増加の要因は、町道坂の下西原線道路改良工事の増額等によるものであります。

56ページの道路橋梁維持費では、舗装補修事業5件、橋梁補修事業2件を実施いたしております。また、今後の計画的かつ予防的な修繕対策により橋梁の維持管理費の平準化と縮減を図るため、平生町橋梁長寿命化修繕計画を策定いたしております。

57ページにかけたの道路橋梁新設改良費では、道路改良17件、側溝整備6件を実施し、生活基盤である町道の改良を推進したものであります。今後におきましても、適正な維持管理を行ってまいりたいと考えております。

河川維持改良費では、老朽化した護岸の改修工事を10件や流下能力を高めるための河川浚渫工事5件を実施し、河川における災害発生の未然防止による住民の安全確保に努めたものであります。

59ページの住宅管理費におきましては、老朽化した公営住宅等の効率的かつ円滑な更新、予防保全的管理、長寿命化に資する改善をすることを目的として、平生町公営住宅等長寿命化計画を策定いたしております。また、森の下住宅1戸の解体工事及び中村団地の1棟の外装改修を実施いたしております。

60ページからの消防費は、総額で2億5,036万7,500円となっており、前年度対比では850万107円、3.5%の増加となっております。

非常備消防費では、平生町地域防災計画の本編の改正とともに「地震・津波災害対策編」を策定する等、計画内容の全面改訂を実施いたしております。

61ページにかけての消防施設費では、第5分団に小型動力ポンプ付積載車を購入し、消防力の強化充実を図っております。

教育費は、総額で4億856万8,126円となっており、前年度対比では2,782万347円、7.3%の増加となっております。この増加要因としては、繰越事業である平生中学校普通教室棟の耐震工事等によるものであります。

62ページにかけての教育費の事務局費におきましては、平成25年度から町の事業として、スクール・ソーシャル・ワーカー設置事業に取り組み、課題のある家庭への迅速かつ適切な支援のための専門相談を実施し、実情に応じた指導体制の充実を図りました。

63ページにかけての小学校費の学校管理費におきましては、平生小学校の普通教室棟及び管理棟の耐震補強工事に係る実施設計を実施しております。

64ページから66ページにかけての中学校費の学校管理費では、平成24年度からの繰越事業である普通教室棟の耐震改修工事、屋根防水改修工事等を実施いたしております。

66ページの中学校費の教育振興費では、コミュニティ・スクール事業により、町内3校で地域と連携した特色ある学校づくりを推進していく体制となりました。

69ページから70ページにかけての公民館費では、中央公民館3階、大野公民館、佐賀公民館1・2階と老朽化している各公民館のトイレの改修工事を実施いたしました。また、公民館の耐震化につきましては、佐賀公民館の現況耐震診断を実施いたしております。

72ページから73ページにかけての保健体育総務費では、元プロ野球選手を講師に迎え、少年野球教室を実施いたしております。また、平生町引き受けにより周南駅伝競走大会を実施したところであります。

74ページにかけての保健体育施設費では、体育館の耐震改修設計業務を実施いたしております。

災害復旧費は、総額で2,274万7,473円となり、前年度対比では1,403万2,473円、16.1%の増加となっております。

災害復旧費では、7月下旬の梅雨前線による豪雨などにより被災いたしました農業用施設災害復旧工事12件、土木施設災害復旧工事5件を実施いたしております。

75ページにかけましての公債費につきましては、総額で6億8,664万9,099円となりまして、前年度比で3,435万7,420円、4.8%の減少となっております。

諸支出金は、総額で1億4,354万6,410円となり、前年度対比では、2,836万4,541円、16.5%の減少となっております。減少の主な要因は、簡易水道事業費の佐賀・尾国簡易水道、佐合島飲料水供給施設を田布施・平生水道事業団の上水道事業に事業統合をしたことによるものであります。

以上が、一般会計における決算概要であります。各種財政数値につきましては、経常収支比率は92.3%となっており、町税等の減少により0.9%上昇しております。

また、実質公債費比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により算定した数値において17.0%となり、0.7%改善し、今後におきましてもこの比率が上昇に転ずることのないように、財政運営に注意を払ってまいりたいと考えております。

財政基金の残高は、24年度末と比較いたしますと2,584万5,230円の減少となり、25年度末残高は3億3,803万953円となっております。

財政状況は、2年連続して実質単年度収支が赤字となり、引き続き厳しい状況にあります。高齢者人口の増加による社会保障費の増加や税収の減少等、地方財政を取り巻く環境は厳しさを増していくものと予想され、さらなる行財政改革を推し進めて、財政の健全化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、一般会計の説明を終わらせていただきます。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。10時20分から再開いたします。

午前10時05分休憩

.....
午前10時20分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。佐竹副町長。

副町長（佐竹 秀道君） 一点、訂正をさせていただきます。

先ほどの一般会計の決算報告の中で、48ページの労働費の総額を1,167万5,460円と申したようにございますけども、正しくは1,167万5,468円でございますので、訂正をしておわび申し上げます。

それでは続いて、認定第2号国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

歳入総額は18億4,213万7,077円、歳出総額は18億4,588万4,387円、歳入歳出差引残額は374万7,310円の赤字であります。これにつきましては繰上充用により措置をいたしております。また、精算分等を加味した実質単年度収支は2,303万6,545円の赤字となっております。この要因といたしましては、高齢化の進展や疾病構造の変化、また、医療技術の高度化等による医療給付費が高騰したことによる歳出の増加によるものであります。

25年度末における国民健康保険加入被保険者数は、24年度末と比較して、12人減少の3,447人となっております。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

5ページの国民健康保険税におきましては、平成25年度の保険税収入額は24年度と比較いたしますと、約792万円減収し、2億9,840万8,699円となっております。

6ページの国庫補助金の財政調整交付金につきましては、24年度と比較して、2,893万6,000円増加し、1億1,061万5,000円の交付を受けております。

7ページにかけての前期高齢者交付金につきましては、平成25年度の概算分及び平成23年度の精算分により、5,714万545円減少でございまして、4億7,099万9,797円の交付を受けております。

また、保険財政共同安定化事業交付金につきましては、24年度と比較して、医療費の急激な増加により、5,257万5,068円増の2億2,634万7,718円の交付を受けております。

次に、歳出であります。11ページの保険給付費の一般被保険者療養給付費は6,979万2,939円増加し、10億3,152万7,510円となりまして、対前年度比で7.3%増加しております。

一般被保険者高額療養費は、2,377万5,759円増加し、1億6,108万6,061円となり、対前年度比で17.3%増加しております。

療養諸費及び高額療養費全般では、9,707万9,202円増加し、13億2,135万8,213円となっております。

また、12ページの後期高齢者支援金は、769万円7,298円増の1億8,634万789円となり、対前年度比で4.3%増加しております。

保険加入被保険者数は、わずかながら減少しておりますが、療養費が大きく増加している状況の中、急増する療養費を賄う歳入については、税収の減少と負担割合に応じた国・県・町のルール分財源では不足する事態となり、今回の赤字決算となったものであります。

生活習慣病等の早期発見・早期治療により疾病の重症化を防ぐことによる医療費の抑制を図るとともに、特定健診や人間ドックの受診勧奨など予防事業の一層の推進に努めてまいります。

次に、認定第3号簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

歳入歳出ともに総額432万6,430円でありまして、実質収支もゼロとなっております。

平成25年6月1日に佐賀・尾国簡易水道、佐合島飲料水供給施設は田布施・平生水道企業団に事業統合いたし、5月末をもちまして簡易水道事業特別会計を廃止いたしております。

4ページの歳出のうち、施設管理費の繰出金についてであります。簡易水道事業が廃止されたことに伴い精算金を一般会計へ繰り出したものでございます。

次に、認定第4号下水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額6億5,142万548円、歳出総額6億5,043万8,548円、歳入歳出差

引額98万2,000円は繰越明許費繰越事業費分でありますので、実質的には収支はゼロとなるものであります。

平成25年度の管渠整備につきましては、大野南地区では水越、みのげ、中村、大野北地区では河田、喜多、今井、曾根地区では新地で実施をいたしております。これにより平成25年度末の整備面積は全体では256.8ヘクタールとなっております。普及率は56.7%、水洗化世帯率は98.7%となっております。

3ページからの歳入の主な内訳といたしましては、下水道使用料であります。平成24年度に比較して、0.1%減額となっております。収納率は上下水道使用料の賦課徴収事務の一元化により、現年度分の収納率は99.7%となっております。

国庫支出金につきましては、平成26年度への繰り越しにより、24年度と比較して、8.3%減少しております。

一般会計繰入金は、2.1%増加して、2億5,960万9,065円となっており、一般会計を圧迫する大きな要因の一つであります。

4ページの町債につきましては、10万円減少して、2億1,260万円となっております。

5ページから7ページにかけての歳出の主なものとしては、下水道管理費で、流域下水道事業維持管理費のウェートが大きく、下水道管理費全体の72.1%を占めております。

6ページの下水道整備費の工事請負費では、公共下水道管渠布設工事や公共ます設置工事等23件の事業を実施しております。

また、流域下水道事業であります田布施川浄化センターの水処理施設増設事業について、平成23年度から工事負担金を支出しております。これは、田布施町及び平生町におきまして下水道事業の面整備が進んでおり、処理場への流入汚水量が増加してきていることから、最終沈殿池を増設するものであり、県の計画では平成27年度に整備が終了する予定であります。

公債費では、元利償還金は0.9%の増加で、ほぼ前年度並みとなっており、引き続き3億円を大きく超えるものとなっております。今後におきましても、この傾向は続くと考えられますので、引き続き公債費の適正な管理に努めたいと考えております。

次に、認定第5号水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入歳出ともに8万7,269円であります。処理場の土地借上料の支出経理のみを本会計で実施いたしております。

次に、認定第6号漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入・歳出ともに8,970万5,826円でありまして、実質収支額もゼロとなるものであります。対前年度比で2.7%減少となっております。

処理区域面積は106ヘクタール、処理区域内世帯数は550戸と前年度と比較して変化はあ

りませんが、水洗化世帯数は402世帯に、水洗化世帯率は73.1%と若干増加しております。今後、処理区域内の人口減少により流入量も減少をするものと考えられ、処理施設の維持管理経費の確保が大きな問題になりますが、普及促進にこれまで以上に積極的に取り組み、料金収入の確保につなげていきたいと考えております。

3ページからの歳入では、排水施設使用料につきましては、水洗化世帯の増加に伴い収納額は9.2%増加いたしております。

一般会計からの繰入金につきましては、前年度対比で7.6%減少しております。

5ページからの歳出では、排水施設管理費につきましては、下水道料金徴収システム改修が終了したことなどにより、8.7%減少いたしております。

公債費では、元利償還金で3.0%増加しております。

続きまして、認定第7号熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入・歳出総額ともに2,533万1,379円となっております。実質収支額もゼロとなるものであります。

介護認定審査会は毎週2回を基本として開催しており、総開催回数は83回で、審査判定総件数は2,322件で、昨年度と比較すると35件増加をしております。

3ページの歳入につきましては、審査会の構成町である田布施町と上関町からの負担金と平生町からの運営費としての繰入金であります。

4ページの歳出につきましては、認定審査会運営業務に要する経費を支出しております。内容につきましては、前年度とほぼ同様でございます。

続きまして、認定第8号介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額12億2,266万3,955円、歳出総額11億9,938万6,920円、歳入歳出差引額2,327万7,035円を平成26年度へ繰り越すものであります。介護給付費に係る返還金と追加交付分を加味した実質収支額は1,613万3,154円になるものであります。

高齢者数の増加により、平成25年度末の第1号被保険者数は4,315人で、24年度末と比較して115人増加しております。

5ページからの歳入につきましては、第1号被保険者の増加に伴い、介護保険料は4.4%増加しております。

7ページの介護給付費準備基金繰入金は、介護給付費の財源として繰り入れたものであります。

9ページから10ページにかけての保険給付費につきましては、要介護者に対する給付であります介護サービス等諸費が増加傾向にありますが、25年度は前年度と比較して約0.7%の微

増となっております。

しかしながら、平生町の平成25年度末の65歳以上の割合は34.2%となっており、今後も要介護者は増加していくことが予想され、必要とするサービスが必要なときに受けられるよう、サービス提供基盤の整備は、今後行うとともに、一人でも多くの高齢者が自立して元気な長寿社会を送れるよう取り組みも進めてまいりたいと考えております。

次に、認定第9号後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について御説明を申し上げます。

歳入・歳出ともに2億71万6,745円でありまして、実質収支額もゼロとなるものであります。

3ページからの歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料で、歳入総額は1億4,188万1,418円であり、歳入決算額全体の70.7%を占めており、収納率は99.5%であります。

5ページからの歳出の主なものは、山口県後期高齢者医療広域連合への納付金でありまして、総額で1億8,709万7,353円となっており、歳出決算額全体の93.2%を占めております。

次に、認定第10号飲料水供給施設事業特別会計歳入歳出決算について、御説明申し上げます。

歳入歳出ともに総額5,653万2,922円でありまして、実質収支もゼロとなっております。

平成25年6月1日に簡易水道事業を田布施・平生水道企業団へ事業統合いたしましたので、陰平と日向平の飲料水供給施設に係る経理を実施するために新たに特別会計を設置いたしましたものであります。

3ページの歳入の主なものは、統合整備事業にかかる国庫補助金、一般会計繰入金、水道事業債の3つの財源で構成しております。

4ページの歳出の主なものは、工事請負費でありまして、陰平・日向平地区の加圧ポンプの設置事業等、平成27年度に予定している田布施・平生水道企業団への事業統合に向けて取り組みを進めたところであります。

以上で、説明を終わらせていただきますが、別冊の財産の調書、平成25年度決算の付属資料及び決算審査意見書を御参考に、御審議を賜りますよう、お願いを申し上げまして決算報告を終わります。

議長（福田 洋明君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第37．一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

議長（福田 洋明君） 日程第37、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。

質問の通告順により順次発言を許します。河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） それでは、一般質問をいたします。

3点についてお尋ねをいたします。

1点目は、町の人口減対策について。2点目が、学校給食について。3点目が、学校規模に係る問題についてということで質問させていただきます。

まず、1点目、町の人口対策についてということでお尋ねをさせていただきます。

5月の10日だったのでしょうか、私の東京に住む友人のほうから突然、久しぶりにお電話をいただきまして、「おいおいお前、平生がなくなるっちゅうていうが、どねいなっちょるんかいの」って、まあお叱りのお電話だったんですが、いろいろとお話をする中で、「まあ、お前頑張れよ」ちゅうような最後に激励をもらったもんですから、少し町の対応ってというか反応についてお尋ねをいたします。

その要件、何で平生がなくなるんかっちゅうていうような理由は、御承知のことだとは思いますが、5月の8日だったのでしょうか、民間の研究機関、日本創成会議が公表した消滅可能性都市896というような報告書の中で、当町の名前が、特に人口移動が収束しない推計では、この896の区市町村、より523の自治体は消滅可能性の高い市町村として、また一段と強く報告書が名指しそれぞれされてるわけですけども、その内容だったんですけども、いろいろと調べてみますと、この報告書を受けて各自治体の対応、さまざまなものがあるようでございます。

例えば、ある区市町村では、人口問題に関するプロジェクトチームを発足させたり、ホームページを利用したりして、この今までの過去の施策の経過も含めてきちんと説明をされてるってような自治体もあるようでございますが、人口問題にかかわる施策展開について、当町ではこの民間データの推計ではありますが、平生にかかわる全ての人に不安感をもたらしたのではないかというような感じも持っておりますので、町の対応、反応について、まずお尋ねをさせていただきます。

まず、1点目については、そのことについてお尋ねをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 日本創成会議の試算推計に基づいて、消滅可能性都市896と名指しされた町の感想、対応はどうかということでございます。

6月の議会のときも、この問題が指摘をされておりましたが、御説明を申し上げましたように特にこの創成会議の推計については、2010年と2040年と比べて、2010年から40年にかけて、特に20歳から39歳の若年女性といいますが、この女性の人口が一つの大きな将来を決定づける指標という位置づけにして、その動向を探りながら今回のこうした推計が打ち出された。その前に、昨年3月には国立社会保障人口問題研究所いわゆる 社人研というふうに言

っておりますが、ここも推計を出してあるんでありますが、これは減少率が42.1%。しかし、この創成会議の場合は54.7%の減少ということで推計をされて、平生町も50%を超えて半減以上減っていくじゃないかと、2040年には、ということの推計が今回出されたわけでございます。

特に、人口が1万人を切ると、消滅の可能性が高いというようなことで、消滅という言葉、さっきの友人の話じゃありませんが、極めてセンセーショナルな過激な言葉が使われたというように思っておりますんで、ある意味、大変大きな反響を呼んだことは間違いありません。

我々も、そういった意味では、改めて人口問題に対する関心、あるいは地方の今日の現状、あるいは将来に向けてのあり方を考える一つのきっかけ、機会になったんじゃないかというふうに思っております。

6月のときに申し上げましたように、しっかりこの状況を冷静に受けとめながら、今後のやっぱり対応の足がかりにしていかなきゃいけない、一つのこれは警鐘と受けとめていかなきゃいけないというふうに思っております。

そうした意味で、今ちょうど平生町の総合計画の後期基本計画の策定の準備に入っております。この中で、これ既に組織をスタート、7月に庁内組織をスタートさしておりますが、その中で人口問題等についての、この重要課題についての専門部会を設置をして、本町としてもこの総合計画の後期計画とあわせて、しっかりこの人口問題を位置づけをして取り組みを進めていこうと、こういう今考え方であります。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） 町の対応としては、そういうふうに今後しっかりやっていこうちゅうことなんですけど、私が聞きたいのは、そのときに平生にかかわる、平生に住んじよって人も、また平生の出身者も全国各地にいらっしゃると、私たちのふるさと、その方々にとってはふるさとの町がどうなのか、また住んでる人たちにはどうなのか、不安感が募ってるんじゃないか、そのことに対してスピードある対応をされるべきじゃないかと思うんです。

この間も6月の議会でも少しお話は出てたんですけども、きちんとホームページっていうツールもあるし、広報というツールもあるし、いわゆるひらおファンクラブなる組織も持っていらっしゃるわけですから、あらゆるツールを駆使して、このことはきちんと対応していかれるべきではないかと思うんです。そういった対応が少し遅いんじゃないかということもありまして、私質問させていただきました。

今後、このことに対してきちんと、やっぱり説明していくのが行政の大きな役割の一つじゃないかと思うんですけども、再度そのことに対して、今後きちんと説明させていただくつもりがあるのかなのか、具体的にそのことで質問させていただきます。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 先ほど言いましたように、専門部会を設置をして検討しながら、具体的なじゃあ人口対策としてどういうメニューが平生町として取り組みが行っていきけるのか、ある程度、ずっとさきの話じゃありませんで、後期計画も来年度までにつくり上げていくわけですから、同時にそうしたある程度の方向性というものを議論の上、一定方向が出てくれば施策を含めてそのことについては、しっかり情報提供をしていくという考え方でおります。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） 今後されていくということなんですけれども、行政でしっかり検討されるのはいいんですけれども、私たちの感覚としては、どうしてもピンと言えばカンちゅうんですか、まあいつかピンポンのような行政施策の展開をというふうに町長言われてたんじゃないかと思うんですけれども、やはり今ここで、先ほども言いましたけれども、平生にかかわる全ての方々が不安視されてるわけですよ。このことに結果ではなくって、経過、過去の施策の展開から、また今どういうふうな対応をとっているのか、このことはやっぱり、きちんとその段階段階で何がしかの情報を発信されるべきじゃないかと思しますので、そのことは強く申し入れておきまして、次の質問に移ります。

次の質問なんですけれども、学校給食についてということで、特に3点ほどお尋ねをいたします。

1点目は、学校給食、それと学校給食費について、括弧しておるんですけれども、透明性ということ。それと2番目に現場での徴収をやめて口座振替にすべきじゃないかっていうこと。それと3番目に学校給食費については、多子支援制度を創設すべきじゃないかっていう点でお尋ねをいたします。

まず、1点目に学校給食（費）の透明性ということでお尋ねをいたします。

本町では、3校とも行政のほうの御理解で自校方式ってということで、給食を随分と精力的に支援されていて、また現場でも給食の時間に子供たちの笑顔、楽しい時間が過ごされているっていうのは私も承知をしているんですけれども、一方で提供されてる給食について、余りにも保護者の皆さん方が情報が提供されてないんじゃないかっていうことを思ってるもんですから、お尋ねをいたします。

まず、提供されている学校の給食費の単価、本町では240円っていうふうに決められていらっしゃるみたいなんですけれども、どのようにして単価がこれ決められているのか。それと各自治体を見ますと、小学校の低学年・中学年・高学年、また中学校と摂取カロリーも違いますので、単価も一律になってませんところがあります。

このことを踏まえて、本町の提供者としての平生町は、どのようにこのことを踏まえて学校給

食を展開されているのか。また、保護者の負担額を含めた給食費の監査などは、今現状どのようになっていますでしょうか。私、ちょっと調査したところでは、給食費の会計、監査等が行われていないような恐れがあるような調査結果でもあったんですよ。その辺のところ、どうかわかりませんので、現状今、保護者の負担を求めている給食費の会計の監査はどのようになっているかということ、まず最初にお尋ねをいたします。

それと、現場での学校給食費の徴収方法なんですけれども、中学校では給食費の徴収は口座振替などで行われているようです。一方、小学校では担任の先生、手渡しで現金が行われているような調査を私、確認いたしました。

これ、やっぱり現場でやられるっていうことになると、金銭事故の可能性が非常にあるのじゃないか、なるべくなら口座振替をして、現場での教育時間のより確保、また負担軽減っていうのも非常に大事なことじゃないかと思うんですけれども、このことも含めて、この給食費のお金にかかわるそのものは、公会計、いわゆる町の財政のほうに繰り入れることはできないかどうか、現場での負担、徴収軽減、また現場での教育時間の確保、こういう観点から現場での徴収をやめて、一律に口座振替にすべきじゃないかっていうことでお尋ねをいたします。

それと3番目に、給食費については、大変年額の負担が保護者、多いと思います。調査したところ、大体4万5,000円強、まあ精算がありますので佐賀小では一応、精算を含まない分は4万5,000円、平生小でも4万3,000円っていうような形で徴収をされて、若干提供される場所によって教育日数とか違いますので、若干の差はあるようなことも聞くんなんですけれども、一人当たりこういった4万5,000円強の負担額は、非常に御家庭にとって負担は大きいものと思います。

そこで、第二子以降の学校給食費を町のほうで補助することはできないか。全額を私は考えているわけなんですけれども、保護者の経済的負担軽減を図って、安心して子育てできる環境づくりっていうものを目指したらどうかっていうことで、3点目に多子世帯に対して学校給食費の支援を求めるといことで質問させていただきます。以上です。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） ただいまの学校給食にかかわる御質問でございます。

学校給食というのは、学校給食法あるいはまた、学習指導要領の総則、ここで規定もされ、いろんなことが示されているという状況の中で、私どもは学校給食というのは、食事っていう生きた教材を通して教育活動の一つであるというような、今盛んに食育という言葉も言われておりますように、教育活動の一つであるという認識をしながら自校給食を続けているところでございます。

給食につきましては、平生小学校に栄養教諭が1名配置をされておりますから、町内3校のそ

ういった給食の毎日の献立、そういったものもカロリー計算をしながらつくっております。その金額につきましても議員さんおっしゃったように、小学校240円、中学校280円という設定をしておりますけど、これも過去からいろいろ、そういう給食費の設定をしながら、物価の変動等いろんなことを加味しながら給食費の検討委員会、学校と教育委員会の一部の者ではありますけれど、そういった組織の中で検討を重ねながら給食費の設定をしてきておるところでございます。

保護者への給食の情報発信ということにつきましては、子供からいろんなことを聞くということとぐらいかもわかりませんし、またPTAの役員さん方にとっては、給食の試食ということもあるやに聞いておりますから、そういったことから学校給食に対する保護者への理解というものが、少しずつでも浸透していけばいいなという思いでもございます。

保護者負担の監査はどうかと、収支会計の透明性ということでございますけど、毎年PTAの会計の監査に合わせて、小・中学校ともPTAの監査委員さんの監査に供しておりますし、そういった結果につきましては、PTAの次年度の総会において、小学校のほうでは報告を申し上げております。

ただ、中学校のほうは、PTAの監査による監査だけにとどめておるといような実態はございます。

次に、給食費の振替でございますが、中学校は平成2年から口座振替という形で、その保護者の負担軽減といえばそういったことになるんでしょうけど、小学校においては、実際に子供たちが給食費として持参をします。学校からも口座振替したいということを私自身聞いた覚えもありませんし、現状の手渡しという形で進行しておりますが、ではなぜそういった子供たちに持参さすのか。当然、金銭の事故ということのリスクはあるとは思いますが、やはり給食費を保護者から預かって学校に持っていくという子供たちのその行為が、やはり保護者に対する感謝の気持ちであるとか、こういったことで給食が食べられるんだという関係者への思いとか、そういったものをやはり感じてもらうということも、一つの教育の中でのことじゃないかなということで、それが続いているんじゃないかなというふうに感じておるところでございます。

多子世帯への補助といいますが、第二子以降の助成ということにつきましては、昨年12月に同じように洲上議員のほうから給食の無償化という御提案がございました。

そのときに、本当に町として必要な優先課題であるのかどうなのか、その考え方がポイントじゃないかというふうに申し上げて、いまだそういう実現はしてはいないところでございますけど、就学援助費という助成制度がございます。保護者の負担軽減、ここで給食費が無償になる家庭、家族っていうところもありますけど、今年度、小学校・中学校で合わせて154人の子供たちの給食費が無償になっているという実態がございます。

こういったことを全て無償ということにすれば、第一子が約65%ぐらいと想定しておりますけど、残り第二子以降が300人、この300人の給食費を助成すれば、約1,400万円ぐらいかかってくるというような見込みでもございます。

本当に経済的に負担になるという方々につきましては、就学援助費のほうで助成という制度がございますので、現行制度において対応していきたいというのが今の考え方でもありますが、保護者の経済的負担軽減の御提案ということで受けとめさせていただければというふうに思います。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） 学校の中のことってというのは、なかなか、私も保護者でしたし、教育長も一時期は保護者……なかなか情報公開っていうか、皆さん方に知られてないっていうのが実態のように思います。

今しがた、教育長の話の中に、学校と教育委員会の給食費の検討委員会ですか、そのようなものをされてる、そして単価が決まっているようなこと言われましたけれども、単価だけじゃなくて食材に関しても安心安全な食材の提供とか、それとか先ほども申しあげましたけれども小学校の低学年・中学年・高学年と学校給食法の絡みでも、確かカロリーが違いますので、当然、具材の単価も変わってくるんですけども、その辺のところから、なぜ一括でそれぞれやられてるのかなという声もあるわけなんですよ。

ですから、その辺のところは、どういうふうにされてるかというのは、やっぱり保護者を含めた検討委員会なりを早急に立ち上げられるべきじゃないかと思いますので、このことについては再度、今後どのような検討されるのか、少しその辺のところのお気持ちを述べていただければと思います。

それともう1点、監査の件ですけども、これ私が調べた中では、監査そのものは総額でしか、中身の吟味とかは学校のほうから300万なら300万というような形でしか示されていないような、私が調査したところではですね。中身のほうの監査もちゃんと監査委員さんっていうのがPTA会計の中でやられてますから、現状は、このPTA会計の中でやるかどうかっていうのも、多少、私疑義があるところではあるんですけども、果たしてそういうふういきちんとなされているのかどうなのか。いわゆる保護者の負担額の中には給食の材料費、それと学校給食の法律によると光熱水費は含まれていないようなことも書いてあるような説もあります。

つまり、学校給食の設置費、設備費です。それと人件費は、学校給食法の中ではきちんとうたってありますけれども、それ以外の光熱水道費については、徴収をされてる自治体もあるやに、私のほうで聞いております。そのことについてどうなのか。きちんとか給食材料費だけで運営を、保護者の負担のほうはされてるのかどうなのか。その辺のところもいろいろ混同いたしますので、

この辺を学校給食にかかわるお金の問題はきちんと区分されて、一元化きちんと公会計でされたほうがいいのではないかとこのことを申し上げまして再度、そのことはお尋ねをさせていただきます。

それと、現場での徴収については、ちょっと落胆したんですけども、教育長のほう、学校からそういう意見を聞いてないので、まあちょっと検討中のような……そういうあれじゃなくて、例えば、遠距離通学にしても、当初はお金を持って行って学校のほうでお願いしてましたですね。これやっぱり事故があるということで、学校のほうで管理されて一元化されて学校のほうで御理解をいただいて、たしか定期券を購入されてると思うんですね。

小学校1、2年生、3年生、4年生ぐらい、やはり毎月4,500円、5,000円ぐらいのお金を持っていくっていうこと、実際に私の子供が小学校のころにお金をなくして、それは結局わからないですけども、そういう事例もありました。やっぱり学校へそういうお金を持っていくっていうのは、やっぱり金銭事故、子供を介した金銭事故ですから、感謝の気持ちっていうのも、それは重要かもしれませんが、やはり事故がないように大人が配慮してあげるのが第一の使命ではないかと思えます。その辺のところも大切だとは思いますが、今一度、そのことをお伝えして教育長のお考えをお尋ねをさせていただきます。

3つ目に言った多子支援制度、就学援助費で対応したいっていうようなことを申されましたけれども、実際保護者の皆様方の、洲上議員も過去において言われたんですけど、実は大変なんですね。今から出生率ですか1.3ですかね、平生町。先ほどのお話じゃないですけども、若年人口20歳から39歳、二人子供産んでも人口維持ができないというのは、そういう時代なんですよね。思い切った施策の展開をしないと、本当に平生町人口が今後ますます減って行って、活気のない閉塞感に満ちた町になる、大変そのことだけは非常に苦慮してるんですけども、思い切った施策の展開、約1,500万円ですか、負担は。無料の場合はあるんですけども、保育園の保育料の問題とかは、第二子以降は、たしか保育料の減額っていうのはされてると思えます。やはり一本化、やはり一本の筋を通った多子世帯への支援制度っていうのを考えないといけないんじゃないかっていうことを申し上げまして、再度そのこともお考えをお尋ねをいたします。以上です。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 学校給食にかかわる情報公開の必要性ということで、単価だけじゃなくて、安心安全な食材を使ってるとか、そういったことを進めてほしいということでございますので、これについては、学校長に議会の後に必ずとっていいほど校長会議も開催をしておりますから、意見として伝えておきたいというふうに思っているところでございます。

また、給食費の改定に当たっての検討委員会等について、保護者を含めてということでござい

ましたけど、これにつきましては、これまでのメンバーにそういう必要性があるかないかも加味検討をして、今後に備えたいというふうに思います。

監査について、中身の吟味がされてないということで、やはりここには透明性がないというようなお考えであるというふうに思いますが、これを町の会計に繰り入れることによって透明性を図ってほしいという御意見もいただきましたが、やはり町の一般会計に計上することによって、どれだけのメリットがあるのか、デメリットが多いのか、現状で考えますと、やはりそれだけ支出とか、あるいはまた収入支出について、煩雑さが増してくるんじゃないかなという思いもいたしておりますので、御意見としてお伺いをしておきたいというふうに思っております。

光熱水費の問題もございましたけど、保護者負担については、あくまでも賄材料費だけの負担でございます。人件費、光熱水費、施設の整備費全て自治体のほうの負担で給食を提供しております。ですから、1食240円、280円と申し上げましたが、そういったものを含めれば、一食当たり500円程度になるものというふうに想定をしております。

多子世帯の支援については、先ほども申し上げましたように、本当に子供・子育て支援ということが今盛んに言われておりますが、その中で必要性のある優先的な政策であるのか、施策であるのかということについては、教育委員会だけの判断ではできませんし、町挙げてそういったものも考えていかなければならないところでございますけど、宿題にさせていただければというふうにも思います。

また、持参するということにつきまして、金銭事故等を御心配されてるところでございますが、遠距離通学費と給食費については、多少趣が違うという思いもでございます。やはり統合等によるそのときの考え方から遠距離の通学費の助成というものは出てきたものであって、教育の公平性ということを保証していく上で出てきた政策であろうと思っておりますから、そういったものと1つに考えることは難しいのかなというのが私の感想でございます。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） 今後いろいろ検討させていただきたいということですので、これ以上は申し上げませんが、ちょっと気になったのは、町の一般会計……メリット、デメリットというようなお話があったと思うんですけど、その中で町の会計のほうの煩雑さというようなことも言われましたけども、現実的にはそういう煩雑業務は現場でやられていると、このことだけ私は申し上げておきます。

では、次の質問に移ります。

次の質問は、学校規模にかかわる問題ってということで、2点お尋ねをいたします。

まず1点目は、複式学級について、2点目は小学校間における給食費の差はということでお尋ねしたんですけど、大体今しがたのことで理解いたしましたので、2番目の質問は取り下げさし

ていただきます。

1点目の複式学級についてっていうことでお尋ねをさせていただきます。

先般ですね、これも先般という言い方なんですけれども、久しぶりに私の長女のお兄ちゃんという方にお会いして、年ごろが35ですか。柳井で出会ったんですけども、実はこの方、佐賀出身の方でして、結婚されて一旦町外に出られてたんですけど、いろいろその結婚の経緯とかもお聞きしたり、親しくお付き合いをさしていただいていたもんですから、「いずれおじちゃん、佐賀へ帰ってくるけえ」って、「子供が生まれたらやっぱりちょっと共働きをせんといいけんけえ」ってようなこと言ってたんですよ。久しぶりに会ったもんですから、「あんたどうした、はあ子供できたかいの」って言うたら、「まあできた」って言うて、いろいろ話をしたんですけど、「あんた、ほんで家はどこに構えちよるんか」って言うと、「柳井」っちゅう言うてんですね。「なんであんた柳井かね、子供ができれば家に帰ってくるといいよった、佐賀へ帰るってあれだけ言ってくれよったのにどうしたん」、「おいちゃんそうは言うてもね、佐賀は子供はだんだん減ってから、いずれ複式学級になるっちゅうじゃ。ほれじゃあね、わしもよう思い切って佐賀へ帰れんよ」っちゅう話から、私この問題を取り上げたんです。

実は、佐賀では複式学級って言葉が随分とひとり歩きしてるっていうんですか、実際にそうなのかどうなのかも、ちょっと私のほうではわからないんですけど、閉塞感を漂わしているんです。これ地区全体にも、いわゆる閉塞感を随分と漂わせているように、いろいろなささまざまな会議に出ますと、いずれ複式学級じゃけえという話、どうせ複式学級、言葉の端々に、やっぱり地域としての元気は出ないような会議になっちゃうんですね。

実際、平生には平生小と佐賀小が、規模が随分と格差があるっていうことで、どうせんにゃあいいんかのって、いろいろな閉塞感を漂わせてる、例えば出生率とかもですね、新生児の数当たるか、保育園入所した数当たるか、小学校に入学した数で当たるか、いろいろ時点時点でいろいろとあるんですけど、佐賀小学校へ入学する子供たちを対象にということ、佐賀の子供たち、佐賀の児童を今後どう予測されているのかっちゅうことで、本当に佐賀の児童数は今後どうなるのか。ますます、そういう複式学級というのは、若い人たちにとって居住地の住もうという意欲をそいでしまうような大きな問題じゃないかなって、私、そのお兄ちゃん、お友達から聞いて思ったんですよ。

やっぱりこれは何とかせんにゃいいけん、そうするとですね、過去において、若者定住住宅等の建設も町のほうで御理解をいただいて進めていただきましたけども、やっぱりこれちょっとお金がかかる、また一過性のものであるっていうようなことで、やはり佐賀地区の慣習、風習、家の道普請なんかの風習等も含めて、やっぱり佐賀の子供たちを含めた活性化するには、三世同居っていいですか、また三世同一地内同居とかっていうことに、やっぱり政策的な支援制度がな

いとちょっと無理じゃないかなという感じがしてます。

いろいろと話が大変ちょっとそれでしたけど、佐賀の児童数をどう今後予測されているのか、6年後ぐらい、当然6年後ぐらいの予測になろうかと思うんですけど、本当に、この地域の閉塞感っていうのは、打破できるような政策も含めて展開していただきたいわけですけども、その辺具体的な状況はどうなのかっていうことで、お尋ねをまずさせていただきます。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午前11時30分からといたします。

午前11時16分休憩

.....
午前11時30分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 佐賀小学校の今後の児童数といいますが、入学者数の実態なり、見込みを申し上げたいというふうに思いますが、このことにつきましては、2年余り前に中川議員さんから御質問をいただいて、本当に地域に根づく佐賀小学校を御心配しての御質問だろうと本当にありがたく感謝申し上げたいというふうに思います。

今年の佐賀小入学児童数が4人であったということで、やはり保護者の方、あるいはまた地域の方々、いろんな形で御心配をなさっているというふうに思います。現在64人の児童数、全体で64人なんですけど、今年につきましても、やはり複式学級ということについては、国の法律からいけば1クラス複式学級になる規定でございます。それは県の特例によりまして解除、解消してもらって、今1学年1学級という形であるわけでございますが、来年度以降、新入児童数は、今見込みとしては13人ということでございますから、1年生についてそういった心配はないわけでございますが、上の学年等につきましては、国の法律あるいはまた県の基準等によって救えるところと救えないものがあるって、複式学級にならざるを得ないと。県の特例によって解消できるというのもあるんですけど、それが来年度必ずそういうことになるかどうかというのは未定でございますから、法律上は複式学級が誕生するということになってまいろうと思います。

13人の後の入学児童数につきましては、順次、3人、4人、6人、4人というような形で把握しておりますが、やはり1桁も限りなく少ない人数での入学というものが予想されております。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） ありがとうございます。

来年は新入生13人ということで、ならないだろうという、上の学年はなる可能性があるということで、多少なりとも安心しているんですけど、これも県のほうで1年生が8人ですか、いろ

んな複雑な何かこの複式学級に関する規定があるみたいで、なかなか一般の方にも、また地区全体にもわからないと思うんです。

ただ、複式学級が、私、悪いとは申しません。ただ、目が届く範囲で、また異学年で勉強することですからいいところもあるんです。

その中で、やっぱり地域を興していかなきゃいけないという気持ちで質問させていただいたわけですけども、正確な情報を、やっぱりそういう閉塞感、その言葉がひとり歩きしてるんじゃないかという、非常に危惧していますので、できる範囲で、また学校を利用したいろんな、さまざまな立場で教育長さんお話する機会があると思いますので、今後のことについても情報をやっぱり発信していただかないと、やはりそういう言葉が出てくると、先ほども言いましたけれども、佐賀いっても住みとやないと、若い御夫婦ちゅうか世代には、やはり住むところの選定先に条件になっちゃうんです。やはりこれは何としても、私も打破していかないと佐賀の盛り上げというのはありませんので、一つ一つをきちんと、メリット、デメリットあるでしょうけれども、そういうものを、情報を発信していただきたいと思います。そのことは教育長さんをお願いしておきます。

で、町長さんにお尋ねをいたします。

佐賀の子供たちが激減するということ、今報告いただいたんですけども、これ、今後どうするかっていうのは町政の大変大きな課題ではないかと思えます。最初に人口減対策についてということで御質問しましたけれども、子供がいなくていうことは後継ぎがない、そうすると地域の風習なり慣習なりが受け継いでいかれない、大変厳しい状況にあると。当然遊休農地もふえていくと。祭りのみこしなんかも担げないと、慣習も、道普請もできない。これ、大変やはり地域の私たち、私も尾国に住んでいますから一人の当事者として、何としても考えていかなければならない問題だとは思いますが、それにしても、それぞれちょっと力不足の点があります。

やはり、これ行政として、過去において、先ほども申し上げましたけれども、若者定住住宅も建てていただきました。それも確かに効果はございました。ただ、振り返ってみると一過性のもので、佐賀の家そのものの継承、つまり先ほども言ったような地域の行事とかいろんなものが受け継がれていけないということで、今後、町のほうではまちづくり協議会の中でも、2040年の人口は、佐賀は大分激減するっていうようなこと、既に公表して、お話もさまざまな形でされていらっしゃる。この辺のところ、どう考えていらっしゃるのか。今後の課題、また行き先、また対策についてお考えをされていることがあればということでお尋ねをいたします。以上です。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 先ほどから、児童生徒の動向を含めて佐賀地域の、これはやっぱりただ単に子供の数がということよりか、地域がやっぱり一つの総合的な活性化対策を求めているというふうに受けとめております。

中長期的は、先ほど言いましたように、今ちょうど総合計画の中で人口問題を含めて、町として具体的な対応策を考えていかなきゃいけない。それも、もうそんなに余裕があるわけではないという位置づけでありますし、当面我々が今考えられることを、佐賀地区でやれることはやっていこうということで、今いろんな知恵を出すように、総合政策課を含めて宿題を今出しております。

確かに御指摘のように若者定住住宅やりました。地総債が当時は約2億円ぐらいあって、2億六、七千万円かけてあれやったと思うんですが、やっぱりそれなりに一定の効果はありますが、やっぱりこれずっとやっていかんと効果が持続しないということになりますので、そういうことでいいのか、いや、そうじゃなしに、もっとそれと同じように、将来はその土地が住んでいたければ、例えば町有地なら町有地へ、それを何年住めば、じゃあ、それを皆さんに無償で払い下げましょうというような一つの形を含めて、御指摘になった3世代で同居の場合、じゃあ、どうするかというようなことを含めて、当面何がやれるか、やれることをやっていこうということで、今指示をして、何とか来年度対応できるものはまたしていけるように、これから、暮れから来年度の予算編成に入っていきますけれども、その辺の、今宿題は、私のほうから指示をさせていただいております。何とかして行って、佐賀地区もそうですし、平生町全体の地域の活性化につながっていくように考えていきたいというふうに思っております。

.....

議長（福田 洋明君） 次に、細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） それでは、通告しております改正地方教育行政法についてお聞きします。

このたび、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が今年の6月20日に公布されました。今回の改正は、教育行政の責任の明確化を図るため、新教育長を任命するとしたものや、総合教育会議の設置、大綱の制定、国の地方公共団体への関与の見直しなどが概要として出ております。

新設される総合教育会議では、首長が主宰して教育の目的や施策の方針を定める大綱を策定するとあります。教育行政における責任の一本化を図るともありますが、新教育長と首長との関係はどのようになるのでしょうか。いろいろな疑問があります。今回の改正の内容と町の教育行政に与える影響をわかりやすく説明ください。

また、来年4月1日から施行ですが、現教育長の任期満了後から新教育長体制となると聞いて

おります。現行制度から新制度に移行していくために、対応が必要な条例や規則もあります。どのようなスケジュールで改正の整備が進んでいくのか、施行に向けたスケジュールを質問いたします。

以上、改正法の内容と平生町の教育行政に与える影響、そして施行に向けたスケジュールについて、まず質問いたします。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 今回の法律の改正の趣旨は、教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化、地方に対する国の関与の見直しといったものが改正の主な趣旨であります。その概要を少し詳しく申し上げてみたいと思います。

まず、教育行政の責任の明確化ということにつきまして、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者 これが今、新教育長と言われておりますけど を置くことになります。

また、新教育長の任命ですけど、現在と違いますか、私自身は議会の皆様方の御同意を得て教育委員として町長から任命を受け、そして教育委員会会議で教育長という形での任命でしたが、新教育長の選任ということになりますと、議会の同意を得るということは一緒でございますが、町長が直接教育長を任命するという事になってまいります。

また、その任期は、現状においては4年でございますけど、3年という形で1年短縮をされます。

ほかの教育委員さんについては、同じ手続きを経て4年の任期で現行と同じ形での教育委員としての任務を果たしてもらおうということになってまいります。

次に、総合教育会議の設置、大綱の策定ということにつきましては、総合教育会議を首長が設けるということになってまいります。首長が招集するわけでございますが、その構成につきましては、首長と教育長と教育委員、計6人の会議ということになってまいります。

その総合教育会議において、教育の振興に関する施策の大綱を策定するということになっております。この大綱というのが、現在教育基本法の第17条に基本的な方針を定めるということがありますけど、教育振興基本計画というような言い方もいたしますけど、これについては、町にとっては努力義務ということでございますので、そういった教育振興基本計画については策定をいたしておりませんが、大綱を策定するということになりますとそういったもの、教育振興基本計画等の策定というものが今後の大きな使命、課題となってくるということになってまいります。

また、この大綱の期間については、やはり4年から5年、首長の任期である4年、あるいはまた国の教育振興基本計画が5年というサイクルがありますので、そういった4年から5年の計画期間でもって大綱を定めなさいということになってまいります。

大綱の策定のほか、総合教育会議では、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行うということになってまいります。ですから、ここで首長の意向というものが入ってくるということになるんじゃないかなというふうにも思いますが、この協議・調整がなされたものについては、教育委員会は執行機関として残されますけど、それを執行していく義務が生じてまいります。しかしながら、協議・調整がなされなかった、合意できなかったものについては、幾ら首長がそういった大綱の中に自分の意向を組み入れたとしても、教育委員会はそれに従う義務はないというふうに、これは文科省のある方からの説明でもって受けとめておるところでございます。

次に、国の地方公共団体への関与の見直し。これも大津のいじめ事件を発端として、国の関与というものが出てきたものでございますけど、これまでもありましたが、それ以上に国の関与ができるということになってきております。それは自殺の防止など児童生徒の生命または身体への被害の拡大または発生を防止する緊急の必要がある場合、そういったものに限って、国が市町村の教育委員会に対して指示ができるということが明確になってまいっております。

その他、総合教育会議や教育委員会の会議の議事録を作成し公表するよう努めなければならない。まだまだ努力義務という形での法律の改正でございます。

先ほど議員さんおっしゃいましたように、現在の教育長、私の立場としては、あくまでも来年の4月1日を迎えても新教育長ではなくて、旧の制度での教育長のままであるということになってまいります。それは任期満了まで続けるとしたら、任期満了までは旧の教育長で移行するということになります。

町への影響ということでございますが、今申し上げましたように、旧教育長のままで教育委員会が執行機関として存在をしてまいりますから、大綱の策定とか、総合教育会議の設置については、これについては、もう4月1日にそういう状態を迎えなければなりません。ただ、大綱につきましては、4月1日以降速やかに策定をというのが文科省の指導でございます。ですから、総合教育会議を設置して、大綱を首長と教育委員会で協議、調整をして策定ということの運びになるということで、特に問題なく本町の教育行政は展開していけるものというふうに考えているところでございます。

条例、規則の改正等のスケジュールにつきましては、所要の改正を来年4月に向けて考えていかなければならないという第一義的なものはございますけど、当然新旧制度が混在をする、日本中に新しいところと古いところが混在をするというような状況がございますので、必要なものにつきましては、この12月議会あるいはまた3月議会で提案をさせていただくということになってくるのではないかなというふうに思うところでございます。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 新教育長と首長の関係など含めて改正の内容と平生町の教育に与える影響についてお答えいただきました。

教育の政治的な中立性政策の継続性、安定性のお話も、今出てきましたけれど、大綱は合意できなかったものは、大綱に入れても実行しなくてもいいと、今、お話がございました。

ところが、これまでも他の自治体で首長が教育行政に口を出して現場が混乱した事例があるのは皆様も御存じだと思います。

結構、今回首長が強くなっていますよね。教育会議を首長が主宰するとか、大綱も首長主宰でつくれる、それから教育長を任命するのも直接首長ができる、いろいろ首長の権限が強化されています。

心配なのは、今の首長でしたらいいでしょうけれど、首長がかわって、そういったものを選挙の公約の実現に利用するなど、そういった心配がありますので、教育の中立性、継続性、安定性の確保をどのように考えられているか、もう一度、合意できなかったものは大綱に入れても実行しないよと言われましたけれど、それは実現可能なのかどうなのかということと、それから、次に、委員の人選や工夫、資質の向上の取り組みについてお尋ねいたします。

人選については、委員さんにふさわしい、幅広い人材を得るための工夫はされるのでしょうか。また、今されているのでしょうか。今回の改正では資格要件の変更はありません。しかし、より一層の一般住民の意向の反映が求められています。町内には学校教育にかかわる人も多くいます。PTAを初め、学校運営協議会や学校支援本部、学校ボランティア、スポ少や子ども会など枚挙にいとまがありません。

委員はこうした関係者との情報の交換により、住民の意向を反映しているのでしょうか。現在の取り組み状況とこれからの予定をお尋ねいたします。

以上、教育の中立性、継続性、安定性の確保対策についてと、委員の人選や資質の向上への取り組みについて質問いたします。

議長（福田 洋明君） ここで、暫時休憩いたします。再開を午後1時からといたします。

午前11時51分休憩

午後1時00分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） それでは、午前中の細田議員の再質問、3点あったかと思います。中立性の確保、教育委員の人選の工夫、そしてまた委員の資質向上、この3点についてお答えを申し上げたいと思いますが、教育委員の人選につきましては、私ではお答え申し上げかねますので、

町長のほうに任せたいというふうに思います。

最初にお断りしておきたいと思いますが、現状において中立性の確保ができないという思いで今から答弁するわけではございません。仮にあったとした場合にどう考えるかという観点で申し上げたいというふうに思います。

午前中にも政治的中立性の確保というのは教育委員会が執行機関として位置づけられたということで、その中立性は確保できるというふうに申し上げましたが、基本的には執行機関あるいはまた最終権限を持っているというところで中立性は確保できるというふうに思っているところでございます。

しかしながら、先週でしたか、今週でしたか、静岡県知事が全国の学力学習状況調査の結果公表を教育委員会の同意なしにホームページで公表いたしました。これがその政治的中立性というわけじゃないとは思いますが、首長の権限の強化、権限がどこまで働くかという一つのいい事例じゃないかなというふうに思います。こういったことがエスカレートすることによって、政治的中立性が保てなくなる、そういった懸念というのはやはり今回の制度改正について、いろいろマスコミの報道等も含めれば、そういった懸念、危惧があるというふうに、正直、思うところはございます。

じゃあ、それをどう防いで、どこにどう担保していくかということになるかと思いますが、今回の静岡県知事の行為を捉えて、下村文部科学大臣は、来年度以降のそういったことをしたところについて、来年度以降の結果公表については一部出さないというようなこともおっしゃっていますし、文科省自体も罰則を設けたいというふうな言葉がございますので、この制度改正に当たって、我々町村の教育委員会に働く者としては、当初から改革に賛成をしたものではございません。町村の教育委員会としては、現行制度で十分機能しているというふうな思いでもって、この制度改革を眺めておりましたけど、やはり、いろんな形でこういう状況になったことを踏まえれば、その責任は国にあるというふうに思っていますので、国でしっかり政治的な中立性というものは守っていただければというふうに考えるところでございます。

そうは言いますが、絶対にそういう懸念がないかということではなくて、やはりあるとすればどう考えるか、ましてや新教育長の任期は3年でございます。首長から直接任命を受ける。そういったことによる力関係というのはおのずとおわかりのこととは思いますが、でも、それであっても、やはり子供たちの教育を守ることについては、私は、新教育長として首長と対峙する局面があってもいいんじゃないか、やはり守るべきものは守らなければいけないという思いでやっていかなければいけないというふうに思うところでございます。

それと、やはり子供たちの教育というのは、今でもそうなんですけど、町を挙げて、町民も一緒になって考えていくという機運というものがございます。学校においてはコミュニティスクー

ル、3校ともそういった、学校に協議会を置いて、地域の意向を反映していこうという教育を展開しております。それにあわせてボランティアの方が学校のため、地域のため、子供たちのために学校支援ボランティアという形でいろんなことに協力をしていただいている。そういう地域の目というものがやはり教育を守っていかなければいけない、守っていけるんだというふうにも思うところでございます。

先週、佐賀小学校において、地域協育ネットの展開をしておりますけど、このコーディネーターの研修養成講座というものが行われました。県下から100名弱の方が佐賀小にお集まりいただいて、佐賀小の取り組み、また本町の取り組みを発表させていただいたところでございますけど、やはり子供たちがそれだけの来客がありながら、授業は授業として集中して受けていたという絶賛の声を聞いております。やはり、こういったことは、地域がちゃんと子供たちを守っている、それに子供たちが応えているというような状況を見ることができますので、やはり、教育の原点というか、家庭にあって、地域にあってというようなことを考えれば、町を挙げて守っていく、それが首長の権限、首長の意向が変なほうに働かないという担保になるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

それから、教育委員の資質向上ということにつきましては、研修の機会というのが毎年度4月早々に県下の全教育委員を集めて、県下の先進事例の取り組みの発表であったり、文部科学省から担当が来県されて講話があったりという形で、そのときそのときの課題等についての研修をさせていただいておりますし、教育委員の先進地研修という形で予算もいただいております。過去5年間、私も一緒に研修を行ってまいりましたが、校舎の耐震補強であったり、いじめ対策であったり、幼小中の一貫教育であったり、生涯学習であったり、また昨年については中学校区をコミュニティ地域としてどう展開をしているかというような形で本町の協働のまちづくりに似かよったところの研修もさせていただきました。

こういった研修を踏まえて、教育委員としての資質向上に取り組んでおるところでございますし、私が、いろんな研修を受けたものは全て教育委員会会議で報告をし、必要な資料も配って、目を通していただいているというようなことを踏まえて、資質向上については平素からそういった思いでもって取り組みをさせていただいています。

今後ともそういう形で、教育委員の資質向上というのはやはり大きな使命といえますが、教育を守っていく上で必要なことであろうと思いますので、続けてまいりたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 人選でございますけれども、今まではいろんな地域的な配慮があったり、教育経験者とかあったように聞いておるんですが、基本的には、今も教育長のほうからも答弁が

ありましたように、町民の声をしっかり反映できる人、いろんな立場でコミュニティスクールとか学校支援ボランティアとかいろんな形でかかわっていただいて、今まちづくり等もそうですけれども、参画をいただいておりますの方々の声といえますか、そういうものもしっかり反映されていくことが望ましいんだろうというふうに思います。

もちろん教育に精通をされた方も必要でありますけれども、同時にそういった地域の住民の声もしっかり反映できるような、そういう、いってみれば識見のある方をやっぱり考えていかなければいけない。あらゆる分野からそういった、本町の教育を真摯に考えていける方を教育委員という形で選任をしていくということが一番望ましいんだろうというふうに思っております。

先ほどから政治的中立性の問題が出ておりましたが、少なくとも平生町においては、今日までもそうですが、教育の政治的な中立性、継続性、安定性、こういったものは確保されてきておるし、また、その立場を執行機関としての教育委員会の立場を尊重しながら我々も対応してきたというふうに思っております。権限の行使ということについて、とりわけ政治的中立性の問題にかかわってくるものについては、首長の権限が強化されるだけに、抑制的に対応すべきだというふうに私は考えております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 今お答えいただいて、独走はまず考えられないというか、住民の目もある、それから強い教育長としての思いもあれば独走はしないだろうというお話でした。確かにそのとおりだと思います。私たち住民もしっかりと考えていかなければいけないことだなと思っております。

本当に、子供たちの教育を守る、そういったことも学校教育のほうでは求められておりますので、そのあたりもしっかりやっていただきたいのと、それから、さっきの教育委員の人数なんですけど、これは各地方公共団体の条例で人数は5名以上にすることもできるように聞いております。多様な民意を幅広く反映させるために、委員の数を増やしていくとか、公募制も考えている自治体もあります。平生町はそういった委員の数については、今までどおりにするというふうに考えておられるのかどうかお尋ねいたします。

また、先ほどの答弁の中で、会議の公開と議事録の作成と公表、努力義務だというお話がございました。この件については、平生町はどのような方針をお持ちなのか。

また、新制度に移行してから、検証とそれに対する必要な措置が重要となってくると思いますが、そのあたりを質問して私のこちらの質問にする最後の質問といたします。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） まず、1点目の教育委員の人数でございますが、現行の法律では「教育委員会は5人の委員をもって組織する」と。例外規定として「町村にあっては3人以上の委員

をもって組織することができる」というふうに、ただし書きのなところもございます。

これが、法律改正後の条文というのはどうなるかといいますと、「教育委員会は教育長及び4人の委員をもって組織する」というふうになってまいります。ただし書きについては「教育長及び2人以上の委員」ということでございますので、現行の5人の教育委員、その中の教育長は首長から直接任命をされることによって、教育委員としては4人がこれから議会の皆様方の同意を得ながら毎年1人ずつ任命行為があるということになってまいります。これをふやすことによって、さらに民意を反映したらという御意見だろうと思います。現在のところ、そういった思いには至っておりませんし、例えば、大きな課題を抱えた、大きなプロジェクトを推進していくんだというようなことがあった際には、教育長と委員4人が、教育長と委員5人ということが望ましいということになれば、またそのときに考えるべきことじゃないかなと。現行の5人中で民意を反映させながら教育を展開していきたいというふうに思っているところでございます。

会議の公開、議事録の作成ということになりますと、現在、教育委員会会議は議事録を作成しております。しかしながら、少ない職員体制の中で、ほぼ全文筆記に近いものをつくっておりますから、公表をするとしてもかなり時間がかかるということになってまいりますので、これを迅速に対処していこうということになれば、やはり職員体制も問題になるのかなというふうに思いますが、基本的に、やはりいろんな形で町民の方に理解をいただくためには、公開ということも視野に入れながらこれからの教育行政を展開していかなければいけないかなというふうにも思っております。

新制度における検証ということですから、すぐ新制度に移るわけではございませんけど、想定されることとして申し上げてみたいと思っておりますけど。やはり、町民の意向の反映ということが避けて通れないというか、やっぱりそこが中心になるかというふうに思っておりますし、そういうことにおいて、教育、学術及び文化の振興につながるようにやっていかなければいけない。

そういう中で、新制度の中で、教育長に委ねられる権限が多くなってまいります。当然、そういう委員長と教育長の職を1つにするわけですから、多くの権限でもって新教育長のもとで教育が展開されていくわけですが、それを委ねたものについては教育委員に報告をしなければいけない義務というものがありますので、検証というのは教育委員会の中ではできるものというふうに思っておりますし、もし何かありました場合には教育委員が3分の1以上で教育委員会会議を招集することもできますから、教育長が独断で対応するということの予防の一つになるのかなという思いがございます。

そして、昨年度から始めました教育委員会の事務事業の評価、これにつきましても、今年から外部評価に委ねる思いでございますから、新制度におけるいろんな事業等についても検証はされ

ていくんだろうというふうに考えるところでございます。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 丁寧なお答え、ありがとうございました。

それでは、地域ブランド化政策について質問いたします。

第四次平生町総合計画の基本政策9の「活力ある産業を育むまちづくり」の中に、農林水産業、商工業、観光の活性化が挙がっています。

国においても、先ほど行政報告の中で説明されたように「元気で豊かな地方の創生」を最重要課題とされています。具体的には、地域の基幹産業の有力候補として農林水産業も挙げられています。これを支援するために、生産だけではなく、加工、流通、販売までを一体化して行う6次産業化を進めるため、2011年に六次産業化法を整備して、いろいろな支援事業を行っています。また、中小企業と農林業業者との連携による推進も農商工等連携促進法に基づいて行っているところです。

町内には地域資源として果樹や野菜、水産物や加工品があります。商工業者も小さくてもきらりと光る企業も存在しているのは皆さんも御存じのとおりです。

しかし、農産物や水産物はどれも衰退の危機に瀕しています。過去に地域ブランド化に取り組まれていましたが、なかなか思うように育たなかったようです。ブランド化は地域の活性化の切り札になると考えます。

6次産業化や農商工連携の取り組みの現状と課題、そしてこれからの取り組みへの展望をお聞かせください。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 地場製品のブランド化への取り組みについて、ブランド化への取り組みが地域活性化の切り札になるという立場で、町の状況についての説明を求められました。

今御指摘のように、平成20年に農商工連携促進法、23年に六次産業化・地産地消法、それぞれ施行されてきておまして、それぞれ地域において活用されながら今日に至っておりますが、平生町におきましては、まだ今日までこの両法に係ってくるような事業計画の認定についてはありません。

ただ、今ありましたように、商工会の女性部とか、あるいは青年部とか、それぞれ特産品の開発をやろうと商品開発等含めて取り組んでいただいておりますし、生産加工グループも今いろんな取り組みを今日まで展開をいただいております。

こうした中で、今、山口県が、県が「やまぐち農山漁村起業統一ブランド」ということでブランドの認定を始めております。通称「やまみちゃんブランド」というふうに言っております。その認定の第1号が平生特産品センターということで、これは柳井管内で、この「やまみちゃんブ

ランド」の第1号店の認定を特産品センターが受けておりますし、特産品の開発、加工等においても、加工コンクールで今年も最優秀賞を受賞するというようなことでマスコミ等でも報道されておりますけれども、そういうふうに活躍をいただいております女性の方もいらっしゃいます。

こうしたやっぱり活動なり、この特産品センター等における取り組みというものをしっかり、これからさらに普及、拡大をしていって、よりブランド化に努めていくということが望ましいんだろうというふうに思っております。

そういった意味でも、特産品センターというのを、もう一回そこら辺の位置づけをしっかりと、6次産業化に向けての、ひとつブランド化に向けての事業認定を受けられるようなことも考えていかなきゃいけないということで、これから協議をしてもらいたいというふうに思っております。

先ほど、最初に、前段でお話がありましたけれども、地方創生本部がスタートいたしております、これは今から5年間の具体的な施策の国がイメージを出していきます。それを受けて県が一つのビジョンを策定をするということになっておりまして、その中に恐らく次の臨時国会に出されるでしょう地域資源活用促進法、地域資源の活用促進法という、これはまさに6次産業化に向けての地域の資源を活用していこうということの一つの取り組みですが、これらについての販路まで含めた支援をしていこうという動きが一方でありますから、これらの動向も踏まえながら県のそうした今のブランド化についての支援、こういうものも誘導していけるように取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

いろんな芽がたくさんありますから、そういうものをしっかり育てていけるように、取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 今、芽があるからそれを育てていきたいというお話がございました。また、創生本部がイメージを出してくるだろうから、それが県がビジョンを立てて、あと地域資源活用促進法なんかもできて、そういった波が来ている。だからその波に乗って何とかしていこうというのが町長のお考えのようです。

私もこの質問をするために何人かにお話を聞きました。もちろん商工会のほうもどういった取り組みをしているのかは聞いております。

皆さんの中に、小さな商売でいい、私たちの手に余るような商売はしたくない、小さな商売でいいよっていうグループと、それから、これを雇用につなげるぐらいの、雇用政策になるぐらいのものを目指していきたいというグループ、その2つのグループがあると思います。小さくてもいいよ、私たちでできるぐらいでいいよっていうようなグループは、ブラッシュアップをするなりして、今ある力をきちんと次の世代へつなげていくような取り組み、そして、雇用を生み出す

ようなものは、またそれとは違った取り組みが必要だと私は考えております。

先進地事例をちょっと調べてみましたので、ちょっと御紹介したいと思います。

福井県の高浜町というところがございます。ここは商工会が、さっきも商工会の話もありましたけど、特産品の開発をしたんだけど、開発してそれで終わってしまった。それでは売るところがきっちり抜けていたので、それを後押しする政策をしようということで、売れるものづくりのために行政と観光協会、商工会が三位一体となりながら、高浜町の地域資源を生かした商品開発から販路の開拓までトータルの支援事業を行っていました。

うちの町内にも頑張っている人がいますから、それはそれとしてブラッシュアップをしていただきたいと思いますし、今から雇用を生み出すようなものも6次産業化なり、これからの政策の中に出てくると思いますから、そういったものもしていただきたいと思います。

6月の一般質問の中で、雇用がないから若者が帰ってこないのか、やる気のある若者がいないから産業が育たないのか、とにかくやる気のある人を支援して、県や商工会と協議して具体的な支援策を検討していくと町長は話されました。

現在12月に向けて、来年度の事業や予算の検討時期に来ていると思います。先ほどおっしゃったような「まち・ひと・しごと創生本部」、その司令塔でいろんなものが出てくるとは思いますけれど、平生町としてはとにかく地域のブランド化政策を具体的に進めてほしい、雇用の創出をしてほしいと思いますので、来年度の予算に反映していく予定はないのか、ちょっとお伺いしてみたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 率直に言いますと、起業支援を含めて本当に地域でやる気のある、そういう方々に対する情報提供から、どういった支援ができるのか、それまで含めて、今検討をさせております。

先ほど言いましたように、できるだけブランド化、販路まで含めてというのはなかなか大変な、やっぱりそのノウハウが必要になってまいります。観光協会なり、おっしゃったように商工会なり、連携がしっかりとれて、いろんな情報提供の交換ができるように、その場はつくっていきたいと思いますし、やる気のある人たちが帰ってこういうことをやってみようと思うという一つの発想なり、そういうものは大事にしていきたいというふうに思っております。

とにかく雇用がないからということだけじゃなしに、本当に雇用をつくって、こういうものをやってみたい、ふるさとでそういう志を果たしたい。

私はよく言っとるんですが、「ふるさと」という歌があります。3番は「志を果たして、いつの日にか帰らん」ふるさとへという言葉が、歌詞が歌われております。志を果たして帰ってくるのも、まあ、一つの方法ですが、志を果たしに帰ってくるような、そういう町を目指したいなと

いうふうに思っております、何とか若い人たちにそういうふうな気持ちを持って平生にきょうの朝の佐賀の話もありましたが、そういうふうに思ってもらえるようなまちづくりをこれからも取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 全く町長のおっしゃるとおりで、町外に住む人も、また平生を訪れた人も、これが平生のお土産よというものがあれば、平生の顔になるものがあれば、すごく町も活性化していくと思いますし、そういったものを特産品センターの利用促進に進めたり、地域の商店でないと買えないのよってというようなものを、そういったものは消費者の心理ですごく買いたくなるというのになりますので、そういった町のシンボルとしてのブランド化を進めていただきたいと思います。

ブランド化実行委員会というようなものも考えられますので、ぜひそのあたりも考えながら、平生町の元気を発信するためにもブランド化を考えていただきたいと思います。私の質問を終わります。

.....

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） それでは、通告書に従って質問をさせていただきます。

まず初めに、介護保険制度の改正についてお伺いをいたします。

今回の医療・介護総合法による介護保険制度の改正で、今問題と言われていることの一つは、要支援者の訪問介護と通所介護の2つのサービスが保険給付では受けられなくなるんじゃないかと私は思っております。

この質問は、今年3月議会で介護事業所について質問をさせていただきましたが、今回もう少し具体的な質問とさせていただきます。

これについては、この平生町の社会福祉協議会の方々といろいろとお話をさせていただきました。ここに協議会の資料があるんですが、この中にデータをいただいております。このデータを見ますと、現在の要支援者188人中介護利用者数は、今年の7月1日の人数で123人となっております。内訳としては、訪問介護が60人、通所介護が52人となっております。また、通所リハビリがこれにプラスして16人となっているのがこの町内の現状です。

これを見ますと、町内人口の約1%弱の方々が保険給付を受けられないことになってしまいます。要支援者のサービスを介護保険給付から外して、市町村の総合事業に移す期限は2017年の4月です。あと2年と少しです。

しかし、国は自治体ごとに総合事業の費用に上限を設け、75歳以上の高齢者人口の伸びに合わせて抑制をしております。しかも、市町村に実施させる総合事業には全国一律の基準が

ありません。市町村の施政次第で要支援者向けのサービスの質も量も変わってくると思われま
す。サービスを維持するかどうかは町の判断にかかってくるわけです。

これから、先ほど述べました約1%弱の方々の介護サービス、サービス低下のない介護計画を
どのように考えておられるのか、まず初めにお伺いをいたします。

もう1点、今後高齢者人口がピークを迎えようとする中、介護労働者の役割はますます重要に
なってくるのではないかと思います。

介護制度を充実させ、必要な、優秀な介護人材を確保することが、今一番急がれているのでは
ないかと考えられます。しかし、今回、今の状況では、介護労働者が減少することはあっても、
優秀な人材確保となるとますます難しくなってくると思いますが、町長のお考えをお伺いいたし
ます。

この2点について、よろしくお伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 介護保険制度に関連をして、大まかに2点質問をいただきました。

最初の介護予防給付の見直しについてでございますが、訪問介護、通所介護、これについては、
要支援者は今187名でございまして、予防サービスの利用者は123名、これは御指摘のとおり、
町としては187名と今つかんでおります。

それで、今の訪問介護と通所介護については、いわゆる地域支援事業へ移行していくというこ
とにこれからなるわけですが、ただし、今まででもそうなんです、それぞれ専門的なサービスを
必要とする人については、引き続きそのサービスを受けることはできるということになりまして、
いわゆる生活支援の部分について、これをどうしていくのかということになってこようと思いま
す。

これについては、法律もそうなんです、「多様な担い手による多様なサービスの展開」と、
「多様な担い手」というところがちょっとポイントなんでございますけれど、地域でいろんな組
織、いってみれば、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、民間企業、シルバー人材センター
等々、多様なサービス提供の体制を構築をして、地域での生活支援がやれるよということの
体制づくりを、今度は、我々市町村が担っていかなければいけない。そのためには、生活支援
コーディネーター、地域の支え合い推進委員というふうに言われますが、これの設置や協議体
を設置をして、その対応をしていくということになろうと思います。

今、包括支援センターがあるわけですから、これが生活支援コーディネーターという役割を担
っていくことになろうと思いますし、協議体は社協とかそういうことになっていくんだらうとい
うふうに思います。

これらの体制づくりを一方では進めていながら、専門的な、さっき言いました介護の予防の

支援については、これは引き続き行ってまいりますから、これはこれでやっていくことになるう
と思います。

合わせて、今、必要な介護人材の確保ということもありましたが、今ちょうど町としても高齢
者の福祉計画、第6期になりますが、介護保険計画の策定に今入っております、平成27年度
から、来年度から3カ年計画を今策定をいたしております。

これは当然、先ほども言いましたように、地域での支え合いの体制、コーディネーターを中心
とした協議会のあり方等々、これはまちづくりと当然関連をしておりますから、今ちょうど協
働のまちづくりを進めておりますけれども、地域でこうした高齢者を支えていく体制づくりとい
うのを、やっぱりこれは地域でお互いに大きなテーマとしてこれから据えていくことになるう
かと思っておりますけれども、十分協議をしております。サービスの低下を招かないように、これから
町としても努力をしていきたいし、この人材確保という面におきましても、多様な、そういった
介護にかかわる人材をしっかりと確保していけるように取り組みを進めていきたいというふうに考
えております。

いずれにしても、専門的なプロを今から確保していくというのは、大変至難の技でございまし
て、やっぱり地域でお互いに支え合っていく。専門的な分野は専門的に引き続き対応してやっ
ていくし、生活支援の部分について、できるだけ地域で対応できる部分については、これはそうい
う対応をしていこうという基本的な考え方で介護計画の策定に入っておるというふうに御理解を
お願いしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） それでは、再質問をさせていただきます。

たしか187人と言われましたが、この7月1日付で188人になっております。これは社会
福祉協議会でこの前お聞きしたばかりですから、この点につきましては、私が自信を持って報
告させていただきたいと思っております。

今、町長の答弁の中でありましたが、要支援者の中で、必要な人は専門的なサービスを受けら
れると、こういうふうな答弁がございました。政府でも、要支援者でも必要な人は専門的なサー
ビスを引き続き受けられると説明をしております。

しかし、サービスを受けられる人は日常生活に支障が生じる認知症の人、自分の生活管理がで
きない人、コミュニケーションなどの社会性が構築できない人、退院直後で集中的に支援が必要
な人、こういうふうになっております。

このように、対象を本当に狭めた基準となっているのが現実です。これでは大多数の人が排除
をされてしまうんです。ほんの一部の人は専門的なサービスを受けられる。その他大勢の人は
サービスを受けられないと、こういうふうになっていると思うんです。

その辺のところはどういうふうにかえられているのか、一つ答弁のほうをよろしく願いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 先ほどの数字を含めて、健康福祉課長のほうから答弁をいたします。

議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

健康福祉課長（田代 信忠君） それでは、先ほどの数字の件でございますけども、私が把握しておりましたのは、平成25年度の実績でございます。ですから、188人というのは最新の、7月現在の数字ということで間違いのないと思います。大変失礼いたしました。

それから、先ほど言われました地域支援事業に移行される訪問介護、また通所介護についてでございます。

サービスの低下を招かないように、平生町としても現在の予防給付の利用者が継続して利用できますように、また、日常機能の低下により日常生活に支障がある症状や行動を伴う者などの訪問介護員によるサービスが必要なケースの場合は、本当に提供できるように、これまで同様に指定事業者が提供をしていきたいと思っておりますし、また、運営基準を現行の予防給付の基準を基本としておりますサービス提供者も訪問介護員などの専門職が担うこととなりますので、本当、サービス低下がないように今後計画のほうを立てたいと思っております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） それでは、再々質問をさせていただきます。

さっき、平生町の社会福祉協議会の方といろいろお話をさせていただきましたと、こういうことを申しましたが、その対話の中で一番今心配をされていたことは、先ほども申し上げました、町内の約1%弱に当たる方々の介護予防サービス利用者が一番困られるんじゃないかと、こういうふうにお話をされておりました。

今、町長も御存じのように平均寿命という言葉にかわって健康寿命という言葉がしきりに言われてきております。この健康寿命を考えていく中で、今回の介護保険制度の改正は健康で長生きをするということに私は逆行しているんじゃないかと、このように考えております。ほんの少しの援助で健康で長生きをされる、このことが一番いいことではないかと思いますが、この点について、町長、一言お考えをお聞きをしたいと思っております。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 健康寿命の話が出ましたけれども、御指摘のとおり、平生町は今平均寿命も山口県でナンバーワン、同時に健康寿命も第1位ということで、本当にそういう意味では理想に近いといえますか、健康寿命と平均寿命の差ができるだけ短いほうが理想に近いということになると思います。元気で長生きをして、自立的に生活ができて、逝くべきときは逝くという

のがあるべき姿であろうかと。

とにかく、やっぱり長生きをする以上は、健康で長生きをしてもらおうというのが一番望ましい姿だというふうに思っておりますし、そのためにできるだけ支援ができるような介護体制、サービスの低下を招かないような姿というのをこれからも求めていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） 介護の関係は、サービス低下のない介護をよろしく願いをいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次は、農業委員会の改革についてお伺いをしたいと思います。

農協、農業委員会、農地制度は、いずれも戦前の地主制から解放された耕作農民の権利や暮らしを優先する原則です。戦後の民主的回復の一環として発足をした制度です。

今の政府は骨太の方針や新成長戦略で農業改革を打ち出し、実施計画を発表をしております。その規制改革会議の計画は、農業委員会制度について、農家による現行の公選制を廃止し、市町村の任命制にする。2番目として、委員数は半減をする。3番目に、地域要求を行政に反映する建議を法律業務から外す。4番目に、農業委員会の県団体や全国組織を新たな制度にするとしております。

しかし、農業委員会は、市町村の農地行政を行う独立行政委員会です。農業者による3年に一度の選挙を経た農業委員で大多数を構成をしております。農地の売買や転用、賃借の許認可権を持ち、農業振興に農地の適正利用を進めているのが現状だと思います。

これを見ると、農業委員会には地域の農地を守る役割があるんだと思います。しかし、現行の農業委員の公選制をやめ、市町村長が選任する方向が示されておりますが、これは地域の実情を公正に判断し、農地の番人を務めることができるのかが今懸念をされております。

これに加え、委員数の半減となると、農地の番人そのものができるかどうか心配をされます。

これは、よくよく考えてみれば、規制改革会議が言っている任命制では、農業委員会が行政の下請け機関になってしまうのではないかと、こういう思いもします。

この点について、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、農業委員会は農家の代表として農業振興策などを政府、行政に意見書を建議として提出をしてきております。これは法律に基づく業務に位置づけられ、それなりの重みがありました。私は、地域要求を行政に反映する建議を法律業務から外すということは、農政に物を言うなということにほかならないのではないかと、今このように考えております。

この点についても町長のお考えをお聞きしたいと思います。

以上2点、よろしく願いをいたします。

議長（福田 洋明君） ここで、暫時休憩いたします。

再開を午後2時5分といたします。

午後1時48分休憩

.....
午後2時05分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。山田町長。

町長（山田 健一君） 農業委員会改革に関連をして、2点の質問をいただきました。

まず、農業委員会の組織についてであります。市町村農業委員会は、農業委員会等に関する法律に基づいて、市町村に設置が義務づけられている行政委員会であります。農業者の代表である農業委員ということになる農業者の選挙で選ばれた選挙委員と市町村長から選任される選任委員ということからなっておりまして、本町の委員は、選挙による9人、農協推薦1名、農業共済組合推薦1名、議会推薦による学識を有する者2名、合計13人、任期3年間で、今活動をいただいております。

業務につきましては、農地の権利移動についての許可などの、いわゆる法令業務、そして、農業経営基盤促進法に基づく任意業務、意見の公表、建議、諮問に対する答申等の業務等々、多岐にわたって、農家生活と密接に関連をする業務を担っていただいております。

そこで、規制改革会議の方向が出されておりますけれども、農業委員会等に関する法律の改正の基本的な方向として、御指摘のように、公選制の廃止、市町村長の選任制への移行、農業委員定数の削減、農業、農民に関する事項についての意見の公表等の法令業務からの削除などが上がっておるのは御指摘のとおりです。次期、通常国会に向けての法案提出に向けて、今、制度設計が着手をされておるといふ状況でございます。

いずれにしても、今日までの農業委員会の果たしてきた役割、そしてまた、今もそうございますけれども、果たしている役割や、先ほど御指摘のありました建議等を含めてのいろんな諮問に対する答申等、大変大切な役割を果たしていることは間違いのないわけでありまして、これはこれで、私もそのように受けとめております。ただ、具体的な内容をどう、これから中身が議論されていくのか。この辺の動向については、十分状況を見ながら、今から国会でも議論がされるというふうに思いますので、その辺を見ながら、今後の対応を考えていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 渕上正博議員。

議員（7番 渕上 正博君） 再質問させていただきます。

先ほど、町長から答弁をいただきましたが、平生町の農地を見ますと、担い手への農地の集積

や耕作放棄地の解消などは、これは必要な対策だと、私も思っております。農地の権利関係が複雑な中で、これを円滑に進めるためには、所有者、利用者、双方の信頼と協力が、今、不可欠だと思っております。それには、地域の人や農地の実情に詳しい人の存在が必要となってきました。地域を代表しない少人数の任命委員で、このことが円滑に果たして進むのか、これが懸念をされるところでございます。改革案、それを補うために、首長の任命による農地利用最適化推進委員を配置するとしていますが、この点について、具体化をされているのか。今からどういうふうにするのかを、お伺いをしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 農地利用最適化推進委員の設置に関連をしての質問でございますが、今、規制改革実施計画がこの6月に閣議決定をされたものでございますが、農業委員会等の見直しの中で、農地利用最適化推進委員の設置、新設という項目があります。今、議員御指摘のように、農地の実情に詳しい人の存在が必要だという前提で、農業委員会の指揮のもとで、担い手への集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消、新規参入の促進など、各地域における農地利用の最適化や担い手の育成、発展の支援を推進する農地利用最適化推進委員（仮称）の設置を法定化する。なお、この委員は、農業委員会が選任をすることとし、云々と、こういうふうの中に示されております。これも必要な、今から議論がされて、次期通常国会へ関連法案を提出をするということで、今これから議論が一層進んでいくものというふうに思っております。農地の地域の実情がわかった方々が、いろんな担い手への集積、あるいは、そうした耕作放棄地の未然防止等の対策を進めていくというのは、これは大事なことでございますので、そういう名称になるかどうかも別にしましても、そういう設置を、農業委員会が選任をしていくという形に今、この案ではなっておりますので、その辺の動向も十分、注視をしていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） 今いろいろと御答弁をいただきましたが、当町の農業がますます発展をしていくような政策を立てていただきたいと思っております。

以上で、質問を終わります。

議長（福田 洋明君） 要望で、結構ですか。

議員（7番 淵上 正博君） はい、いいです。

.....

議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

議員（2番 村中 仁司君） それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

今年の夏は、相次ぐ集中豪雨に竜巻と日本各地で続いております。大雨で家を流されたり、命を落とす人々が出るなど、被害は甚大でございます。広島、八木地区においても、大雨による土

土石流が発生し、多くの人命が奪われました。この八木地区の土石流の起点は、標高300メートルの地点から始まり、住宅地まで600メートルを流れ落ちたそうでございます。この起点のところは、花崗岩が風化した真砂土の表層が幅30メートル、深さ数メートルにわたって崩壊しており、15度から25度の傾斜地を土石流が一気に流れ落ちたとみられる跡は、最大10メートルもの深さになっていたそうでございます。花崗岩の岩盤も、露出していたそうです。土石流は傾斜が10度未満だと流れがとまり、堆積し始めるそうでございます。この地区は、10度を超える傾斜地に家が建てられていたことが、被害が拡大した原因の一つと専門家による分析がされておりまして、平生町においても、花崗岩が風化した真砂土の表層はございます。そうしたことで、平生町にも土石流警戒区域が25カ所ございます。

そして、昭和54年の梅雨時期に柳井市の和田石というところで、集中豪雨によりため池が決壊し、土石流が発生し、民家12戸が全半壊したことがありました。

その土石流区域内でのため池の点検、管理はどのように行われているのか。そして、その土石流を防ぐために、砂防ダムはあるのだと思いますが、これから砂防ダムの整備計画はあるのでしょうか。伺います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 土砂災害に関連をして、土石流災害危険区域内にあるため池の点検、管理はどうなっているか。砂防ダムの整備の計画はどうか。2点について、今、質問をいただきました。

この最初の土石流災害危険区域内にあるため池の点検、管理についてであります。町内に土砂災害警戒区域が239カ所あります。そのうち、土石流警戒区域が85カ所、その区域内にあるため池は、今、町が把握しているものが66カ所、点検、管理につきましては、ほとんどこのため池が個人所有、あるいはまた水利権の共同所有という状況になっておりますので、点検、管理については、ため池の管理者にお願いをしておるのが現状でございます。県が主体となって、県内で5年に1回、ため池の点検を行っておりまして、いろいろ大雨が予想される場合は、事前の点検や貯水位の調節等をお願いをしておるところであります。という状況でございまして、いろいろ異常が発見された場合は、町に連絡をいただいて、それぞれ改修工事等の相談に応じておるといのが現状でございます。

それから、砂防ダムでございますが、これは県の事業であるわけでございますが、今日まで、最近はありませんけれども、平成2年まで21基、平生町では建設をされております。平成24、25、去年、おととしと緊急点検が行われておりまして、必要な場合は、しゅんせつ等が行われておりますけれども、現時点で今、新たな砂防ダムの整備計画については、今、町内にはありません。そういう状況でございます。

議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

議員（2番 村中 仁司君） ため池の管理は、管理者をお願いしていたのではだめでございます。高齢化によって、管理者がいないため池も数多く出てくると思います。

そして、昔の人からの言い伝えによりますと、約150年前ぐらいの話としまして、大野、長谷のため池が決壊し、土石流が発生し、家等が流され、その流された家の瓦れきというのですか、それが、平生の農協近くまで、昔流れたそうでございます。

そして、砂防ダムのことなんですけれども、大野、神領の砂防ダムは、昔、少し水をためたことがありますして、その水を少しためたときに、横のほうから、どうも水が漏れていたようでございます。横のほうから水漏れがあったので、すぐにやめたそうでございます。そしてその後、コンクリートをかなり注入されたそうでございますが、いくらでも入る状態だったようでございます。こういう話がございまして、大野、神領の砂防ダムは、県事業と思うのですが、県と協議し、強度の耐震テストを行っていただきたいと思っております。これは、しっかりお願いしたいと思っております。これは、要望でよろしいです。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

ふるさと納税について伺います。ふるさと納税は、平成20年4月の地方税法の改正によって、その年の5月から、ふるさと納税がスタートいたしました。この制度は、人口減少による税収の減少への対応や、地方と大都市の格差是正を目的としたものでございます。ふるさと納税は、これから全国自治体間の競争が激しくなると思われまます。単なる財源として捉えず、平生町にふるさと納税をした人たちと、さまざまな接点を持ち続け、関係を深めていく取り組みが必要でございます。ただ、寄附をもらって、礼状を送るだけでなく、地域や特産品についてのアピールをすることによって、平生町はどんなところで、どんなものがあるかということを理解や好意を高めしていくことが、継続的な特産品の購入とか、平生を訪れてみようとか思っていたことが、平生町の観光客数の増加にもつながるし、やはり人が多く訪れてくれないことには、お金も落ちないし、活性化を進めていくためにも大事なことでありますので、こうした制度があるので、利用しない手はないと思っております。平生町も、この波に乗り遅れないように、みんなが知恵を出して、取り組むべきではないでしょうか。町長に伺います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） ふるさと納税についての御提言をいただきました。

趣旨と内容については、御指摘のとおりでございますして、ただ単に財源の確保ということに終わるのではなくして、その関係を大事に、町と寄附者との相互の関係が強まっていくようにという、今のお話でございますして、全くそのとおりだと思っておりますし、ややもすれば、今いろんな地域の特産品等の、ある意味、贈答合戦みたいな様相を示している加熱気味なところも、なき

しにもあらずという気はしますけれども、せっかくの温かい気持ちをしっかり受けとめて、それに応えるように、町としても、また頑張っていきますよという気持ちは、これからも持っていかなきゃいけないというふうに思っております。

ふるさと納税についても、ここ件数、金額とも、平生町も上昇傾向にありまして、平成24年、平成25年、いずれも150万円を超える寄附をいただいております。これは大変な、やっぱり寄附の金額です。ありがたいことをごさいます、これからも本当に感謝をしながら、しっかりまちづくりに生かしていきたいという気持ちであります。あわせて、きょう先ほど6次産業化の話も出ておりましたが、いろいろ国のほうも、このふるさと納税についても、控除額を倍にしてやろうかという拡充の検討が行われているように聞いております。その制度の動向もありますけれども、その辺もにらみながら、できるだけ今後とも協力をさせていただける方をふやしていけるような取り組みを考えていきたいというふうに考えておまして、平生の魅力が発信できるような、そういう内容のものにして、この制度を活用して生かしていきたい。御指摘のように、何とか町の、またよさが発信できるような方向も考えていきたいというふうに思っているところであります。

議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

議員（2番 村中 仁司君） しっかりとまちづくりに生かしていくということでございました。

ここで、ふるさと納税のアンケート等が、ちょっと言ってみたいと思います。ふるさと納税のことは、テレビ等でよく報道しているので、認知度は高いそうです。その高い認知度とは裏腹に、寄附経験者は非常に少なく、特典がもらえることも知らない人も多いそうでございます。そして、ふるさと納税を利用して寄附をしたいという問いに対して、ぜひ寄附をしたいという人と、特典によっては寄附したいという人が約8割もあり、今、関心を持っている人が多いので、鉄は熱いうちにたたけと言いますので、山田町長、しっかりと早急に対応していただきたいと思います。よろしくお願いたします。終わります。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） それでは、通告どおり、山田町長の町政運営について、1つとして、行政、機構改革について、お伺いたします。

今現在、第四次平生町総合計画が推進されていますが、平生町の行財政改革を計画して、行政の効率的な運営を目指した行政改革に取り組んできたのか。最終的に、これを本気で、行政改革に取り組んできたなら、平生町も現在のような財政難になっていないと、私は信じています。取り組んできたなら、その成果及び数字であらわせるものは、その数字で、取り組んできていないのなら、総合計画よりも行政改革を計画して、推進していくことにより、住民と協働しながら、

簡素で効率的な行政運営を徹底して進めて、町民サービスの向上を目指すのが、先ではないでしょうか。町長の素直な考えを、一応聞かせてください。よろしくお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 行政改革に関連をして、今、行革に取り組んだ成果はどうかという、今御指摘、御質問でございます。

今、第五次の行革大綱に基づいて、毎年実施計画を策定をして、行革を推進をしている。平成22年度から26年度ということに、この5年間で取り組みを進めておるとい状況です。

この計画の基本的な方針というのは、4つあります。1つは、効率的な行政運営、2つ目が住民の視点に立った行政運営、3つ目が健全な財政運営、4つ目に人材育成の推進、この4本柱を中心に取り組んでおりまして、今、財政難の話がありましたが、健全な財政運営についての話が出ておりました。実質公債費比率の減少ということで、けさほども報告をさせていただきましたけれども、そうした財政の健全化に向けた取り組みについても、一定の成果はあったというふうに思っておりますし、いろいろ経費の削減から始まって、徴収対策の強化等の歳入確保の対策等々進めていながら、同時に一方では、高齢化社会が進展をする、少子化社会が進む、町税が減少傾向にある、あるいはまた、社会保障関連経費が自然増という形で、相当規模で増加しているというような、一方では厳しい環境もあるという中で、何とかやりくりしながら、この行政改革について、行財政改革に取り組んでおるとい状況でございます。

この間の一定の評価、総括、これについては、26年度が最終年、今年度が最終年ですから、今年度が終わった時点で、一定の評価をして財政効果の取りまとめをしていきたい。同時に、できればもう1年、今ちょうど、けさも言いましたように、総合計画の下期の、後期の5年分を今、策定に、来年度からスタートさせるべく、策定に入っておりまして、28年度からです。28年度から32年度までのやつを、今準備に入っておりますから、この後期計画の5年間と、できれば今度は第六次になる、第六次の行革大綱を、オーバーラップさせていきたい。重ねて、同時に、これはまた最上級にある総合計画ですから、これはこれで大事なんですが、同時にやっぱりそれを裏打ちをしていく行財政改革、その行革大綱については、もう1年ローリングをして、できれば28年度から総合計画の後期基本計画、それと第六次の行革大綱が、同時にスタートできるような方向で調整していきたいというふうに考えて、今いろいろその辺の取り組みについて、協議をさせていただいているところでございます。具体的な、いずれにしても、今年度が終了した時点で、一定の財政的な評価というものも示していくことになるかと、総括をしていくように、今考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 恐らく、そういう答弁をされるだろうと、一応は思っていたんで

すけど、最終的に、私自身こういう質問をするということは、町民の方から、国民健康保険が値上げになったと。久保さん、行政改革は、いろんなのをやっているのかと、実際、今言われるように、いろいろ5年計画どうじゃこうじゃ、4項目言われましたけれど、町民の方には目に見えんわけ、はっきり言って。それで、こういう広報に、10月号にいろいろ町人事行政、いろいろ毎年、10月ごろ出ています。こういうのが出てくるといことは、はっきり言って、町民には目に見えとらんわけ。行政は、いつもやっている、やっている言われるけど、やるからには、やはりきちんと数字でも、1年間でこうでしたという数字が目の前に見えるような、行革を僕はやってもらいたいわけ。

今、今回26年度、最終的にまとめてやられると言われましたので、参考的に、私もちょっと自分の思いを述べさせてもらいますので、これも関連して、報告できたら、きちんと数字で示してもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

一応、最終的には、事務事業の見直しで、今言われるように、皆さんが今までずっと質問してこられました。少子化、高齢化の流れの中で、新たに生じた行政課題や、多様化・高度化する町民ニーズに敏速かつ的確に对应していくためには、既存の事務事業の見直し、整理する考えは実際にあるのか。そして、今までそういうことはきちんとしてきたのか。機構改革にしても、組織及び機構について、またスリム化を図り、総職員数の減少時代となっているが、そういう見直しも現状でやったのか。それに関連して、今行政改革の一つである人員削減は、時代的な要請でもあり、定員適正化の計画はあるのか。また、定年退職者を考慮した計画的な職員採用に努めているのか。町民の理解を得るためには、定員適正化、こういう行革の状況を毎年度、今言われるように、町のホームページや広報で、単純に、こういう10月にいろいろ出されていますけど、これを見ても、なんかピンとこんのんです。だから、はっきりした、もう隠さずに、そういう数字で、きちんきちんとはっきり出してもらいたい。できなかつたらできなかつたで、それでいいんですよ。一応、取り組んだけど何もできませでした。それはそれで僕はいいと思います。100%できるとは、実際思っていないから。だから、そういうことや、先ほどから地域活性化を言われますけれども、地域活動の推進などについても、これからの地方分権や平生町協働推進プランにする独自のまちづくりを推進しようとして、町民の参加と、町民の協働不可欠と思う、こういう考えは実際にあるのかと。こういう考えがあったら、今回の事件で、いろいろ平生保育園のことを言われますけど、こういうことは恐らくないと思います。はっきり言って。だから、町民参加という格好で、いろいろ言われていますので、そういうことの抜けがないように、僕はしてもらいたいわけ。

それと、財政状況にしてもそうなんです。先ほどから人口減少と、皆さんいろいろ質問で言われていますけど、人口減少に相まって、自主財源の減少は避けられないんです。ということは、

収入が減る。しかし、支出面では少子化、高齢化の進展により、扶助費の増加がだんだんふえてくるわけ。だから、それに対して、財政状況がこういう厳しい状況下に置かれている中で、そういう職員削減や内部経費の削減、事務事業の見直し、要するに効率的な行政運営を推進、本当にしてきたか。先ほど、答弁には、ちゃんときちんとして5年計画でしてきました。それで、来年度には、はっきりそういうあれを報告しますと、そういうことを言われました。だから、今現在、僕が述べたこともまとめて、そういうことをきちんと数字的にあらわせるのか。もう一度、町長の答弁をよろしくをお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 行革の取り組みの5年間の一つの財政的な成果、効果、こういうものについては、しっかり総括をして示していきたいということを、先ほど申し上げました。それとあわせて、今ありましたように、事務事業の見直しとか、機構改革の問題がありました。これは、今日までそれぞれ住民のいろんなニーズに応じて、あるいは時代の状況に応じて、簡素で効率的な組織をつくっていく。基本的な立場に立って、今日までもいろんな機構改革を進めてきたのは、御承知のとおりであります。今後とも、しっかりそうした対応をとっていきたい。

職員定数の適正化、これについても、適正化計画を町としても持っておりまして、平成16年度、10年前には156名の職員だった。今は131名ということになっております。平成22年度から、この適正化計画を新たにしておりますけれども、平成26年度までの期間、今年度までいっぱい計画を立てておるのですが、21年度当初では135名を適正化の人数と捉えておりました。その後、保育園の統合等も実施をいたしまして、目標とする職員数を3名減の132と、今、目標を設定をさせていただいておりますけれども、町の職員は131名ということで、目標を1名下回っているというのが今日の現状で、目標に近い、あるいはそれをクリアできた状況に、今日あるというふうに考えております。こういう状況についても、広報等を通じて、職員の給与の状況、あるいはこういった適正化計画に基づく職員の機構改革、それから職員の数等についても報告をさせていただいております。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） それは一応わかりますけど、最終的に、今言うように行政改革にしても、今、極端に言ったら、特別会計に他会計繰り入れで7億円近くいれとるんです。はっきり言って。だから、そういうのも極端に言ったら、来年度は、何年後には、これをこういうふうにしていくと、そういう数字的な、はっきりした目標があれば、それだけ皆さんも努力していきんじゃないかと思う。単純に、今9会計の中で7億幾ら、一応出しているわけ。他会計繰入金から。それは必要かもわからないけど、こういうのを少しでも減らすちゅう考えで言ったら、今単純に特別会計の総予算の17%くらいかな、他会計繰り入れが。それを今度は15%ぐらいの目

的でいこうかと、そういう考えというか、そういうのを数字で目に見えるようなことを実際やってもらいたいわけ。

さっき言われたように、職員数もそうなんですけど、減らした減らしたと言われたんじゃないけど、その間、やっぱり平生町の総人口も減っとるんです。はっきり言って。そして、単純に平生町の総人口も1万3,000から今1万2,000ちょっとになっている。ということは、僕自身でいろいろ考えたら、町民人口100人対して、大体、町職員が1人でいいのかなという計算なんです。ということは、現状だったら今、住民が、25年の4月1日付で1万2,900人、それで、先ほど町職員は131人じゃ、どうじゃこうじゃ言われましたけど、25年度では一応139名なんです。この資料で見よったら、26年の1月現在でも138名なんです。この26年度で、僕は何で言わんかと言ったら、26年度はまだ退職者が、まだはっきり決まっとらんから、そういう状態で25年度の資料で、今言いよるわけですよ。そのときに、139名で総人口が1万2,940人ということは、単純に100人に1人だったら130人でいいわけ。それで、それを採用をやめるとは僕は言っていないわけ。単純に、前も言ったように、希望退職というか、早期退職の分は目をつぶっても、本当に60歳で定年退職する人の補充だけしたらどうですか、と僕は言っているわけ。そしたら、これが町民100人に対して1人という計算でいけるわけ。

だから、そういう考えを持って、明確に町民にわかるような資料をボンと出してもらって、こういう計画でいくんですよちゅうのを、僕はやってもらいたいわけ。それだったら、やっぱり町民も理解をするし、私自身も理解すると思う。ただ、口で、私もそうやけど、口で好き勝手、言いたいことを言ったりする。きれいごとを言っても、本当にそれがやられているかというのは、僕は疑問なんよ。だから、これを実際やったら、そういういろんな町民から苦情も出てこんわけ、はっきり言って。だから、今回最初述べたように、国民健康保険も上がったけど、行政もよう頑張ってるんじゃないかと、そういう言葉が返ってくるような行政改革をやって、そういうのを町民に目に見えるような、情報を流してもらいたい。

こういう、単純に僕なりに今言ったこと、要するに、特別会計も一般会計も17%を15%ぐらいの計画的に考えて、改善していけるのか。そして、町民も1万あれやから100人に1人という考えがあるのか。そういうのを、ちょっと2点ほど聞かせてください。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 特会への繰出金の話が、さっき出ておりました。これは、かなり町の財政を圧迫していることは間違いありません。こういったこともあって、いろいろ特に簡水については、御承知のように、水道企業団へ統合していくということで、簡水は去年、この佐賀を含めてやりまして、来年度で大野の飲料供給施設、これを統合しますから、上水道事業全て田布施・平生水道企業団で一本化ということで、これはこういったできるだけ特別会計への繰出金も減ら

していった、結果的に、これは両町で企業団を運営していきますけれども、こういう取り組みを、経理一本化に向けて取り組んでいった、この辺の負担を軽減を図っていくと、こういう努力も一方でやってきておるわけですから、何%やればいい、これは一つの議員の意見、あるいはまた100人に1人の人員配置、これも今言われましたけど、これは議員の見解として承っておきますけれども、それぞれのニーズ、それぞれの事情に応じて、人材の配置というものを、しっかりあるいは時代の要請、こういうものを踏まえて、これからも人材の適正配置に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 今の件、よろしくをお願いします。

次に、2つ目として、平生町の財産有効利用について。 1. 各施設の有効利用及び活用について、町長の意見を聞きたいと思います。一応、各施設に毎年維持管理費として、厳しい財政から予算を計上しているが、施設の有効利用及び活用を毎年話し合い等をしているのか。それとも関係なく、施設の維持管理として計上しているのか。各施設が有効利用及び活用されているのか、検証したことがあるのか。それとも、検証していなくて、全ての施設が有効に利用、活用されていると考えているのか。これらの施設を有効利用及び活用を目的として、幅広く町民からの意見を聞く考えはあるのか。これらに対して町長の考えをお聞かせください。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を、午後3時からといたします。

午後2時45分休憩

午後3時00分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

ただいまの件で、久保議員から訂正の発言を許します。

議員（3番 久保 俊一君） 濟いませぬ。町長の答弁に対して、ああじゃこうじゃと勝手に僕なりに理解して言いましたので、この言葉は一応取り消しさせていただきます。どうも済みませんでした。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 町有財産の維持管理についての質問でございます。

ただ単純に維持管理で予算計上しているのかということですが、施設の維持、修繕料あるいは草刈り等々含めて、ある程度経費の発生というのは、これはやむを得ないものがありますけれども、いろいろ経費の計上については、予算の毎年査定を行っておりますけれども、予算要求段階、それから査定時において十分議論をしながら、施設の有効利用等についても議論しながら、最小限のこうした維持管理に努めるべく、取り組みを進めておるといった状況でございます。

今後の対応についても、施設のいろいろ種類、状況等にもよりますけれども、そういうものを十分踏まえて、これから対応していきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 予算の維持管理は僕も仕方ないと思います。ただそれを、1人でも多く利用できる方法を僕は考えてもらいたいという考えです。

それで一応、朝から平生町協働推進プランと言われてはいますが、このプランの中には「一人ひとりが主役のまち」の実現を掲げ、住民との協働によるまちづくりを目指すと言われてはいるが、これらを考えると、幾らよい事業でも平生保育園跡地の有効利用には、今でも私自身疑問を感じています。

何事もやる前に、地域の住民と意見を交換したり、事業の説明、情報の提供をしたり、地域住民にこういう情報を流していたら地域住民や、私も理解しただろうと思います。私自身に考えるのは、時期尚早と一応思っています。

それに関連して、宇佐木保育園跡地は、このような地域住民や議会を無視及び軽視しないように、地域住民や議会と意見を交換及びその情報を共有しながら進めてもらいたいと思っています。

そして、私自身が、今、宇佐木コミュニティ協議会の副会長として今一番困っているのは、宇佐木コミュニティの活動に関して、駐車場がなかなか確保できないということなんです。そして、私なりに宇佐木保育園の跡地をそういうグラウンドや駐車場にしてくれたら、地域の活動が今以上に活発になると自分自身は思っています。このような提案を聞く考えがあるのか、なければどのような跡地利用をされるのか。

単純に宇佐木保育園の建物は、耐震性はあるように聞いております。しかし、これを平生保育園のようにいろいろと、そういう地域に利用しよったら大幅な改修がどうじゃこうじゃ言われますけど、この宇佐木保育園も耐震性はあるが、これを利用しようと思ったら恐らく、維持管理やそういう改修の金が大分要ると思います。

そういう維持管理を思うたら、そういう建物を崩して、やはりグラウンド、駐車場として、宇佐木地域やコミュニティ協議会が使われたら、地域としても町としても恐らく一石二鳥と思います。そういう考えがあるのか。

それと、例に挙げた、先ほど言うたスポーツ公園、維持管理、一応スポーツ公園も維持管理として22年から25年の決算では、175万4,000円か、それで年間で43万8,000円草刈りに一応あれしています。

それで、利用状況としたら、22年から25年、176件で3,476人、年間では44件で869人の人が利用されています。単純に、年間は、1年間365日です。ということで、1年間のうちの44日しか利用されていないと、それで、それも1回利用で約大体20人、計算では、

それと、ハートピアセンターの維持管理としても22年から25年の決算では、これは696万9,119円かな、それで年間では約174万3,000円。これも利用状況では、22年から25年で96件で、4年で1,312人しか利用してないんです。要するに、年間では24件で328人。ということは、1年間先ほど言うた1年間365日やと1カ月も利用できてないということなんです。

それで、これに先ほど町長言われたように、そりゃ建物やグラウンドがあるから維持管理が僕はいると思うんです。それに対して、利用を多くする、そういう研修やいろんな利用をしたんかと、そういうのを、極端に言ったら、こうこうで少しでも利用させてやろうと、そういう考えが来たかということ、僕は一応聞きたかったわけ。だから、そういうふうに、そういう利用状況を一応スポレクにしても、ハートピアセンターにしても、年間こうこうで、こういう分析して、それでこういう状況ですよ。それは、恐らくその担当課は、恐らく御存じだと思います。だから、要るものは要るものでしょうがないんです、維持管理は。だから、それを1人でも多くの人ができるような、してくれたら自治体で、この前言われたように平生保育園の50万円維持管理はどうじゃこうじゃ言われましたけども、50万円ちゅうのは本当に安いもんです。はっきり言って。

だから、こういうふうなあれで、これらの保育園の跡地利用として、今スポレクゾーンと、ハートピアをちょっと言いましたけど、これに関してのちょっと町長の考えをお聞かせください。議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 施設の活用につきましては、先ほども言いましたように、施設の種類、状況等に応じて対応をしていきたいというふうに思っておりますし、宇佐木保育園の跡地の利活用について、今、御意見も御開陳をいただきましたけれども、しっかり地域の皆さんの意向等も踏まえながら、今、検討中でございますので、十分そういうことを踏まえて協議をしていきたいというふうに考えております。

それから、ハートピアセンター、それからスポレク、それぞれ利用状況について、今説明があったとおりでございます。できるだけ何とか、ハートピアセンターについては、その機能がかなりこちらの特産品センターのほうに移ってきた経緯がございます。ハートピアセンター推進協議会っていうのが昔はできて、いろんな協議会でそこを活用していただいていたんですが、最近はその状況ですから、できるだけ、逆に町のほうからもいろんな団体に呼びかけをして利用していただくようお願いをしておりますし、いろんな体験型の交流事業、あるいは観光協会等と連携をとりながら活用をしていきたいというふうに思っております。

また、近々、大分の三重町のほうからも、観光協会がお見えですが、このハートピアセンターも活用しながら、平生のよさをアピールしていきたいというふうに考えておりまして、いろいろ

その辺の状況等踏まえながら、できるだけの利活用を図っていきたいというふうに考えております。

スポレクについても同様、今、子供たち芝生広場がありますから、あれを活用して、今キッズサッカー等も含めて活用していただいておりますが、かなり町民の中でもいろいろ、あそこに家族で出かけたり、花見をやったり、いろんなケースがあるんです。ジョギングやられたりっていうのがありますが、これは数字に入っておりませんので、かなりの数が協力をいただいております。というふうに、憩いの場として、これからも活用を図っていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 今、町長のお答えを聞きましたけど、私自身もスポレクゾーン、スポーツ公園、ハートピアセンター、ハートピアセンターこれ土、日あけとるっちゅうことで、時々見に行くんですけど、それで公園にも週に一、二回行くんですけど、人を見たことは一切ありません、はっきり言って。これは、僕自信持って言えます。僕が、日にちの行き方が悪いからそういう状況かと、今自身、町長の答弁でそう感じましたので、今度人が集まる日にもう1回行ってみます。だから、今まではそういうこと、大星山の展望台とかいろいろ行きますけど、人を見たことがありません、はっきり言って。

それで、そういうことで、極端に言ったら、今言われたように、スポレク公園、ひらおハートピアセンターの利用状況、先ほど説明しました。最終的に私自身はそこを有効利用するのに、極端に言ったら、平成22年から25年度の最高っちゅうんかな、スポーツ公園は、年間64件一番最高で利用しとるんです。それで人数は1,025人。それで、ハートピアセンターも年間36件で、746人。それから、22年から25年の間で、こういう最高値があるんじゃから、その最高値を目標に掲げて僕はいろんな取り組みをやってもらいたいわけ。単純に財政難で何もできない、何も言えないではなく、いろんな施設の有効利用及び活用を、我が町平生の職員さんにもアイデアを聞いたり、そして、そういう募集をしたり、それでそれぞれの施設の行事を自由に企画をさして、それを実現させる方向で、そういうのをどんどんやってもらうたら、こういう施設も有効に使えるんじゃないかと私は思うんです。

それと、本日も新人の職員さんがここに勉強に来られている。これは、それはいいことだと思います。しかし、こういうことをやれるっちゅうことは、新人さんでも、自分の町を知ること、1日に手弁当をぶら下げて、自分の、我が町の施設を見て回って、ごみがあったらそういうごみを拾ってきたり、そしてみんなと食事しながら、新人職員でそういう親睦を兼ねたり、そしてこういう施設があったんなら、こういうふうに有効利用したらいいんだなと、そういうそれも新しい目でいろんな意見が出てくると思うんです。

だから、これも1つのこれは行政改革と思う。だから、こういうのをどんどんどんどん前進さ

してやって、そういう職員のいろんなアイデアや意見を聞いたり、こういうこと言うたら恐らく聞いていますということと言われるかもわかりませんが、そういうふうにアイデアをどんどん募集して、いいことはどんどん、金がないからじゃない、どんどん進めてもらいたいわけ。

だから、先ほど、くどいようやけど、きょう、新人さんが勉強していくのもあれやけど、そういうふうに町の施設を毎年1回でもいいですから、新人さんを連れて行って、手弁当で青空で弁当を食べながら、やっぱり地元の施設を自分の目で見ることなんです。自分の目で見て、ああこういういいところがある、何でこんなに利用が少ないんじゃないかと。だから、そういうのを疑問に感じてくれたら僕はいいことだと思います。

だから、スポレクゾーンでも、前から一応言いよるんですけど、車を何で中まで入れさせてくれんかと僕はいつも言うんです。単純に、僕もたまに時々週に1回か、そりゃあ行くんですけど、下まで歩いて、今度は上がるのにもものすごい疲れるんです。年やからかどうかわかりませんが、下りはいいんですよ、帰りがものすごいえらいんです。で、いろんないい設備があるんです。あるけど、ベンチにしても誰も使うとらんから、なんか腐れたようなだんだんなくなっていきよるわけ。結局、いい設備があるんじゃから、そういう方向で、町を挙げてそういう職員のいろんなアイデアをどんどん吸い上げて、若い人らにそういう企画をどんどん任してやって、1回そういうのをやってみましょうよ、はっきり言って。最初からやるやらんじゃなしに、1回はそういうのをどんどん、毎年新人さんがこういうのを見て、新人で何人かでもいいから、とりあえずこう何か行事を企画してくれんかと、それでうまくいったらもうけ、うまくいかんやったら、次から何でうまくいかんやったかと、そういうのを1個、1個消していけばいいんじゃないから。いつも言うように、実行と、そういう数字ではっきりとわかるような行政改革か、これも一つの、有効利用に関しては、そういうのをどんどんしてもらいたいし、町長の考え、そういうことをやる気があるんか、町長の考えよろしくお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 町のいろんな各施設について、活用方法についての有効活用について、幅広くいろんな意見を聴取をしながら、これからも取り組んでいきたいというふうに思っております。職員の新人の研修等についても、今ずっと一連のカリキュラム組んでやらさしていただいておりますし、いろんな、ときには汗にまみれて現場を知ってもらう体験も含めて、今、新人にはやっていただいております。必ず、その感想、気づき等については、レポートを出してもらうように今しております。もう少し、現場がわかって、その中で一定の行政的な感覚が身についてくれば、政策的な一つの政策形成能力といえますか、そういうものをある程度我々も期待をしますから、当然町の政策提言と言いますか、そういうものもこれから考えていったらいいなというふうに思っております。

以前は、それぞれ職員からそうしたものを募集をしてやったこともありますけれども、また改めて少し状況を見ながら、その辺についてもどういうテーマでやっていくのがいいか、考えていきたいというふうに考えております。

ありがとうございました。

.....
議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

議員（1番 松本 武士君） それでは、通告書に従って質問をさせていただきます。

まず、平和に関する意識をどのように啓発するかについて、2点質問させていただきます。

来年は戦後70年という節目を迎えます。20歳で出撃された方でも90歳になり、戦時中のお話を直接聞く機会がめっきり減りました。遺族会も解散し始め、戦争の事実は風化の一途をたどっておりおる状況です。

14年前の2000年にNHKが実施した世論調査で、16歳以上の男女にアジア太平洋戦争において質問したことがあるのですが、その質問内容は、最も日本が長く戦った相手国、同盟関係にあった国、真珠湾攻撃を行った日、終戦を迎えた日を答えてもらったことがあります。

この結果、1959年以降の戦争を知らない世代では、69%が最も長く戦った相手国を知らず、53%が同盟関係にあった国を知らず、78%が真珠湾攻撃を行った日を知りませんでした。

また、2010年に、またこれもNHKなんですが、広島に原爆が落とされた日の正答率は20代と30代を合わせて25%、平和教育に熱心なはずの広島県民であっても20代、30代の正答率は52%という調査でした。

これらのことを考えてなのか、最近は戦争の悲惨さを伝えようとする動きが活発になってきたような気がしております。例えば「永遠のゼロ」は、2013年12月21日から全国430スクリーンで公開され、初日2日間の観客動員数は約42万9,000人、興行収入約5億4,200万円であり、その後興行成績で8週連続で第1位となりました。幅広い客層を集めてロングランが続き、観客総動員数は700万人、累計興行収入86億円突破し、歴代の邦画実写映画が6位にランクインする大ヒットを記録しております。

そして、周南市では、一般財団法人周南観光コンベンション協会が天津島の回天訓練基地をPRするために特攻の島という漫画と協力して、平和の島プロジェクトを行っています。

平生町にも回天の資料を展示している阿多田交流館がありますが、さらなる平和の意識啓発のためにほかの戦争遺跡もPRしてはどうでしょうか。平生町には戦争遺跡として忠魂碑や防空壕、また人物として戦没画学生の久保克彦さんがいらっしゃいます。これらを活用してさらなる平和に関する意識を啓発してはどうでしょうか。

また、柳井市では、毎年戦没者追悼の日、広島原爆の日、長崎原爆の日、終戦の日にアナウン

スをし、黙祷のサイレンを行っています。平和への意識啓発のために大変よいことだと思うのですが、平生町でも行えないのでしょうか。

以上2点、平和への意識啓発のため、戦争遺跡の活用と黙祷サイレンについて御答弁をよろしくお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 平和に関する意識啓発については、教育長のほうから答弁をされると思います。

黙祷のサイレン吹鳴の関係でございます。

来年が戦後70年という1つの節目ということ、大変大事に私も受けとめております。これはもう2年前、平岡議員のほうからもサイレン吹鳴はどうかということで質問をいただいた経緯がございます。検討させていただきますということで来ておるわけでございますが、改めて歴史を風化させないためにもそうした取り組みが必要になっているのかなという気はいたしております。

今、終戦記念日8月15日に、正午に各職場で町としても1分間の黙祷を今しておりますが、サイレン吹鳴についても少し検討してみたいなというふうに思っております。

今、本町含めて山口県では、全部の市町が平和首長会議に参加をいたしてありまして、来年の70年という節目に向けても核兵器の廃絶に向けた取り組み、それから今日までピースフォーラムという運営、これ県で取り組みをやってありますが、これにも毎回私も参加をさせていただいておりますけれども、ぜひこうした悲劇を二度と引き起こさないように、平和への決意を新たにするという意味で、そういう取り組みについても検討してまいりたいというふうに考えております。

ということで、私の答弁にいたします。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） それでは、平和に関する意識啓発という件につきましての答弁をさせていただきます。

来年が戦後70年、やはり平和に対する意識をどう持つかっていうことは、議員さんおっしゃったように私も同感でございます。これから平和学習、そういったものをどういう形で伝えていくとか、教えていくとか、そういったことに重きを置かなければいけないという気持ちは重々持っているつもりでございます。

たまたま、本町においては戦時下における阿多田半島が潜水学校の柳井分校というような形で、そこに当時住んでおられた方が、集団移転を余儀なくされたという土地でございます。阿多田交流館、今、回天の資料館という形でのPRが先行しておりますけど、実際にあの建物は、阿多田交流館という名称がついたということは、当時、集団移転された方々の名前を残す、そしてまた

そこに集うことができるようにという形で、あの建物は建設されたという記憶がございますし、たまたま古墳等も阿多田半島には多々ありましたので、そういった地域、地区の歴史をあそこに集めようっていうようなものでありました。

しかしながら、回天ということに関係いたしまして、いろいろ当時阿多田の土地で訓練を受けた方々にとっては、やはり気持ちとしては回天の記念館であるというような意識をされたんだろうと思います。いろんな資料を届けていただきましたし、提供もいただきました。それが今、館内に飾ってあるものでございます。不幸にして9人の方が、訓練や出撃で命を落とされてますけど、そういったことが先行してるという形で、今我々としては、あそこは、平生町の平和学習の拠点であるという形での思いを深くしておるところでもございます。

また、近くにはおっしゃったように防空壕とかいろいろあります。そういったものを一体となって今後活用していくとか、意識啓発のために使っていけばという御提案でございますが、何分にも国有地とかという弊害もございますので、考え方としては、そういったものを後世に伝えていくことができるんであればしなくてはいけないというふうに考えますし、一番大事なのは、今年びっくりしたことに、横浜の中学生の長崎での修学旅行で暴言が吐かれたというニュースがございました。本当に、語り部の方にとっては悲しいことであつたろうと、気持ちは察ししたいと思いますが、やはりこういった児童生徒が育ってはいかならない教育をしなければいけない。ですから、冒頭の行政報告でも申し上げましたように、小中学校でいろんな形で平和学習、広島原爆資料館等も利用しながら、勉強、研修をしておるのが実態です。

8月6日に、中学校が平和の集いというものを過去6年間、今年含めて6年間実行してまいりましたけど、こういったことで本当に戦争を知らない子供たちに、過去にどんなことが起きたのか、どんなに悲惨だったかということを伝えていくことが、70年前の忌まわしい歴史を風化させないことにつながるんであろうというふうに考えてます。

議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

議員（1番 松本 武士君） 御答弁ありがとうございました。

町長のほうでサイレンのほうを、8月15日を検討されているということなんですが、柳井市では先ほど言ったとおり4回やっているわけなんですが、ほかの日をなぜやらないで、なぜ8月15日だけなのかつちゅうのを思ったところがあります。

先ほどの、NHKのアンケートだと、やっぱり終戦の日っていうのは全体のことなんで、みんな大体、ほとんどが知っているわけです。それでお盆にやるわけなんで、みんな注目して大体覚えてはいるんですが、長崎原爆の日とか、広島原爆の日、あとは追悼の日になってくると、こう人数が少なくなってくるんで、意識に残ってる人が多いので正答率が低いんです。そうすると、意識の低いとこのほうを啓発したほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、そこをどうして

8月15日だけなのかということをちょっとお答えいただきたいなと思います。

教育長のほうで、阿多田交流館の今お話されましたけど、阿多田交流館が平和教育の施設として、小学生、中学生が見学してるっていうのを私も知ってて、いろいろやってるんだなどは、私的には十分すぎるかなぐらいと思ったんですけど、大人に対して、社会教育の面であまりやってないっていう、何か話聞いたことがないっていう感じを受けてるんです。だから、阿多田交流館のほうでぜひ来てもらえませんかとか、こういうなんかのイベントとあわせて来てほしいとか、大人のほうは、子供も大事ですけど、大人も知らない人が結構いらっしゃると思うんで、そっちのほうの啓発っていうのがいまいちかなと思ってるので、そこら辺ちょっとお考えをお聞かせください。お願いします。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 大人に対する意識啓発ということでございます。やはり、先ほどアンケート結果を発表されましたが、広島県民であっても半数しか知らないというのは、本当驚きの数字でございます。やはりそれは、どこの年代がそういったことを伝えていかなかったのか、あるいは私どもの年代に責任があるのかもしれませんが。そういう意味で、先ほど申し上げましたように義務教育における間においては、しっかりそういった学習をさしてやりたいという思いでございます。

そして、やはり大人に対するものとしては、阿多田交流館のPRもそうでしょうけど、実際に8月のテレビ番組を、今年、私どういうわけか、つぶさに新聞で番組表を見ました。8月3日にヒロシマ8.6ドラマ「かたりべさん」、8月15日に終戦記念ドラマ「命ある限り戦え、そして生き抜くんだ」、8月18日NHKスペシャル「知られざる衝撃波、長崎原爆・マツハステムの脅威」、8月29日「ヤマグチック回天の島～出撃から70年の夏～」。これほどやはり戦争にまつわる後世に伝えていかなければならないという番組が放映をされてます。ですからやはりそういったところに視線を当てて、大人みずからが風化させないためにもこういったものを見てもらいたいなというふうに思っておるところでございますが、まずやりたいことは子供たちにいかに、何が起きていたかっていうことを、私どもの役割としてはやっていきたいと思っています。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） サイレンの吹鳴に関連をして、なぜ8月15日なのかと、終戦記念日なのかということで、8月6日が広島原爆、9日が長崎に投下をされた、そのことの意義というのは、これはもう私が申し上げるものでもありませんで、痛いほどわかっております。私の妻の両親は、広島で両方原爆の被爆者でありまして、私の家内は完全に被爆2世です。子供が生まれるときには、本当に心配をしました。ちゃんと生まれてくれればいいがなと、そういう思いで私も8月6日前後には毎年広島にお参りをさせていただいております。そういうやっぱり広島悲

劇、長崎の悲劇、これらが最終的には8月15日につながっていく、どういうわけか、8月6日と9日、6と9を足したら15になるんです。8月6日と9日を足したら15日になりまして、8月15日が終戦記念日と、ここで、正式にはミズーリ艦の上で調印をしたのはもっと後でございますけど、ポツダム宣言を受託をして、15日に天皇のそのお言葉があつて終戦になったということでございますから、そこが一つのけじめという意味で、8.6も8.9もそりゃいいですが、たびたびやればいいという考え方もあるかもしれませんが、それは象徴的に、今、8月15日の黙禱とサイレン吹鳴と、これは考えられるのではないかなというふうに思っております、検討をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

議員（1番 松本 武士君） ありがとうございます。

町長が、その広島についての原爆に対して、すごい深い思い入れがあるんだなということは伝わってきました。ありがとうございました。

8月15日のみということで、それでもけじめがつくということで、それで私もいいんじゃないかなと。

それで、教育長の御答弁のほうなんですけど、子供たちにとりあえず伝えていくのを熱心にやりたいということで、子供たちが持ち帰ったものが親に伝わって、親の方はそれをきっかけに、何というか、ちょっと変な、子供じゃないので、子供たちがこう言ってる、私たちが戦争のことについてもっと真剣に考えなければとなっていたらいいかなと思います。

それで、再々質問のほうなんですけど、ちょっと教育長が阿多田交流館のほうに触れられたので、阿多田交流館の件でちょっと関連するんですけど、その件、阿多田交流館に関連した件、ちょっと町長にお聞きしたいんですけど、今年の産業まつりがあるんですけど、観光協会のブースが阿多田交流館の前に出す、その横に自衛隊の紹介のブースが出るらしいんです。先ほどちょっと紹介した平和の島プロジェクトもどうなんですか、先ほど言われた交流施設なので、余りふさわしくないのかもしれないんですけど、一緒に平和の島プロジェクトもお呼びして、一緒にやってみたら、今回PRも結構できるんじゃないかなと思ったんですけど。

濟いませぬ、これちょっと通告してないので、そのような考えをどうかというので、ちょっとお答えいただけないですか。よろしくお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 産業まつりについては、もう既に実行委員会が立ち上がって、今、いろいろ企画をされております。その実行委員会の皆さんのアイデアとか、計画等をしっかりと尊重しながら支援をしていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

議員（1番 松本 武士君）では、次の質問に移ります。

次の質問は、耕作放棄地対策についてなんですが、それで耕作放棄地対策として油作物の栽培促進について質問させていただきます。

油作物と一概に言われて、ぱっと思いつくのは皆さん何が思いつくかというと、菜種油とか、あとヒマワリ油、ゴマ油、あとオリーブオイル、ほかに紅花油とか、あとツバキ油とかもあります。ちょっと変わったところでは、米油とかブドウ油、トウモロコシ油とかもあります。

それで、この油作物なんですが、最近農業新聞を見ますと、耕作放棄地解消の活用の特集には油作物で耕作放棄地を解消したとの記事が目につきます。例えば、鳥取県北栄町では、菜の花プロジェクト、豊後高田市では、ヒマワリ、コスモスはちょっと油作物でないんですが、コスモス、菜の花、ソバ、オリーブを作づけして、ひまわりと菜の花から油をとり、販売しています。

平生町では、豎ヶ浜里山の会がエゴマを栽培しているので、エゴマ油はすぐとれるのではないかなと想像しております。

また、住民の意見の中には、荒れた土地などにはコスモス、菜の花、ヒマワリの種を配って、地域それぞれで美しくしてもらおうとの意見もありました。このことから町民の中には、耕作放棄地を花できれいにしたいという意識が伺えると思っています。

地域住民全員参加型で花いっぱい運動から初め、ゆくゆくは油を絞るプロジェクトを計画してみてもどうでしょうか。お考えをお聞かせください。よろしく申し上げます。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君）耕作放棄地の解消に向けてということで、その1つの策として油作物の栽培を町で推進してはどうかという質問でございます。

耕作放棄地を面的に解消していこうという取り組みと、これを事業化、油作物の栽培を事業化していくということになると、いろんな課題がやっぱり出てくるというふうに思っております。

まず耕作放棄地を少なくともそういうものを植えるに当たっては、そのまま使うわけではありませんか、耕作放棄地を、まず耕作をしなければいけないということで、この担い手をどうしていくのか、地域でいわゆる花いっぱいの住民参加型の運動とは違って、耕作放棄地を活用していくということになれば、それだけの担っていく、担い手というものがぴしっとした主体がないとなかなかこれは進んでいきませんし、それを事業化していくということになると、きょうの6次産業の話ではありませんけれども、どうこれを栽培をして、収穫をして、それを加工して販売をしてというルートを確立をして取り組んでいかなければいけないということになると思います。

いろんな農業を、耕作放棄地という一つの、どういう観点、農業を振興する観点、あるいは逆にその景観を保持をしようとする観点でやるのか、この辺のスタンスの違いによって取り組み方は、おのずから変わってくるだろうというふうに思っております。

議員が今質問されるの、どういうこれ事業としてやれということになっていくのかどうか、その場合であれば、今言いましたようないろんな課題が当然出てくる。このことについても、しっかりそれは議論しなきゃなりませんし、研究も必要になって来るといふふうに思っております。何とか、耕作放棄地をしなきゃいけないと、この思いは、共通したものがあろうと思しますので、我々もまた耕作放棄地を減少させていくために、いろんなまた対策を考えていかなければいけないといふふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

議員（1番 松本 武士君） その、花いっぱいにするだけなのか、それとも事業としてやるだけなのか、ちょっと一色たんにしてしまったので、それはちょっと無理なんじゃないかという御答弁だったと思うんですが、私的には、ちょっとずつステップアップして行って、その中で事業化して、できるっていう人があらわれたら事業化っていう形を思ってたんですけど、確かに言われたとおり担い手さんがいないとどうやってもできないなどは、確かに御指摘のとおりなんです。国のほうで耕作放棄地再生利用対策というのを、交付金というのをやってると思うんで、これ耕作放棄地再生利用対策の場合、利用活動の場合は定額支援10アール5万円とかなんですが、これらもちょっと活用してなんとかできないかなと。

小豆島では、これを活用してオリーブの作付面積をふやしたり、今してるんです。そういう国の施策とかを使って、何とかもっとできないかなと考えてるわけなんです。周防大島町のほうで、オリーブをやってみようかっていう、ちょっと済いません、記憶が定かじゃないんですが、一、二年前かにやろうという動きがあって、そういう動きもあって、その瀬戸内海側では、オリーブは、ミカンが育つとこだったら気候は適しているということで、オリーブ、植えるように呼びかけると、ミカンの耕作放棄地っていうのは解消できるんじゃないかなって思うところあります。

その花いっぱい運動、いきなり担い手とかそういうんじゃなくて、希望者を募って、種だけでも、かかった種代だけでもある程度支給しますよと。種代だけでも、結構ばかにならないんです、結構な面積やると。種代だけでも出しますよとか、そういう最初はそういう段階からやってみたらどうかと思ってるんですが。その種代だけでも出すっていう考えに対してどうかと、あと、オリーブですね、佐賀のほうだと、ミカンの栽培地多いんで、オリーブに対しての町長の考えをお聞かせください。よろしくお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 単発的にこういうのをやったらどうかという、助成を出すということよりか、まずはオリーブの話にしてもそうですが、担い手ですよ。大島町長ともいつか、それこそ二、三年前、一緒にオリーブやろうじゃないかという話でしたことがある。そのときに私も何人

かの農業者にオリーブつくらんかと。いろんな種類がありますからあれ、どれがこの地域に適しているか、風土に合っているかというんで、いろいろ何種類か合うやつを研究してやろうじゃないかっていう呼びかけをしたこともあります。問題はやっぱりそれをよしやってみようという担い手です。その担い手がおりゃあ、耕作放棄地がそもそもできんのかもしれませんが、担い手がないから耕作放棄地になっとるんじゃろうけど、それは別にして、とにかくそういうのもやってみようじゃないかという、意欲を持ってやっていただける方、これはオリーブに限らず、さっきの油の作物にしてもそうですが、あれば、いろんな形で対応する策はあると思います。ぜひ、経済課とも、十分窓口ありますから、接点を持っていただいて、十分協議に応じていきたいというふうに思っておりますので、御相談をいただきたいと思います。

議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

議員（1番 松本 武士君） 町長のおっしゃるとおり担い手がいなきゃ何にもならないというのを、私も痛感しました。確かに担い手がないと、人がいなきゃどうにもならないんで、私も一応農業者のはしくれなので、農業についてほしい、この人は向いてるなと思った人には声をかけて、経済課のほうに連絡しようと思います。よろしくをお願いします。

済いません。

議長（福田 洋明君） これをもって、一般質問を終了いたします。

・ ・

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を4時5分からといたします。

午後3時48分休憩

.....

午後4時05分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

久保議員さんから発言の申し出がありましたので、これを許します。

久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 済いません。反省の色もなく再々いろんな言葉をお使いして、皆さんにおわびと訂正をさせていただきます。

僕自身も、またいらんこと言うかもしれんけど、平生町のことを一生懸命になって思っちょるから、実際僕がどういうこと言うたか、時々わからんことになりますので、今後もこういう発言をするかもしれませんけど、よろしくをお願いします。おまけに、こういう議会をちょっと進行を遅らしてどうも済いませんでした。

議長（福田 洋明君） これより行政報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。淵上正博議員。

議員（7番 瀧上 正博君） ちょっと教育長にお伺いをしたいんですが、教育長の行政報告の中で、教科書問題について報告があったと思うんですが、戦争のこと、世界平和のこと、教科書の問題についてのこと、もう少し詳しく述べることができるんじゃないかと、ちょっと詳しい具体的なことを教えてほしいんですが、よろしいですかね。熊毛郡の教育委員会の中でいろいろ論議をされたと、教科書問題について、そういう報告があったと思うんですが。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 行政報告で、教科書採択の報告をさせていただきましたけど、郡の協議会の中で、例えば個別具体的にそういった、今御指摘のあった協議があったかと申しますとそういった内容にまで踏み込んだ協議はしておりません。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって行政報告に対する質疑を終了いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

午後4時08分休憩

.....
午後4時09分再開

議長（福田 洋明君） それでは、再開いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第1号平成26年度平生町一般会計補正予算から議案第4号平成26年度平生町飲料水供給施設事業特別会計補正予算までの件について、一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号平生町災害対策本部条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号平生町育英基金条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第7号平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第8号平生町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号平生町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号平生町営住宅条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号土地及び建物の無償貸付についての質疑を行います。質疑はありませんか。
河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） それでは、議案第11号土地及び建物の無償貸付について、議案そのものの妥当性っていうんですか、有効性っていうんでしょう。また、町の効率的な行政運営、住民からの付託を受けて、効率的な行政運営がなされているかどうかっていうことに疑義を感じておりますので、ちょっとこの条例の性格について、どういうお考えで上程をされたのかっていうことを町のほうへお尋ねをいたします。

根拠を地方自治法の第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を設けてらっしゃいます。この地方自治法第96条は、議会の権限に関するものが約15項目ですか、第1項で、うたわれております。いろいろとあるんですけども、第1項の第6号の規定っていうことですので、その項目を読みます。「条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること」この場合は、議会の議決を地方公共団体は得なければならないということになります。

6の最初の項目です。「条例で定める場合を除くほか」という項目に関して、町では、「財産の交換譲与、無償貸付等に関する条例」でいろいろと定められてらっしゃいます。

「普通財産の無償貸付又は減額貸付」第4条の項です。「普通財産は、次の各号のいずれかに

該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。(1)国若しくは他の地方公共団体、その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき」と。この場合は町の執行権の中でできるというふうに規定されてるんですけども、いろいろと調べてみますと、この項目の「公共的団体、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき」というのが、ちょっと疑義がいろいろと生じているようでございますが、通例をひもといてみますと、昭和25年の厚生省の事務次官通知、並びに昭和46年7月15日の東京地裁の判決が通例として、どうも適用されているようでございます。

まず、厚生省の事務次官の通知は、この中で厚生省は、「医療法人は病院又は一定規模以上の診療所の経営を主たる目的とするものでなければならぬが、それ以外に積極的な公益性は要求されず、この点で民法上の公益法人と区別され、又その営利性については剰余金の配当を禁止することにより、営利法人たることを否定されており、この点で商法上の会社と区別される」と判断しております。

また、東京地裁の判例でも、「医療法人はいわゆる営利法人ではなく、さりとて公益法人そのものでもなく、いわば両者の中間に位置し、むしろ公益を目的とする事業を行う法人に該当するものというべきである」、いずれも公共的団体に当たる公益性の用も該するというのが通例の判決であるようなんですけども、このことに対して、町の執行権の中であって、こういう通例があるにもかかわらず、議会のほうに上程をされたというお考えを一応お尋ねをいたします。

議長(福田 洋明君) 山田町長。

町長(山田 健一君) 総務課長のほうから答弁いたします。

議長(福田 洋明君) 羽山総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長(羽山 敦紀君) 今回の提案に対しまして、根拠法令といまして、地方自治法の第96条第1項の第6号を根拠として上程をいたしましたものであります。今、お話もございましたように、条例の中で、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の第4条に、今申されましたように、「国若しくは他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業に用を供するとき」については、町として貸し付け等ができるということが書いてございます。

今回上程いたしましたのは、旧平生保育園の跡地ということで、確かに公共的団体または公益事業の用に供するというに当てはめれば、確かに議決の要件まででないかなというところではありますけども、ただ、これまでの議決をしていただいたものを振り返りますと、社会福祉協議会であったり、保育園であったり、というところでこういう形で上程させていただきました。

また今回、医院ということでございますけども、その公益性の中で、ただ、この今始めようとしている事業からまた事業を拡大して行って、それがもし利益を生じてくるようなことになった

場合にはどうかなっていうのがありましたので、今回改めてこの議会の議決に付さしていただいたということでございます。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） 責めるつもりはないんですけども、いわゆる慣例でやられた、担当者の方どういう判断、この先ほど2例の通例、厚生省事務次官通達、並びに東京地裁の判例、これが例として、通例としてまかり通っているっていう事実ですよ。やはりいろいろ、そういうのを抜けると、やはり町民の付託に応えられた行政運営っていうのはできないんじゃないかと判断します。以後、知らなかったちゅうことで不利益を、例えばこの件で医療法人はそういう位置づけにあるっていうのが言明な位置づけになっているわけですから、社会福祉法人等とは別の扱いになってますので、今後とも、こういうことがもし二度とないように、ひとついろいろとよく調べていただいて、議案の上程に関しては、ただ慣例においてやっていただいたんでは、公共性という感じではとても行政の効率的な運用等も図れないと思いますので、強くこのことは申し述べておきます。以上です。

議長（福田 洋明君） 答弁いいですか。

議員（10番 河内山宏充君） 要りません。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 今、慣例と言われてますけど、僕自身ももう悪い慣例、これは恐らく悪い慣例だと思う。はっきり言って。

それで単純に、ここに一応土地建物と言われてはいますけど、極端に言ったら、普通これだったら、中身、ふじわら病院はふじわら病院、そういうそのこういうことやります、そして1年契約なら1年契約、そして今度は、委託はどう、そういうのを細かくあって、単純に初め譲渡して、それから何か話し合いをするようにしか僕は感じんのです。だから、単純に今言われたように事業を広げていく、それで、極端に言ったら、事業を本当に広げるかということはスタートしてみんことにはわからんし、今、県の認可をもらうとどうじゃこうじゃこの前から言われてますけど、それから先でも僕はいいんじゃないかと。

そして単純に、この前からいろいろ全協で聞いたときに、最終的に、ひらお保育園のあそこを、ことばの教室はやかましいどうじゃこうじゃ言われましたけど、僕実際に行ってちゃんと確かめてきましたけど、そんなやかましいこともないと思うんです。そして事務員さんに聞いたけど、どうかねあそこの中入ったらあれかね、単純に応接間のような部屋で、ちょっと狭いような部屋で、その相談室で週に2回ほど、3組ほど親子でそこでことばの教室をやると。

だから、今単純にことばの教室どうじゃこうじゃ、この前からそういう言い方をされて、9月で今までの指導者がやめます、それで探しとったら、たまたまふじわら病院がおったと。単純に

疑うたら、完全に逆の方向で、最終的にふじわら病院がそれをかこつけて、あそこを全体を借りようかという考えは、僕は、だんだん疑うたらそういうふうになっていくわけ。

そしてことばの教室やったら、言われたように週に2回なんです、それで、かたやま病院は毎週木曜日2時から5時まで言っとったかな、毎週。月に1遍土曜日、あれも2時から5時までと。それやったら、ふじわら病院に委託しとるんなら、週に2回やったら、とりあえずあそこのかたやま病院ちゅうか、旧かたやま病院のあれを利用しながらことばの教室やってみて、やっぱり本格的にこういう全体的な障害者のあれでやりたいからちゅう、そういうスタートなら最終的には僕はいいんです。

単純に、今、この前から僕らが言うように、地域が使いたいいろいろ言われて、極端に言ったら、12月までは、はっきり言うて、県との折衝がどうやら言ったら、12月までやったら週に2回しかあそこをあけんわけよね、はっきり言うて。ということは、ほとんど閉まっとるわけなんです。そういうと地元の理解ができるんかなと。

それで、あそこ前の駐車場も、この前いろいろ言われましたけど、年間60万円かなんか言われて、いろいろ言われましたけど、極端に言ったら、今の現状では、僕はかたやま病院だけのあれになると思う。そして、あそこスポレク公園、なんていうか、その運動場のための駐車場って言われましたけど、それで毎年毎年あそこを利用したあれを出している、22年から25年の一応調べたけど、そこまであそこで車を駐車する、なかったら恐らく体育館と、この前で駐車場は済むと思うんです。それで保育園にしても、裏から車が3台ほど入る。それと前から真正面から詰めても、あそこを本当に中庭が100%全体使いたいならそりゃあれじゃけど、中庭は半分でもいいですよって、そりゃ半分駐車場にしたら、車六、七台はとめれるんですよ。トータルで10台ぐらいはとめれるわけ。いや、これは頭かしげても僕実際目で見てきましたので。だからそういうきしとそういうのがうたわれていないわけ。

それで、維持管理はどうじゃこうじゃ言われるんですけど、維持管理は、日ごろのな、電気代や水道代、極端に言ったら、自然災害で建物が崩れましたよと、これは平生町の建物を無償で借りとるけど、平生町の建物やから、平生町で修理してくださいと、そういうことも言われるようなあれもあるわけよね。だから、そういうのをきちっと、無償請求するんやったら、やっぱこれプラスアルファ添付して、維持管理費はこうこうで、ああいう建物も自然災害や潰れた場合は全面的にふじわらが見るんですよと。そういうあれも一つもないね。

それで、どういう病院の展開をするか、そりゃあした説明聞きますと、それなら、後と先が逆転しとるわけ。最初に説明してきてこうやったら話はわかる。

だからそういうこともなく、ただこれこれ、それで聞いたら、そのことばの教室がせっぱ詰まったから、そりゃことばの教室を、今言うようにかたやま病院でできんやったら、最終的にあれ

くらいの広さでやろうと思ったら、とりあえず12月まで、はっきりするまでは青少年ホームの2階か、前のあそこでも、僕はできると思います。だから、それくらいの広さです。だからそういうことをいちいちきちんと考えて、それをやってくれたら、僕らもこういういろんなことを言わんわけ。ただ、そういう中身もない、ただ無償提供どうじゃこうじゃね、そして、地元もそういうふうにあれしたいと。ただその1回ね、今県から、極端に言ったら、そういうふうにあれをやらんばいかんから、はようそのオッケーもらわんばできんと、そういう言葉が出てくるならええ、そういう言葉も出てこんしね。だから、極端に言ったら、県とふじわらが折衝しよると、12月ごろそういうのが出ると、それやったらそれまでとりあえず12月までに、今から3カ月間は現状のまましながらとりあえず地域で一回あんたら使ってみてみいよと、それでそういうことばの教室は、今ふじわら病院に委託するんじやったら、かたやま病院でちょっとやってみようかと、週に2回ほど。それができんやったら、それやったら中央公民館のちょっと青少年ホームをちょっと借りてやってみようかと、そういうことを1回やってみて、そしてやっぱ地域でやっぱここもちょっと使いにくいね、そういうあれやったら地域の人も僕は納得すると思う。

だから、単純に今やったら見切り発車っちゅうか、そういう考えよ、はっきり言って。それで、そういうことしよったら、この前僕も言うたように、議会を軽視しとるといような言い方も、言葉が悪いけどそういう言い方もした。しかしそれやったら、僕らも町民からあそこを利用したってこう言われとるのに、「久保お前どうかい、言うたこと1つもよ」って、今度は反対に僕らが町民からばかにされるわけよ、軽視されるわけ。また爆発した言葉づかい、ごめんなさい。軽視されるんです。だから、議会は何をしてるんかと、皆さんから言われるわけ。急に決まったようなしが僕らは思ってないから。

だから、そういう話し合いの場が何でなかったんかと。それでそうやったのに、何で慌てて今回のあれに出すんかと。それじやったら、今から話し合うて、いろんなのを詰めて、積み上げて、12月の議会に出してもいいんじゃないかと、僕の考えそうなんです。だから、こういう状況でぼんぼん提出しよったら、僕は最終的に、いろいろごたごた言いよるけど、最終的に言うたら、僕はそういうやり方はてれこになつとる。要するに、前と後ろが逆っちゅうかな。そして、極端に言ったら、議会も軽視しとるし、僕らは反対に町民を軽視しとるようになる。これを、議案を賛成した場合は。だから、お互いに一步引くところは引いて、とりあえずそれやったら議会で1回、地域で1回話してもろうて、3カ月間でみんなて話し合いましょうやと、そういうのも1つの勇気と思います。

だから、そういうことで私自身はこの案に関しては、中身がまだきちんとしてないし、そしてどうい維持管理、いろんなただの無償提供だけでそういう感じやから、私自身は絶対これは反対していくつもりでありますんで、これに関して、いや維持管理はこう決まತ್ತとるよと、そして

こういう中身ですよと、そういう答弁ができたならよろしくをお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 健康福祉課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

健康福祉課長（田代 信忠君） ただいまの御質問でございます。

今、旧平生保育園、昭和57年度に建設されまして、32年たっておりますけれども、耐震化もありますし、大規模改修する必要もございません。町としての基本的な考えとしましては、この旧平生保育園を子育て支援施設としまして、最大限有効活用できるということ、そして先ほど言いましたように、町の新たな改修費を発生しないことと、あわせてこの事業展開がより具体的もでございます、実績もあります、医療法人のふじわら医院へ無償貸し付けをいたしまして、事業展開してもらおうということが、障害福祉や子育て支援、また就労支援等の向上を図る観点からも望ましいと考えております。

先ほど言われました維持管理上の経費の負担等についてでございますけれども、今後議会の議決をいただきましたら、土地及び建物無償貸付契約書を締結することとなるかと思っております。その中で、当該土地、建物等の維持管理に要する費用、その他使用に関して要する費用は乙、つまりはふじわら医院の負担とするということを明記したいと思っておりますし、無償で貸し付けるといことでありますので、あとの維持管理等はお願いしたいと思っております。また、通常の維持管理とあわせて台風等で大規模改修が必要な場合にとってもお願いをしたいということで内諾はいただいております。

そして、ことばの教室の件がございました。現在、指導員が家庭の事情によりまして、この9月で退任されます。新たな指導員というのをいろいろあちこち探してございましたけれども、特殊な資格ということでなかなか見つかりませんでしたけれども、ふじわら医院が来られるという、こちらのほうで相談しましたところ、そういった資格を持っておられる方が後任でやっていただけるという内諾をいただきました。そこで、その方が、やはり新たな指導者ということで、静かな環境の中で子供たちを指導して、やはりことばの教室ですから1対1で指導していく、周りにはやはり静かなところで、本来防音壁とかやっていかないといけないんでしょうけれども、そこまでなかなかできないところがありますけれども、静かな環境でという強い要望がございました。いろいろあちこちをできる箇所を探したんですけれども、そういったところが見つかりませんで、旧平生保育園の施設を利用して町が事業主体でありますことばの教室を委託契約により開始をできたらと考えております。

また、今後の予定でございます。議決をいただきましたら、この10月からことばの教室をまずスタートいたしまして、その後、準備が整いましたら放課後等のデイサービスを開始予定でござ

ざいます。これは、今、県との協議が必要ということで、協議中でございます。今、柳井市で展開しております、児童発達支援放課後等デイサービスという施設があります。それをまず平生町のほうに移設しまして、県との協議が整いましたら、早くて11月か12月ごろには開園したいと、また、児童発達支援センターのほう、これも先生の念願でありますけど、県内に5カ所しかございません、広域性を有してる児童発達支援センターをぜひとも行いたいということで、これも合わせて県との協議を許可申請協議等を行っておられます。

また、スタッフの準備等も期間が必要ということで、こちらのほうも12月以降の早い段階での開設を予定されておられます。こういったスタッフも専属の医者とか看護師、また保育士、言語聴覚士とか臨床心理士、社会福祉士等の子供たちの発達においた支援が必要な資格を持っておられる方が取り組むということで、そういった準備等も行っておられますので、そういった状況でございます。ぜひともお願いしたいと思います。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 先ほど、河内山議員のほうからもありましたように、行政のスムーズな執行のため、本来執行権の範疇じゃないかという御指摘でございます。確かに、そういうふうな頭から執行権でこれはいくんだということもあるかもしれませんが、今までのうちうみ会なり、社協なり、いろんなケースを踏まえて、今回もこういう丁寧な議会手続きをお願いをしておるとい御理解で、手続き的な問題については、そういう御理解をぜひお願いを申し上げたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 済いません、今、町長も、いろいろ言われましたけど、最終的には、土地を無償してから後のことは話し合いますと、そしてそこで極端に言うたら、いやこうこうで、そこで話がこじれた場合、今度はどうする、そういうことも一応は考えていないということだね。要するに、そういう土地を提供、建物を提供したら、私らの考えどおりふじわら病院もオーケーしてくれると、そういう考えですか。

極端に言ったら、先ほどから言うように、僕は後先が逆じゃないかと、ある程度そういうことをきちんと話し合せて、そういう事業展開できる、そして、きちんとそういうものを話し合いをして、一応文書をつくってから、こういう無償提供するっちゃうのが筋じゃないですか。くどいようじゃけど、その点もう1回よろしくお願いします。

議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

健康福祉課長（田代 信忠君） 先ほども言いましたけども、これから土地及び建物の無償貸付契約を締結するようになります。そういった今回、この事業、貸し付けに関しまして、こういったどうしても同時進行というか、県の許可も必要ですし、議会の議決も必要ということで、いろ

いろとやりとりはさしていただきました。今後、そうした締結によりまして無償で貸し付けということで締結したいと思っております。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） ごめんなさい。なんか僕、回答になってないのね。それ単純に、それだったら、あそこの駐車場、今、町があれで借りていますよと。ほいで、平生保育園が閉鎖っちゅう格好になったから、駐車場を今度は戻したら、戻しますよとそういう細かい話で、それやったらあそこは使いませんよと、そりゃ言うかもわからん。だから、そういう話し合いもきちっとできちよるんか。単純に駐車場は関係ないから、あそこはスポレクの運動公園のためにとつとるんだから自由に使うてくださいと、そういう考えは僕はまた通らんでほしい。単純にあれいろいろ無駄遣いという格好で、極端に言うたら、先ほど言うたスポレク公園にしても、一番人数が多いのが、ああいうスポーツレクリエーションかなんかのとき、あのときも今までずっと見た約八百何人、去年は雨のせいかなんか知らんけど400人ちゅう格好なんですね。僕もあれ、昔からいろいろ携わってきとるけど、はっきり言うたら、体育館と、あそこと役場の周りでも駐車場は賄うんです。

だから、極端に言うたら、そういう場合に、ふじわら病院が契約した、そしてあそこ土地を町が維持管理60万円だったら10年間の600万円、あれ返しましたよと、そう言うた場合は、いや平生町さん話が違いますよと、そういうことを言うてくる可能性もあるわけ、はっきり言うて。そういうふじわら病院さんにしても、あそこは駐車場で利用できるという頭が僕はあると思いますよ。

だから、そういう細かい話をいろんなことをしてから、ある程度して、そういう話し合いをしとるんやったら、そういうのがきちっとやはり口約束じゃなしに文書でも僕はあると思うんよ。だからそういうのを一応添付つけるぐらいの気持ちがある僕があってもええと思うんよ。だから、そういう件に関してどうなんですか。

議長（福田 洋明君） 暫時休憩いたします。

午後4時39分休憩

.....
午後4時52分再開

議長（福田 洋明君） それでは、再開いたします。

田代健康福祉課長。

健康福祉課長（田代 信忠君） ただいまの質問でございますけども、ふじわら医院と協議を十分に、進めてまいりたいと思っております。

議長（福田 洋明君） 本日の議案に対する質疑は、ここまでといたします。

議長（福田 洋明君） 本日はこれにて散会いたします。次の本会議は9月11日午前9時から開会いたします。

午後4時53分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 中 川 裕 之

署名議員 河 藤 泰 明

平成26年 第4回(定例)平生町議会 会議録(第2日)

平成26年9月11日(木曜日)

議事日程(第2号)

平成26年9月11日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 提出議案に対する質疑

日程第3 委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第3 委員会付託

出席議員(12名)

1番 松本 武士君	2番 村中 仁司君
3番 久保 俊一君	5番 中川 裕之君
6番 河藤 泰明君	7番 淵上 正博君
8番 細田留美子さん	9番 柳井 靖雄君
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 岩本ひろ子さん	13番 福田 洋明君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 河島 建君 書記 村井 泰行君

説明のため出席した者の職氏名

町長 山田 健一君 副町長 佐竹 秀道君
教育長 高木 哲夫君 会計管理者 高岡 浩行君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 羽山 敦紀君

総合政策課長	藤田 衛君	町民課長	石杉 功作君
税務課長兼徴収対策室長			兼末 仁君
健康福祉課長			田代 信忠君
経済課長兼農業委員会事務局長			岩見 求嗣君
建設課長	瀬戸 孝博君	佐賀出張所長	安村 昌己君
教育次長兼学校教育課長			角田 光弘君
社会教育課長			藤山 一人君
総合政策課財務班長			加世 伸彦君

午前9時00開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・ ・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、洲上正博議員、細田留美子議員を指名いたします。

・ ・

日程第2．提出議案に対する質疑

議長（福田 洋明君） 日程第2、提出議案に対する質疑に入ります。

議案第11号土地及び建物の無償貸付についての質疑を行います。質疑はありませんか。柳井靖雄議員。

議員（9番 柳井 靖雄君） 座ったままでお許し願いたい。

この件について、前回の全員協議会でも、かなりしつこく私は聞いたんですけども、所管の委員会が総務厚生委員会ということで、詳細については聞いておりません。駐車場問題について、しつこく私が質問いたしましたが、これは同一区画内に民有地があるという認識のもとで私が聞いたわけで、その後、地籍を見て、飛び地であるということで、それならそれでいいだろうという話をしたと思うんです。

今回のこの件につきまして、冒頭申し上げたように、所管の委員会でございますので、詳細については聞き逃しましたけれども、通常の場合、事業をするという場合は、少なくとも事業計画書、こうこうこうというスタッフにおいて、こうこうこういう時間帯に、こういういわゆること

ばの教室もしくはこういうものにしたいというものが、当町に提出されているのかされていないのか、この1点ですね。通常であれば、それに基づいて、我々も審議するわけで、それを議会に提出する必要もないという考えなのか、もしくはそれが現在になってもないのかということが1点。

それから、今言う地方自治法第96条第6項「条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること」、こうなっておるんですね。それに基づいて、平生町の今の「財産の交換譲与、無償貸付等に関する条例」に関しては、第4条普通財産の無償貸付または減額貸付、「普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。(1)他の地方公共団体その他公共団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき」と、こういうことになっております。

この条文をよく読んでみますと、無償で貸し付けなければならないとはいいませんよね。また、時価よりも安く貸し付けることはいいよと、無償でもいいよと。だから、私が無償と有償にこだわるわけではございませんけれども、貸し付けることができるということは、議会の議決を必要としないとは書いてないんですね。だから、これがあくまでも財産の対価としてのことが書いてある。

法律というのは、小さいくりがあって、その上にまた大きなくりがあると。そのまた上に大きなくりがあるわけですね。だからこの条文だけを読んで、いわゆる貸し付けることができるイコール何でもできるというように解釈されておるのか、もしくは、それならば何も議会に付することはないというように解釈されているのか、その辺をはっきりしないと、問題が前に進まないと思うんですね。

だから、この第4条については、いわゆる公益になるものであれば、通常よりも安く貸してもいいんじゃないかと、もしくは無償でもいいんじゃないかということが明記されているわけで、有償無償を私は言うのでなくして、それを拡大解釈されておるのかどうかと、貸し付けることができるイコール議会の議決は要らないというように考えられとるのか、これが第1点ですね。

それと、先ほど言いました事業計画があるのかないかと。

そうすると、地方自治法に戻りますと、「条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること」と、こうありますよね。だから、ここで大きなくりがあるわけですね。これはいわゆる議会の権限の一つになっております。だから、仄聞するに、趣旨そのものが、執行部側として、いわゆる議会の議決がよければ否決されても強行できると考えられておるのか。もしくは、その辺の考え方も一応ここで整理しておきたいと、このように思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 2点、最初のほうは健康福祉課長のほうから答弁をいたします。後者の場合は、総務課長から答弁をいたします。

議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

健康福祉課長（田代 信忠君） 最初の1点目でございます。そういった事業計画書が出ているかということでございますけども、昨年要望書が提出されたときに、事業計画ではないですけども、そういった児童発達支援センターとか児童発達支援放課後等デイサービス等のこういった内容かという計画書は出ております。

議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

議員（9番 柳井 靖雄君） 議長、提出する必要があるかないかを聞いておるんですよ、私。意思があるかないか。

議長（福田 洋明君） 提出の件。

健康福祉課長（田代 信忠君） はい、提出についてはまだですので、きょう昼からの説明会でございますけども、そのときに事業計画書並びにふじわら医院の今の概要とか、そういったものを出していただいて説明をいたします。

議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 今の御質問ですけども、地方自治法第96条の第1項第6号に掲げられております文言、そして、町の条例でございます財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例で規定しております内容、これにつきましては、柳井議員さんのおっしゃられたように、ことができるという条文でございます。これまで社会福祉法人等に貸し付けをする場合におきましても、議会の皆さんの同意を得るために上程をさせていただいておりますし、今回につきましても、丁寧に対応させてもらうということで、改めてここで上程をさせていただいております。

議長（福田 洋明君） 柳井靖雄議員。

議員（9番 柳井 靖雄君） 先ほどお聞きしましたが、要望書はあるが、事業計画書は現在のところないというように私は理解しました。

通常、町有財産あるいはその貸し付けについて、そういう例えば要望だけで是か非かを決めるというのは、余りにも乱暴な話で、少なくともこういう事業計画に基づいて、スタッフはどうだと、診療時間についてはこうだと、で、大体この程度の診療が可能であると。したがって、随時それを確認してくると、とかいう事業計画も全くなしに、じゃあ貸しましょうと、議会に諮りましょうというのは甚だ乱暴な話ではないかと。我々も町民の代表として、それに、採決に加わったと。じゃあその事業内容は何かといたら、いや、それは何もわからんと、それでは我々は答

弁のしようがない。いわゆる是か非かというのは、少なくともそういう資料に基づいて是か非かを決めると。それが今もって事業計画書がないと、午後からそれを提出すると、いうのはちょっと乱暴というより稚拙ですね、これは、はっきり言って。それで、執行部側は是と判断しておるのかと。

もう1点、いわゆる普通財産云々で、これができるということを解釈するなら、私が先ほど申し上げましたように、これはあくまでも普通財産の無償貸付または減額貸付、これはあくまでも対価についてのくくりなんですよ。いわゆるそういう公益法人に用するのであるから、通常価格より安く貸してもいいよと、場合によっては無償でもいいよと、こういうことの規定なんですよ。それを貸し付けることができるイコール議会の議決が必要でないというような考え方では私はそのように聞こえたんですがね。これがまた、まさに執行部の暴走ですよ、それは。じゃあ議会はもう監視、プレーキ役は要らないということになる。この件にかかわらず、議会軽視というより議会無視になりますよね、これは。じゃあ、町長が是か非かと判断した場合には、何でもやれると、こういうことになりますよね。それはちょっと法律の解釈上おかしいんじゃない。いわゆる小さいくくりがあって、その上に大きなくくりがあるわけで、小さいくりにすべからく文言を入れられないから、いわゆる小さいくりの上に、その上にまた大きなくくりとして地方自治法があるわけだからね。それ地方自治法を全く無視して平生町例規集によって物事を進めると、これちょっともう一遍、国法を勉強してもらわんとはいかんですね。

その辺は町長としてどう考えておられるのか。全くこれは暴論ですよ、それは。貸し付けることができるイコール議会の議決も必要はないというような言い方なんだから、先ほどの課長ではそういう言い方になったのよね。それならば、これ以外の法律根拠がどこにあるのか、改めて示していただいて、なるほどそういうところで言われるんなら、我々が勉強不足だったのかなというぐあいに、はっきり根拠を示していただかないと前に進みません。執行権者から、町長から答弁を求めます。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 最初の事業内容については、既に全員協議会のときも御説明をさせていただきましたけれども、確かに要望は昨年から出ておりましたが、どういう事業をやりたいについては、スタッフ等についても、今協議をされておりました、県との協議も含めてそうですが、デイサービスとか、発達支援センター、こういった取り組みについては、既に報告をしておりますように、事業者側の意向というものも踏まえながら、こちらの健康福祉課長を中心に、今協議をさせていただいております。できるだけスムーズにこれがいって、事業展開ができるように期待しておるわけでございます。

それから、もう1点の地方自治法に関連をする議会との、貸し付けることができるという文言

と議会との関係でございますが、昨日も、私は御答弁をさせてここでいただきましたけれども、この条文だけでいけば、執行権の範疇という考え方ができるかもしれませんが、私としては、今までも社協なり、あるいはうちうみ会なり、無償貸与、貸し付けをするときは、議会に御相談をしながら議決を経てやってきたので、議会を尊重する意味で今回も議案として提案をさせていただきました。ちょうど河内山議員からも御指摘をいただいたわけですが、執行権の範疇という意味合いもあるかと思うが、丁寧にそこはしっかり執行部として対応させていただいておるんですという説明をさせていただきました。したがって、議会の意向も踏まえながら対応させていただいておるという状況でございます。

議長（福田 洋明君） 柳井靖雄議員。

議員（9番 柳井 靖雄君） 今の事業計画について、これから協議をするというのね。通常の場合は、協議をした後に委員会あるいは全員協議会で説明、質問があった折に、こうなんです、ああなんですということができると思うんですよね。もう主客転倒というか泥縄というか、とりあえず議会の同意を経て、それから協議をするというような、これは全く論外ですよ。通常ならば、それが確実に実行されるかされないかは別にしても、少なくとも事業主としては、こういう方向で何とかしたいから、町有地をあるいは町有財産を貸していただきたいということになると思うのね。それを今言う事業計画も何もなしに、今から協議をするのに、先に貸してくれやという、またそれに応じるとは言語道断ですよ、これは、全くボタンのかけ違い。

それから、もう1点、執行権の範疇にあるということであれば、私が勉強不足で大変申しわけないが、執行権の範疇であるという法的根拠、例えば地方自治法なのか、平生町例規集なのか、第4条第何項なのかと、はっきり示していただかんと、執行権の範疇にあるということ押し切られたら、今後ずっとそれ執行権の範疇であるという可能性が非常に高くなる。私を含めて勉強のつもりで、執行権の範疇にあるというのならば、その根拠となる法律ね、判例ではないんですよ。判例というのはあくまでも両者が争いになったときに初めてイエスかノーかということでは判例になるんであって、判例で議会と執行部が議論するんであったら、全く議会も執行部も道を外したことになるというか、言葉を探するのは難しいですがね、判例で常にものを言うことになると、係争中の裁判においても判例が出るのを待つかと、こういうことになるね。議会も執行部も争ってるわけじゃない。判例ではそれは納得できませんよ。根拠となる法令がこうなんだと、これをはっきり示していただきたい。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 総務課長から答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 今の法的根拠はどこにあるかというお話

でございますけども、今の地方自治法上では規定がされておる文言、そして、条例でできるという形で規定されております。ただ、だからといって執行権の問題で勝手にやっていいというようなものでもないということで、今回上程させていただいたという経緯がございます。

で、どこに根拠があるのか、執行権であるという根拠があるのかということになれば、昨日の河内山議員さんの質問にもございましたように、事務次官通知と判例ということが根拠になってくるかと思っております。ただ、判例につきましては、今おっしゃられたように、何かあった場合に、それが根拠になるものであって、もし根拠となるものであるとすれば、事務次官通知というのが昭和の25年8月2日に旧厚生事務次官通知ということで出ているのがございます。これによりますと、医療法人は病院または一定規模以上の診療所の経営を主たる目的とするものでなければならぬが、それ以外に積極的な……（「質問の趣旨とは違うよ」と呼ぶ者あり）

議長（福田 洋明君） 暫時休憩します。

午前9時25分休憩

午前9時26分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 失礼いたしました。今の根拠はどこにあるかということでございますけども、最初に戻りますけども、地方自治法の第96条の第1項第6号にあります「条例で定める場合を除くほか」というところでございまして、条例で定めておりますのが、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」の第4条の第1号にございます「国若しくは他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき」には、普通財産はこれを無償または時価よりも低い価額で貸し付けることができるというものに戻ってまいります。ですから、地方自治法と町の条例に基づいての話になってくるものです。（「議長、暫時休憩してください」と呼ぶ者あり）

議長（福田 洋明君） 暫時休憩いたします。

午前9時27分休憩

午前9時40分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

羽山総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 今回上程いたしております議案第11号につきましては、根拠といたしましては、地方自治法の第96条の第1項第6号の規定にあります「条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使

用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること」ということで、この中で、「条例で定める場合を除くほか」というところがございますので、これにつきましては、町にあります財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の第4条で規定しております「普通財産はこれを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる」という中の第1号にございます「国若しくは他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき」ということに基づいて、今回の上程とさせていただいたものでございます。

議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

健康福祉課長（田代 信忠君） 先ほどの事業計画書が出ているかどうかという御質問でございますけれども、当初計画書とか要望書の中に、おおまかなセンター構想的なものが添付はされておりましたけれども、その後、町との協議、また県との協議の中で、具体的な計画ができつつございますので、きょう昼からの説明会もございますけれども、その中で、現在のふじわら医院の、旧熊毛町にありますふじわら医院の事業状況、事業概要、また事業計画、新たに平生のほうで行われます事業計画の書類関係もあわせて説明をさせていただこうと思っております。以上です。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、決算の認定について、一般会計につきましては、歳入は一括、歳出は款ごとに質疑を行います。特別会計につきましては、会計ごとに質疑を行います。

まず、認定第1号平成25年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

歳入に入る前に、決算全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、歳入について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出について、質疑を行います。

まず、議会費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、総務費について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、民生費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、衛生費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、労働費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、農林水産業費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、商工費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、土木費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、消防費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、教育費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、災害復旧費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、交際費、諸支出金、予備費について一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第2号平成25年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認

定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第3号平成25年度平生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第4号平成25年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第5号平成25年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第6号平成25年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第7号平成25年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第8号平成25年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第9号平成25年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第10号平成25年度平生町飲料水供給施設事業特別会計歳入歳出決算の認

定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、報告について一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑を終了いたします。

日程第3 . 委員会付託

議長（福田 洋明君） 日程第3、お諮りいたします。議案第1号平成26年度平生町一般会計補正予算から、議案第11号土地及び建物の無償貸付までの件及び認定第1号平成25年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第10号平成25年度飲料水供給施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの件については、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第11号までの件及び認定第1号から認定第10号までの件については、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

議長（福田 洋明君） 本日は、これにて散会いたします。

次の本会議は、9月19日、午前10時から開会いたします。

午前9時53分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 湊 上 正 博

署名議員 細 田 留美子

平成26年 第4回(定例)平生町議会会議録(第3日)

平成26年9月19日(金曜日)

議事日程(第3号)

平成26年9月19日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成26年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平成26年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第3号 平成26年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第5 議案第4号 平成26年度平生町飲料水供給施設事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第5号 平生町災害対策本部条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第6号 平生町育英基金条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第7号 平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第9 議案第8号 平生町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 日程第10 議案第9号 平生町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第11 議案第10号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第11号 土地及び建物の無償貸付について
- 日程第13 認定第1号 平成25年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第2号 平成25年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第3号 平成25年度平生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第4号 平成25年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第5号 平成25年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第6号 平成25年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第7号 平成25年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について

定について

- 日程第20 認定第8号 平成25年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第9号 平成25年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第10号 平成25年度平生町飲料水供給施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 議案第12号 平成26年度平生町一般会計補正予算
- 日程第24 同意第1号 平生町監査委員の選任について
- 日程第25 同意第2号 平生町教育委員会委員の任命について
- 日程第26 議員派遣の件
- 日程第27 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第1号 平成26年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平成26年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第3号 平成26年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第5 議案第4号 平成26年度平生町飲料水供給施設事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第5号 平生町災害対策本部条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第6号 平生町育英基金条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第7号 平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第9 議案第8号 平生町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 日程第10 議案第9号 平生町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第11 議案第10号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第11号 土地及び建物の無償貸付について
- 日程第13 認定第1号 平成25年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第2号 平成25年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第3号 平成25年度平生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

て

- 日程第16 認定第4号 平成25年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第5号 平成25年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第6号 平成25年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第7号 平成25年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第8号 平成25年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第9号 平成25年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第10号 平成25年度平生町飲料水供給施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 議案第12号 平成26年度平生町一般会計補正予算
- 日程第24 同意第1号 平生町監査委員の選任について
- 日程第25 同意第2号 平生町教育委員会委員の任命について
- 日程第26 議員派遣の件
- 日程第27 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

出席議員（12名）

1番 松本 武士君	2番 村中 仁司君
3番 久保 俊一君	5番 中川 裕之君
6番 河藤 泰明君	7番 淵上 正博君
8番 細田留美子さん	9番 柳井 靖雄君
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 岩本ひろ子さん	13番 福田 洋明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 河島 建君 書記 村井 泰行君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	佐竹 秀道君
教育長	高木 哲夫君	会計管理者	高岡 浩行君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			羽山 敦紀君
総合政策課長	藤田 衛君	町民課長	石杉 功作君
税務課長兼徴収対策室長			兼末 仁君
健康福祉課長			田代 信忠君
経済課長兼農業委員会事務局長			岩見 求嗣君
建設課長	瀬戸 孝博君	佐賀出張所長	安村 昌己君
教育次長兼学校教育課長			角田 光弘君
社会教育課長			藤山 一人君
総合政策課財務班長			加世 伸彦君

午前10時00開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において柳井靖雄議員、河内山宏充議員を指名いたします。

・

日程第2．議案第1号

日程第3．議案第2号

日程第4．議案第3号

日程第5．議案第4号

日程第6．議案第5号

日程第7．議案第6号

日程第 8 . 議案第 7 号

日程第 9 . 議案第 8 号

日程第 10 . 議案第 9 号

日程第 11 . 議案第 10 号

日程第 12 . 議案第 11 号

日程第 13 . 認定第 1 号

日程第 14 . 認定第 2 号

日程第 15 . 認定第 3 号

日程第 16 . 認定第 4 号

日程第 17 . 認定第 5 号

日程第 18 . 認定第 6 号

日程第 19 . 認定第 7 号

日程第 20 . 認定第 8 号

日程第 21 . 認定第 9 号

日程第 22 . 認定第 10 号

議長（福田 洋明君） 日程第 2、議案第 1 号平成 26 年度平生町一般会計補正予算から、日程第 12、議案第 11 号土地及び建物の無償貸付について及び日程第 13、認定第 1 号平成 25 年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 22、認定第 10 号平成 25 年度平生町飲料水供給施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの件を議題といたします。

本件に関し、9 月 11 日の本会議において、関係常任委員会に付託いたしました議案につき、委員長の報告を求めます。村中仁司総務厚生常任委員長。

総務厚生常任委員長（村中 仁司君） 総務厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成 26 年 9 月 11 日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第 1 号中歳入全般並びに歳出のうち平生町議会委員会条例第 2 条の規定に基づく所管事項、地方債、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第 2 号、議案第 3 号、議案第 5 号、議案第 7 号、議案第 8 号、議案第 9 号、議案第 11 号、並びに認定第 1 号中平生町議会委員会条例第 2 条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。認定第 2 号、認定第 7 号、認定第 8 号及び認定第 9 号につきまして、9 月 12 日、委員会室において、町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審査いたしました。その結果と主だった審査経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第 1 号中所管事項、議案第 2 号、議案第 3 号、議案第 5 号、議案第 7 号及び議案第 8 号については、全て全会一致で承認。認定第 1 号中所管事項、認定第 2 号、認定第 7 号、認定第 8 号及び認定第 9 号につきましても、全会一致で認定すること

にいたしました。議案第9号及び議案第11号については、賛成多数で承認することといたしました。

次に、それぞれの主だった審査経過を報告いたします。

まず初めに、教育委員会にも説明出席を得て、議案第8号についての審査を行いました。健康福祉課・教育委員会それぞれから新制度での入園手続きの流れについての補足説明を受けた後の質疑において、認定こども園に関しては、現行の幼稚園・保育園とのサービス比較について、国からの補助金に関する報道について、また、小規模保育の質低下への懸念について、議案第7号にも関連した質問がありました。

現行の幼稚園・保育園のサービスは、認定こども園との違いはなく、新制度においても園のサービス低下のないように配慮し、また、料金面としても、現在の国基準よりも抑えた体系を基本に、協議して決定するものであること。新制度での認定こども園への補助金が、国の計算ソフトによる試算では減額になるという報道については、同ソフトへの入力複雑性に起因した問題と認識していること。また、保育士配置の基準緩和がされることでの保育の質低下が懸念される小規模保育などについては、必要研修の修了者による保育実施で質を維持していく対応となるが、現存の認可外施設が申請を経て新制度に移行することは、想定しにくい状況にあるとの回答がありました。

また、町外の私立幼稚園の動向や就園奨励補助金との兼ね合いについても質問があり、近隣私立園は新制度移行を見送る方向ということから、同補助金も従来どおり残す予定との回答を受けました。

議案第1号中歳入では、確定した地方交付税交付額に関して、今後の見通しについて聞きました。県との協議などを経て決定した予算をさらに下回る確定となり、臨時財政対策債と合わせ5,000万円近い影響額となったが、今後の不用額や財源調整による基金積み増しにより、できる限り補っていく方針であるとの説明を受けました。(107ページに訂正発言あり)

歳出、民生費では、老人福祉総務費の、福祉センター空調のリース対応について質問があり、整備費を抑える方針や、社協の会計処理上の理由によるものとの説明がありました。

議案第2号、議案第3号、議案第5号、議案第7号については、質疑はありませんでした。

議案第9号については、小学6年生まで拡大となる児童クラブの施設確保について質問があり、施設整備に当たっては小学校の空き教室の確保を視野に協議を続けているが、待機児童が生じないう、実情を踏まえながら対応していくとの回答がありました。

議案第11号については、医療法人に旧平生保育園の土地・建物を無償で貸し付ける内容に関連し、従前より町が借り上げている隣接民地の駐車場部分の取り扱いについて質問があり、同地の医療法人が使用する部分を有償とする旨の合意は既にされているとのことでした。

また、契約内容にその用途について盛り込んで明確にすべきとの意見と、今回の一連の報告・提案時期の問題についての指摘があり、契約には用途に関する条項を入れて1年ごとの更新とする方針であること、また、謝罪とあわせ、今後は早目の情報提供など丁寧な対応に心がけていくとの説明がありました。

次に、認定第1号中所管事項のうち歳出では、総務管理費、交通安全対策費の街路灯設置費補助金についての内容について質問があり、各自治会からの申請により、新設が8基、LEDへの取りかえ修繕が112基の、合計120基分に対しての補助を行ったものであるとの説明がありました。

また、保健衛生費の母子衛生費で、扶助費の不用額について質問があり、不妊治療費など、予算として見込みが難しい部分があるが、実績を精査した上での計上に心がけたいとの回答でした。

同じく母子衛生費の賃金に関し、幼児ことばの教室の利用状況について質問があり、出生数の減に反し、言語指導を必要とする子どもは増加傾向にあるという回答がありました。

認定第2号、認定第7号では質疑はありませんでした。

認定第8号では、地域支援事業費の介護二次予防高齢者施策事業費、委託料予算の全てが不用額となったことについて質問があり、介護一步手前の虚弱な高齢者という特定の対象者の把握が困難であったことから、プログラムに沿ったさまざまな機能回復のための事業展開へと至っていない実情について説明がありました。

認定第9号については、質疑はありませんでした。

以上が、総務厚生常任委員会での付託を受けました議案の審査結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

議員（11番 平岡 正一君） 議長、ちょっと休憩。

議長（福田 洋明君） 暫時休憩します。

午前10時11分休憩

.....
午前10時14分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。村中仁司総務厚生常任委員長。

総務厚生常任委員長（村中 仁司君） 議案第1号中歳入の中で説明した言葉の中で、基金積み増しによると言いましたが、これは取り崩しに訂正させていただきます。

議長（福田 洋明君） 次に、久保俊一産業文教常任委員長。

産業文教常任委員長（久保 俊一君） それでは、産業文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成26年9月11日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第1号中歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第4号、議案第6号、議案第10号、並びに認定第1号中平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、これも、以下「所管事項」と言わせていただきます。認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号及び認定第10号につきまして、9月17日、委員会室において、町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審査いたしました。その結果と主だった審査経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号中所管事項、議案第4号、議案第6号、議案第10号については、全て全会一致で承認、認定第1号中所管事項、認定第3号、認定第5号、認定第6号及び認定第10号につきましても、全会一致で認定、認定第4号については、賛成多数で認定することといたしました。

次に、それぞれの主だった審査経過を報告いたします。

まず、議案第1号中所管事項について、農林水産業費の地籍調査費では、システムセットアップの手数料を補正予算で計上したのは、緊急性があるためかとの質問があり、現在、測量支援システムを使用中のパソコンは旧式で、故障をした場合の対応ができないことから、今年度、新たに更新する地籍調査支援システムを使用するパソコンへ移行する必要があるためであるとの説明がありました。

土木費の道路橋梁維持費では、委託料の減額と工事請負費の増額の関係性及び舗装改修の詳細について質問があり、国費の内示額が大幅に減額になったため、計画を見直し、組み替えを行った。また、舗装改修は、町道八海線、町道隅田水越線、町道曾根大野南線の3路線を予定しているとの説明がありました。

災害復旧費の農業用施設単独災害復旧費では、工事請負費の詳細について質問があり、高畦道路、農道小郡畑線、山田道路、長谷後水路の災害復旧工事であるとの説明がありました。

諸支出金の飲料水供給施設事業費では、繰出金が減額になった理由について質問があり、当初、起債対象外としていた部分が起債対象となったため、一般財源分が減額となったとの説明がありました。

議案第4号では、飲料水供給施設統合整備に係る工事は、この予算をもって終了することが確認されました。

議案第6号及び議案第10号については、質疑はありませんでした。

認定第1号中所管事項について、歳入では、質疑はありませんでした。

歳出については、労働諸費の労働福祉対策費で、柳井広域シルバー人材センターへの負担金について、現在の会員数と負担割合について質問があり、428人の会員のうち、当町では98人

が登録されており、事務費を、均等割20%・人口割80%の割合で1市2町が負担しているとの説明がありました。

農業費では、農業振興費の補助金で、やまぐち集落営農生産拡大事業の現状と今後の展望について質問があり、毎年、生産量に差はあるが、農業団体や新たな担い手の所得倍増として、タマネギの作つけ面積拡大を進めていく方向で考えているとの説明がありました。

林業費では、林業総務費の備品購入費を不用とした理由について質問があり、当初予算で計上していた捕獲機材は、県東部鳥獣被害広域対策協議会で予算がついたため不用となったが、その後、新規会員数が増加したこともあり、各地区に再度需要を確認し、整備を行った上での不用額であるとの説明がありました。

道路橋梁費では、道路橋梁維持費の補償、補填及び賠償金が不用となった理由について質問があり、般若寺付近のクヌギの補償を毎年計上しているが、交渉が成立しなかったため、不用額となったとの説明がありました。

港湾費では、港湾管理費の賃金が不用となった理由について質問があり、災害時または緊急時の作業用として計上していたが、該当する事案がなかったため不用となったとの説明がありました。

都市計画費では、公園事業費の委託料で、団地内公園植樹の詳細について質問があり、景観上の問題もあり、向井原沖の公園に、シマトネリコを10本植樹したものであるとの説明がありました。

社会教育費では、図書館費の負担金、補助及び交付金に不用額が上がっている理由について質問があり、毎年、郷土史研究会に、活動経費として10万円の補助金を交付しているが、25年度は、大きな事業をする予定がないと辞退されたためであるとの説明がありました。

認定第3号については、質疑はありませんでした。

認定第4号については、歳入の負担金における収入未済額の詳細について質問があり、経済的理由または負担金に対する不理解が16件、居所不明が3件、町外居住が3件で、現在、交渉により1名が完納、2名が分納中であるとの説明があり、税の公正負担という点において、他の納税者が納得できる形で処理していただきたいとの要望がありました。

認定第5号、認定第6号及び認定第10号については、質疑はありませんでした。

以上が、産業文教常任委員会での付託を受けました議案の審査結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願いいたします。委員長報告を終わります。

議長（福田 洋明君） 以上で、委員長報告を終わります。

これより委員長に報告に対する質疑を一括で行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、議案第1号から議案第4号に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。

次に、議案第1号から第4号に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 賛成討論なしと認めます。

議案第1号から第4号に対する討論を終了いたします。

次に、議案第5号から第10号に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 反対討論……（発言する者あり）

ここで暫時休憩いたします。

午前10時26分休憩

.....
午前10時27分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

反対討論なしと認めます。

次に、議案第5号から第10号に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 賛成討論なしと認めます。

議案第5号から第10号に対する討論を終了いたします。

次に、議案第11号に対する反対討論の発言を許します。久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 済みません。最初に一言おわびしておきますけど、私ちょっと言葉遣いが悪いですので、また、反対討論ということが今回初めてですので、同じことを何回か繰り返すかもわかりませんが、皆さん、これをよく聞いて、最終的にはよろしく願いたいと思います。

一応、私の思いだけをちょっと皆さんに文章を自分なりに書いたんじゃけど、長くなりますけど、私の思いを皆さんに一回聞いてもらいたいと思います。

9月1日の全員協議会で議案を説明し、9月10日の定例議会に議案を上程されましたが、急に湧いてきたような議案を議会と話し合いや議論の時間もなく、また、情報提供もなく、議案の

採決を求めてきたことが、時間がなく急ぐことなら、行政判断でできるということを言われましたので、一般財産でありますので、総合政策課が議案でなく、結果報告でよかったのではないかと私は思っています。

本当に議会の採決を求めたいなら、議会は議論の場ですので、時間がないではなく、時間をかけてお互いに理解できるまで議論して、9月の定例議会ではなく、定例議会後の臨時議会を開催して、議案として採決を求める方法もあったのではないかと私は思っています。

急ぐ理由として、ことばの教室を言われましたけど、その間、ことばの教室に関しては、私はお互いに話し合えば、場所はどこでもあったと思います。私なりに一応場所をあちこち歩いてみましたけど、ことばの教室を一時やれる場所は、一応あると私は思っています。

これらのことを考えると、常識では考えられないと思っていますし、町民から批判もあるかもしれないが、私に賛同してくれる町民もいると信じています。

議会を無視及び軽視したような議案の9月定例議会への提出に対しては、議会人として素直に賛成できません。何事も賛成反対があり、人それぞれ考えが違うので、町民からも批判や賛同があるのは当たり前だと私は思っています。

批判に対しては、私の考えを責任を持って町民に説明していくつもりでもいます。これが、町民から選ばれた議会人だと私は信じています。

それと、平生町の将来や改革を考えて実行していくならば、私たちですぐできる足元の議会から、行政改革を考えて、お互いに意見、質疑で議事を議論の場にしていこうと思っていますので、町民の代表である議会人としては、9月の定例議会に急ぐ理由もわからないし、計画も流動的であり、平生町のためによいことだと思っているなら、なぜ議会と時間をかけて計画が成功及び実現できるような議論ができなかったのか、疑問が残ります。

それで、今回の議案の提出にしては納得できません。何事も実行するときは時間をかけて議論をして、お互いが納得して、協力して、初めて全てがうまくいくと思っています。

議論をすればするほど内容の中身が変わってくること、例えば建物の改修工事など、そういうのがそのつど出てきましたけど、このようなことで皆さんも納得されていないと思っていますし、審議も不十分だと思っています。

これらの点を考えると、見切り発車せずにみんなが議論して、納得してから臨時議会か次回の定例議会に議案として提出できなかったのか。これらを考えると、今回の定例議会の議案提出には納得できず反対しますので、この議案には今回賛成できませんので反対します。

皆さんも平生町の将来の改革及びこれからの行政との議会のあり方のためにも、平生町の議会人として、勇気ある判断及び行動をされることをよろしくお願いいたします。

以上で反対討論を終わります。

議長（福田 洋明君） 次に、議案第11号に対する賛成討論の発言を許します。河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） それでは、議案第11号土地及び建物の無償貸付について、2点にわたり私の意見を申し添え、平生町における児童福祉施策の向上、充実という大局的な見地から、賛成の立場として討論を申し上げます。

このたびの議案は、旧平生保育園の施設後利用に関し、児童発達支援センター計画を掲げる医療法人に対し、土地及び建物を無償で貸し付けようとするものです。今後の平生町の福祉の発展、向上策、また、新たな雇用の創出策としても大いなる期待を寄せているものです。

が、私は、この議案は町長の執行権の前提要件、また、前提手続きとする議決案件ではなく、地方公共団体の長の権限を規定した地方自治法第149条6項に対する不適切な行政運営ではないかという危機感を持っております。また、町長による議会という機関の意思決定の追認、誘導行為ではないか、このことも大変危惧をしております。

以下、2点にわたり今申し上げたことを根拠として述べさせていただきます。

まず1点目、財産の処分に関しては地方自治法第9節財産の中で、いろいろな制限、規定が設けられています。その中で最も基本となるものは、地方自治法237条と96条であります。

その中で、普通財産は原則として処分は禁止されておらず、地方自治法第237条第2項では、「条例または議会の議決によらなければ普通財産は交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、または適正な対価なくして譲渡し、若しくは貸し付けてはならない」こととなっています。

そのために、当平生町では、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」と「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」この2つの条例を設け、財産の交換、譲与、無償貸し付け、取得、処分等の規定をしています。

普通財産の無償貸し付け、または、減額貸し付けについては、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」の中で、町においてできると定めており、今回の議案は果たして適正な執行要件だと言えるのかが疑問なところであります。

私が調査したところ、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」を制定している町村では、一般的にこのたびのような議案の場合、議会の議決は不要とされているのが通例のようであります。

この議案の正当について甚だ疑問が生じているところでございます。この議案において、公平、公正、迅速な行政運営が遂行されているとは言えないのではないのでしょうか。公平、公正、迅速な行政運営は、どうすれば実現できるのか、事例等を含めた議案の妥当性について、当局においては今後調査研究を積極的に行っていただくよう、この場を借りて強く申し入れをいたします。

2点目です。本会議における質疑の中で、この議案の妥当性について質させていただきました。答弁の中で、より丁寧な議会運営を目指して上程したものだと言われました。

丁寧という主観的度合の裁量で、議案は果たして上程されているものなのでしょうか。主観的度合の裁量の余地はあってならないように私は思います。絶えず公平に、公正で法令遵守であります。丁寧さが必要なのは事前における状況説明の場の設定ではなかろうかと私は思います。

町長は、議会と執行部は平生という車の両輪だと例えて言われますが、ならば実行していただきたいものだと考えます。また、過去の案件でも同様に対応してきた類いの議案であるがゆえに上程したとの答弁をいただきましたが、これは、典型的な公務員のものの考え方、いわゆる前例踏襲主義であり、町が目指すという効率的な行財政運営はお題目だけに終わってしまうのかと不安視せざるを得ません。

直ちに住民の付託に応えるべく、公平、公正、中立な立場で、効率的、迅速な行財政運営の遂行に当たっていただくよう、特に町長にはそのリーダーシップを強く発揮していただくことを、この場をお借りして、このことも強く申し上げます。

以上、この議案は住民の付託に応えるべく、公平、公正、中立な立場で、効率的、迅速な行財政運営の遂行であるかどうかという観点から、2点、私は苦言並びに私の意見として申し上げます。

大局的な見地からは賛成の立場としての討論でございます。議員各位におかれましては、何とぞ適切なる御判断をいただきますようお願い申し上げます、討論を終わります。

議長（福田 洋明君） 次に、議案第11号に対する反対討論の発言を許します。柳井靖雄議員。

議員（9番 柳井 靖雄君） ここでよろしいですか。

議長（福田 洋明君） 結構です。

議員（9番 柳井 靖雄君） それでは、議案第11号について反対討論を行います。

まず最初にお断りしておきますが、今回の趣旨そのものに反対するものではありません。

しかしながら、昨年12月ごろから、先方と何回かの協議の末に旧平生保育園の無償貸与を前提に、ことばの教室委託の件を協議したとの説明でございました。

総務厚生常任委員会に説明されたのは8月20日であり、議案発送は9月1日でした。こんな重大な事件を事前説明もなく提案されるのはいかがなものかと。9月1日の全員協議会での説明で、手順の不備を陳謝されましたが、そのことはおいても、無償貸し付けの契約条件はとの質問に対して、今後協議を重ねるとの由。町が民間から借りている駐車場料金はどうするのかとの質問に対し、当初、無償貸し付けに含まれるとしながらも、異論が出ると、応分の負担を求めると答弁が二転三転し、また、事業計画の提出を求めると、先方が9月11日に説明に来られるから、その折にとの答弁でありました。しかしながら、先方との面会を求めたのは議会側からの要請に

よるものであります。

また、議会から、こなずさんで不透明な議決はできない、再度熟慮し、双方理解した上で議会に諮ってはどうかとのことに対して、時間がないとの一点張りでございます。

挙句の果てには、地方自治法第96条を曲解し、議会の議決は必ずしも必要ではない、否決されても行政の執行権の範囲内であると強弁を繰り返し、謙虚さはみじんもありません。

事業計画書もない、貸し付け条件の提示もなく、施設の改装計画も提示されない。これでは、白紙委任状に記名押印せよというに等しく、その上、委任状がなくても事業を強行するとの愚挙、妄動に加担するわけにはまいりません。

議会制民主主義を根幹から覆す執行部に断固反対し、将来に禍根を残さないよう、議員諸兄の良識に期待して、反対討論とします。

議長（福田 洋明君） 次に、議案第11号に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 賛成討論なしと認めます。

議案第11号に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。

議案第11号に対する討論を終了いたします。

次に、認定第1号から認定第10号に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。

次に、認定第1号から認定第10号に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 賛成討論なしと認めます。

認定第1号から認定第10号に対する討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第1号平成26年度平生町一般会計補正予算の件を起立により採決いたします。

議案第1号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、議案第1号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成26年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算から、議案第

4号平成26年度平生町飲料水供給施設事業特別会計補正予算までの件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第2号から議案第4号までの件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平生町災害対策本部条例の一部を改正する条例から、議案第8号平生町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例までの件を一括起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第5号から議案第8号までの件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平生町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の件を起立により採決いたします。

議案第9号に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号平生町営住宅条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

議案第10号に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号土地及び建物の無償貸付についての件を起立により採決いたします。

議案第11号に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

次に、認定第 1 号平成 25 年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を起立により採決いたします。

認定第 1 号に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、認定第 1 号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、認定第 2 号平成 25 年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第 3 号平成 25 年度平生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を一括により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、認定第 2 号及び認定第 3 号は原案のとおり可決されました。

次に、認定第 4 号平成 25 年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を起立により採決いたします。

認定第 4 号に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、認定第 4 号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、認定第 5 号平成 25 年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第 10 号平成 25 年度平生町飲料水供給施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの件を一括により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、認定第 5 号から認定第 10 号までの件は、原案のとおり可決されました。

日程第23・議案第12号

議長（福田 洋明君） 日程第23、議案第12号平成26年度平生町一般会計補正予算の件を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さんおはようございます。

去る9月10日に御提案申し上げました数多くの議案につきまして、本会議並びに各常任委員会におきまして慎重に御審議賜りましたこと、まずもって厚くお礼申し上げます。

そして、ただいまは、予算4件、条例6件、事件1件、認定10件につきまして御議決を賜りましてまことにありがとうございました。

本年度も、間もなく下半期に入ります。私自身も改選期を迎えることとなりますが、決意を新たに、財政運営を含め行政の適正な執行に努め、住民の福祉の増進に全力を挙げて取り組んでまいり所存でございますので、議員の皆様方におかれましても、よろしく御指導賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日御提案申し上げます案件は、予算1件、人事案件2件でございます。

まず、議案第12号平成26年度平生町一般会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員の補欠選挙に係るものであり、補正額といたしましては85万3,000円を追加いたしまして、予算総額は50億3,414万4,000円となるものであります。

歳出の内容といたしましては、7ページになりますけれども、選挙費に海区漁業調整委員補欠選挙費を新設し、選挙に係る人件費、事務費を計上いたしております。

歳入につきましては、前に戻りまして6ページでございますが、海区漁業調整委員補欠選挙費に係る県委託金、及び財政基金からの繰入金を財源充当いたすものであります。

瀬戸内海海区漁業調整委員会は、瀬戸内海海区内の操業調整を行う機関でありまして、その委員は、漁民委員9人、学識経験者4人、公益代表委員2人の計15人で構成されているものであります。このたび、その委員のうち選挙による委員であります漁民委員1名が8月末に逝去され、委員に欠員が生じたため、漁業法第93条第2項の規定により補欠選挙を行う必要が生じたものであります。

同じく漁業法において準用されることとなっております公職選挙法第34条第1項の規定によりまして、補欠選挙の期日は、その行うべき事由が生じた日から50日以内とされております。先の山口県選挙管理委員会におきまして、10月7日告示、16日投開票と定められたところでありまして、本日追加して議案を上程させていただいたところであります。

以上をもちまして、議案第12号平成26年度平生町一般会計補正予算の説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答え申し上げたいと存じますので、よろしく御審議をいただきまして、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開を午前11時10分からといたします。

午前10時56分休憩

.....
午前11時10分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。ここでもう一度暫時休憩いたします。

午前11時11分休憩

.....
午前11時19分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） 海区漁業調整委員ですけれども、さっき定員数等の説明があったんですけど、現在の任期がいつからいつまでの何年なのかをお答えいただけたらと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 総務課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） ただいまの御質問にお答えいたします。

現在の委員の任期につきましては、平成24年8月8日から平成28年8月7日までとなっていますので、この方の1人が欠員になりましたので、残任期間となります28年8月7日までが新しく当選されました委員さんの任期になります。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第12号平成26年度平生町一般会計補正予算の件を起立により採決いたします。

議案第12号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第24．同意第1号

議長（福田 洋明君） 日程第24、同意第1号平生町監査委員の選任についての件を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） ただいまは、第12号議案につきまして御議決を賜り、まことにありがとうございました。

続きまして、同意第1号平生町監査委員の選任について御説明申し上げます。

平生町の監査委員は、地方自治法第195条によりまして、2名と定められておりまして、識見を有する者から選任するもの1名及び議会議員のうちから選任するもの1名で構成されております。このうち識見を有する者から選任をいたしました中嶋代表監査委員の任期が、11月15日に到来いたします。

中嶋監査委員には、平成18年11月16日から2期8年間、町の代表監査委員としてお務めをいただき、その間、過去に培われた御経験をもとに数多くの御指導、御助言をいただいていたところであります。

中嶋氏の略歴は議案裏面に添付いたしておりますが、昭和38年3月に中央大学法学部を御卒業され、同年4月から平成12年12月まで大手総合化学メーカーに勤務され、人事労務部門、経理部門などの要職を歴任されるなど、幅広い御識見をお持ちであります。

また、平成17年7月からは本町の人権擁護委員として御活躍をいただいております。温厚誠実なお人柄に加え、業務にも大変熱心に取り組んでいただいております。

このように、過去の御経験や実績などを勘案いたしますと、引き続いて御指導をいただくことが必要であると判断をいたし、中嶋氏を再任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、町議会の御同意をお願い申し上げます。

議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、本案については討論を省略することに決しました。

これより採決に入ります。

同意第1号平生町監査委員の選任についての件を起立により採決いたします。本案について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、同意第1号の件は原案のとおり同意されました。

日程第25 . 同意第2号

議長（福田 洋明君） 日程第25、同意第2号平生町教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） ただいまは、御同意を賜りまして、まことにありがとうございました。

続きまして、同意第2号平生町教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

今月末をもちまして任期が満了いたしますのは、教育委員長職務代理者を務めていただいております西村千秋氏でございます。西村氏におかれましては、4年前の平成22年11月1日に教育委員として任命いたしております。

西村氏の略歴は議案裏面に添付いたしておりますが、昭和26年10月5日生まれの62歳でございます。昭和49年3月に皇學館大学文学部国文学科を御卒業後、柳井学園高等学校教諭として、平成13年に退職されるまで26年間務められました。

教育委員就任後の4年間は、学校計画訪問や各種行事にも精力的に御参加いただくとともに、御自身の経験を生かされ、学校教育、社会教育両面による総合的な視点から多くの意見や助言指導をいただくなど本町の教育振興に多大なる御貢献をいただいております。

また、平生町音楽協会副会長を初めとする数々の要職を務められ、生涯学習の振興や地域づくりにおきましても、御活躍をいただいているところであります。

健康面におきましても大変お元気で、十分職責を全うしていただけるものと考え、再度任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、町議会

の御同意をお願いするものでございます。

先ほど、今月末をもちまして任期が満了と申しましたが、10月末をもちましての訂正でございます。おわびを申し上げたいと思います。

以上、御説明を申し上げましたが、よろしく御審議をいただきまして、御同意をいただきますようによろしくお願いいたします。

議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については討論を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、本案については討論を省略することに決しました。

これより採決に入ります。

まず、同意第2号平生町教育委員会委員の任命についての件を起立により採決いたします。

本案について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、同意第2号の件は原案のとおり同意されました。

日程第26．議員派遣の件

議長（福田 洋明君） 日程第26、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配布の文書のとおりといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配布の文書のとおりとすることに決しました。

日程第27．常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

議長（福田 洋明君） 日程第27、常任委員会の閉会中の所管事務等の調査の件を議題といたします。

会議規則第67条第1項の規定によって、総務厚生常任委員長及び産業文教常任委員長からお

手元に配布の文書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。したがいまして、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

・ ・

議長（福田 洋明君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成26年第4回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前11時31分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 柳 井 靖 雄

署名議員 河内山 宏 充